

平成 28 年度

飯 館 村 歳 入 歲 出
予算審査特別委員会記録

自 平成 28 年 3 月 10 日
至 平成 28 年 3 月 15 日

飯 館 村 議 会

平成28年3月10日

平成28年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）

平成28年3月10日、飯館村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	北原 経君		
副委員長	菅野 新一君		
委 員	渡邊 計君	松下 義喜君	伊東 利君
	佐藤 八郎君	飯樋 善二郎君	高野 孝一君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅野 典雄	副 村 長	門馬 伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	藤井 一彦
復興対策課長	愛澤 伸一	除染推進課長	中川 喜昭
生活支援対策課長	細川 亨	会計管理者	但野 正行
健康福祉課長	高橋 正文	教育長	八巻 義徳
教育課長	村山 宏行	農業委員会 事務局長	但野 正行
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊藤 修一 書記 北原 美樹

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（北原 経君） おはようございます。

本日の出席委員は8名です。

ただいまから平成28年度会計予算審査特別委員会を開会します。

(午前9時00分)

委員長（北原 経君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

本特別委員会は、去る3月4日の本会議において付託をされました平成28年度飯館村一般会計のほか5つの特別会計、計6会計の予算について本日から審査を行います。

図らずも、私北原が委員長を仰せつかりました。よろしくお願ひいたします。なお、副委員長に菅野新一委員が選任されました。まことに重責ではありますが、賢明に務めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あすで東日本大震災発生から丸5年となります。これによる原発事故で、村民にとっては全村避難という村外で暮らす厳しい5年間がありました。私たちの生活の基盤はもとより、日本の産業・経済も大きな打撃を受け、村民は今なお収束しない原発事故による放射能汚染の不安と行政・東電への不信感を抱え、避難生活を送っておりますが、一日も早く普通の生活を取り戻せるよう、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならぬものと思っております。

さらに、本年は役場機能の村への帰還、来春までには避難指示解除が見込まれる中、今まで以上、村民一人一人の復興に向けた取り組みが大事であります。

そのような中での平成28年度予算の審査特別委員会でありますから、村民の健康はもとより、避難生活の安全・安心と、特に帰村と復興へ一層の前進に向けた取り組みと事業の確保に気を配り、村民の抱える不安を一つでも払拭しなければならないと思っております。

お手元の予算書は、平成28年度で実施する事務事業とそれに充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどのように調達し、村民のためにどのように使われていくのかを示したものであります。村としては村民の安全・安心を第一と捉えた予算の編成をしているものと思われますが、ご承知のようにこの予算は例年にも増して今後村政を左右する重要な歳入歳出の予算案であります。

本委員会は、村民の心の復興はもとより、本当に村民生活の安心・安全が、さらには福祉の向上につながる予算であるかなどを確認する重要な委員会であります。

どうか委員各位におかれましては、この予算審査の意義に強い思いを持って審査に臨んでいただきたいと思う次第であります。

なお、議事進行が円滑に進みますよう、特段のご協力のほどをよろしくお願ひいたします。

また、村長を初め、各課長等の皆様におかれましては、審査期間の全般を通して実のある審査ができますようご協力を願ひいたします。

それでは、予算審査特別委員会に付託されました議案第10号「平成28年度飯館村一般会計予算」、議案11号「平成28年度飯館村国民健康保険特別会計予算」、議案第12号「平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計予算」、議案第13号「平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第14号「平成28年度飯館村介護保険特別会計予算」、議案第15号「平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日から15日までの3日間であります。この後、各課長から担当する事務及び事業に係る予算等について説明を求め、2日目及び3日目は、議案第10号から議案第15号までの総括質疑を行い、質疑を終えてから採決を行います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（北原 経君） 異議ないものと認め、そのように決定しました。

なお、事前にお願いいたしていますが、説明の時間は限られておりますので、各課長等の説明に当たっては、新規事業や要点について特に説明をしていただき、若干の質疑時間を持ちたいと思います。配付の時間割表によって進めてまいりたいと思いますので、予定時間前に終えられるようにご協力を願いいたします。

④休憩の宣告

委員長（北原 経君） ここで若干休憩をとります。

なお、説明員の皆様には一旦退席を願います。

(午前9時07分)

⑤再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開をいたします。

(午後3時59分)

⑥散会の宣告

委員長（北原 経君） 以上で全ての課長等からの説明は終わりました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、14日は午前9時から、この場所にて再開いたしますので、時間におくれないようよろしくお願いします。

(午後4時00分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月10日

予算審査特別委員会委員長

北原 経

○

○

平成28年3月14日

平成28年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）

平成28年3月14日、飯館村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	北原 経君		
副委員長	菅野 新一君		
委 員	渡邊 計君	松下 義喜君	伊東 利君
	佐藤 八郎君	飯樋 善二郎君	高野 孝一君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅野 典雄	副 村 長	門馬 伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	藤井 一彦
復興対策課長	愛澤 伸一	除染推進課長	中川 喜昭
生活支援対策課長	細川 亨	会計管理者	但野 正行
健康福祉課長	高橋 正文	教育長	八巻 義徳
教育課長	村山 宏行	代表監査委員	佐藤 榮一
農業委員会長	菅野 宗男	農業委員会事務局長	但野 正行
選挙管理委員会書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊藤 修一 書記 北原 美樹 書記瀬川 雅幸

飯館村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（北原 経君） おはようございます。

本日の出席委員は8名であります。これより予算審査特別委員会を再開いたします。

（午前9時00分）

委員長（北原 経君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、この委員会は議題となりました平成28年度飯館村一般会計並びに各特別会計の予算に係るものであります。

委員の皆様には、避難を強いられている村民のことを念頭に置き、安全で安心して避難生活が送られ、何よりも村民の福祉の向上のため、効果的に財政運営が図られているか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただき、特に議事進行上、議題外にならないようご承知おき願います。

なお、質疑の際は挙手をして発言の許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効果的な議事の運営に努めてまいりますので、特に質疑の際は、予算書を初め予算説明書等のページ及び項目を明示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。答弁者におかれましても、私の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。ご協力を切にお願いし、以上申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

それでは直ちに会議を開きます。

これから議案第10号から議案第15号までの6議案について、一括質疑を行います。

なお、質問者は答弁漏れがないよう一問一答でお願いいたします。

それでは、これより質疑を許します。

委員（高野孝一君） 改めて、おはようございます。

予算ガイドのナンバー5で伺うものであります。

平成28年度飯館村一般会計当初予算総額は91億5,800万円、国民健康保険特別会計以下6会計を加えた予算総額は116億5,000万円となり、予算規模としては過去最高額になったとの説明がありました。ご承知のとおり、国においては震災以降10年間を復興期間と定め、それをさらに5年間に区切って前半を集中復興期間、後半を復興創生機関と位置づけております。そして、復興予算は集中復興期間に25兆5,000億円、復興創生機関に6兆5,000億円が充てられているようあります。つまり、平成28年度からは復興予算が大幅に縮小されることになり、いかに復興予算を活用するかが課題であると考えております。

提案理由の中で、着実な帰村を実現し復興をより確かなものにする予算、その方針が示されました。本日は当村議会OBの皆様が多数傍聴にお見えになっておりますので、改めて平成28年度の財政運営方針についてお伺いするものであります。

・ 総務課長（中井田 榮君） ご質問いただきました財政運営の方針であります。議会の初日に村長から提案理由の中で述べておりますように、平成28年度は帰村に向けても重要な

1年となる予算であります。

財政運営に当たりましては、国・県の有利な補助事業などの財源確保に全庁挙げて取り組んで、村の負担が限りなく少なくなるように努めながら、提案理由にもありますように、生活環境のインフラの整備、復興拠点の整備、医療福祉、農業の再開、雇用の創出、さらには教育環境の充実などを計上しているところであります。

予算規模は、今までありましたように過去最高で、これから予算委員会でご議論していただくさまざまな復興、帰村に対応する事業に計上しているところであります。予算規模は、今ほどありましたように震災前の2倍超の91億5,800万円で、そのうち復旧・復興予算が約54億7,000万円と歳出総額の約6割を占めております。限りある財源の中で、引き続き規律ある財政運営に努めて行きたいと考えております。

委員（高野孝一君）　ただいま、財政運営方針は帰村に向けての重要な1年ということで位置づけて、国・県の有利な財源を確保しながら全庁挙げて対応することという説明がありました。

財政運営方針的なことはわかりましたが、私は、復興の第一歩である除染のおくれが復旧・復興のおくれや予算執行の妨げになっているのではないかと考えております。この辺、除染は国の責任で行うものですが、計画どおり進捗していないにもかかわらず、国では平成29年3月までには完了する見込みであるとの計画を崩していません。このような状況の中で、予算編成に当たっての基本的な事項をわかりやすくお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君）　ご質問の基本的な事項でありますけれども、実は、予算編成に当たりましては、昨年12月に当初予算の編成会議を行っているところであります。その中で、村長からは帰村に向けて大事な1年になるので全職員の英知を結集して予算編成に当たるように指示を受けているところであります。その中の基本的な事項が5つあります。

まず1つは、財源の確保であります。国・県の予算編成の動向を十分に留意して、可能な限り財源確保に努めることが1つ目であります。

2つ目は、復興計画の反映であります。復興計画の第5版に盛り込まれております事業や施策は、財源確保に努めて、可能な限り当初予算に反映することが2つ目であります。

3つ目は、避難指示解除に向けた対応でございます。避難指示解除前後におけるさまざまな事業とか事務の確実な対応だけではなくて、各種の税、あと保険料減免措置の考え方についても十分に留意して、さらに同様に役場本庁機能移転や機構改革対応に向けても漏れのないように予算に上げることが3つ目でございます。

4つ目は、コスト意識であります。予算予定に当たりましては、前年度の例にならって安易に上げるのではなくて、限りある財源の意識をもとに、職員一人一人がコスト意識を持って、最小の経費で最大の効果が上がるよう予算要求とすることが4つ目であります。

あと最後に、5つ目でありますけれども、年間見通しに基づく予算要求であります。当初予算は要求の補足、過剰な要求にならないように1年間の見通しを立てて予算要求

を行うこと。この5点について基本的な事項として村長から指示を受けております。

委員（高野孝一君） ただいまは、職員の英知を結集して5つの方針が示された。財源の確保、復興計画、避難指示解除、コスト削減、年間見通しに基づく要求ということでありますけれども、これらの基本的事項を踏まえて、ナンバー5にあるように161にわたる重点事項を踏んでおり、そのうち新たなものとされるもの、35事業というのがありまして、これらの予算総額は66億6,000万円となっております。先ほども国・県の有利な財源確保をうたいながらその説明がありましたが、これらの事業の財源等に当たり、特徴的なものをうかがっておきます。

総務課長（中井田 榮君） 3月10日、予算審査の1日目に歳入全体を説明させていただいて、その中で資料ナンバー5の2ページをお開きください。その説明の中で、私から特徴的なところを丸と三角をつけさせていただきました。丸がふえている部分で、三角が減っているところということで、9番の地方交付税が丸、あと11番の分担金負担金が丸、あと国庫支出金が丸、あと県支出金が三角、あと16番の寄附金が丸、あと17番の繰入金が丸、あと20番の村債が三角ということで印をつけさせていただいたところがあります。

この中で特徴的なところは、9番の地方交付税の数が22億5,000万円ということで、構成比にして24.6%ございます。さらに、13番目の国庫支出金でありますけれども、予算額は30億4,665万7,000円ということで、構成比が33.3%ございます。あともう一つは、17番繰入金になりますけれども、予算額が20億5,289万円というところで構成比が22.4%ございます。この3つを足すと約8割を占めてございます。こういったところが今回の財源確保の中の特徴的なことかなと考えております。

委員（高野孝一君） 私は、3月4日の補正予算や決算の状況を見るときに、予算の確保はしたもの、いろいろな事情もあるのでしょうか、大きく残額が生じてしまうような事業もあるようあります。したがって、12月の請差等による不用額などは除くとしても、やはり国や県の支出金をより有効に活用するような対策をする必要があるのかなと考えておりますけれども、この辺についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 国・県の補助金、交付金等、復興予算ということでいっぱいあるわけでありますけれども、いろいろな事業をやっている中で、最後まで予算を納めて事業を進めないと進まない事業もございます。そういう意味では、最終的には残っていく事業もあるわけでありますけれども、先ほど申しましたように、全庁挙げて、全職員挙げて国・県の補助事業を使いながら、とにかくなるべく一般財源を使わないような形で今後とも事業を進めていきたいと考えておりますので、その辺はご理解いただけるかなと思います。

委員（高野孝一君） 今でも、いわば各事業の繰越明許などが諸般の事情によりやむを得ないところがあるものの、本予算が確立されたならば、より早目、より早目の仕事をこなす工夫も一段と必要かと考えます。

次に、資料ナンバー5の2ページ、寄附金5まで寄附金1億円の予算計上の根拠についてお伺いしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） これは1日目にもご説明しましたように、ふるさと納税分でござ

います。今までふるさと納税3億円ほどいただいているわけでありますけれども、これは寄附金でありますからどのぐらい来るかわからない状況でありますので、固く見込んで、28年度当初につきましては1億円の予算を計上させていただいたところであります。

委員（高野孝一君） 昨年12月から始まりまして、多くのふるさと納税が寄せられたわけでありますけれども、現在の状況を伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） 2月末現在でありますけれども、全体で9,002人からいただきまして、寄附総額が3億5,083万9,401円でございます。

委員（高野孝一君） まさに多くの方から多くの納税が寄せられたわけであります。これらの寄附を今後どのように生かして活用していくのか、改めてお伺いします。

村長（菅野典雄君） ふるさと納税は、飯館村ではできるとは思っておりませんでした。产品もなし、ましてや忙しい事務の中で、全力でありますが、そこをまた別な角度から見るということで、事務のある程度は事業実施に、会社にお願いし、そして多くのサンプルのということであります。

いわゆる、これほど多くの人たちが多くの善意を寄せていただいたというのは、飯館村が常に震災に耐えながらも前向きでやってきたということが大きな要因だと思いますが、もう一つは产品が残念ながら避難によってなくなったということなので、ぜひ全国の皆さん方に产品でお返しをさせていただいたり、あるいは、それを使わせていただいているというのが1つだろうと思います。

2つ目は、いわゆる使うものに限定しているということが、多分、支援をしていただいだ人の心を打ったのではないかなと私は思っています。それは今、ご質問にあったようなことですが、1つは復興拠点に、やはり道の駅でありますから少なくともほかの道の駅とは違った形をしないと、全国津々浦々に道の駅はあるわけですから、そこにどう特徴を出せるかということの中で、シンボル的なこともしていかなければなりませんし、汚された土地をやはりいかに、美しくとは言いませんけれども、それとはまた違って前を向いているということに特化しているということ。

さらに、もう一つは、なかなか子供さんが帰らないという状況も見え隠れしておりますので、少なくとも短時間でも来ていただけるよう、あるいはほかの人たちも来ていただけるよう、そんなことにというところを絞らせていただいたのが、なるほど、そうか、じゃあ飯館村を応援しましょうということになったのではないかと、あくまでもこちらの推測、仮定でございますが、そんな思いでいるということであります。

したがって、まだふるさと納税は続いておりますので、来年度に向けてどのように組み立てさせていただいて、応援させていただくか、応援していただいたということと、もう一つ、これだけの多くの人たちに応援していただいたわけですから、ただ、ありがとうございますだけの話ではないのではないかということで、それについての予算なども今回計上させていただいているところでありますので、何分ご理解いただければと思っていところであります。以上です。

委員（高野孝一君） いわゆるふるさと納税制度は、国の税の控除対象、特産品の見返りなどもありまして、全国的に取り組んでいるようであります。私は、寄附していただいた方

に、感謝状になるのかどうかはわかりませんが、やはり御礼的なものは必要なのかなと考えておりますけれども、村長はその辺どのようにお考えなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） とりあえず、御礼の挨拶は頼んでいる会社からいっていると思っておりますが、それでいいというものではないと思っておりまして、新年度予算に今回製作させていただきました「震災4年半の記録」というものを全員に送らせていただきたいと思っています。もちろんメッセージを入れてあります。したがって、かなりの冊数の増刷させていただくということではないかなと思っております。

それから、もう一つは、どちらかというと東京近郊が多いということもありまして、東京などでいつになるかわかりませんが、いわゆる感謝の集いというようなこともしながら、できるだけそういう方とこれからもやっぱりつながりを持って、ただただふるさと納税をしてもらった、ありがとうだけではない、何かそこから波及するようなつながりを持っていければと考えているところであります。以上であります。

委員（高野孝一君） 次に入ります。同じく資料5の性質別歳出予算の公債費について質問します。6ページ。

今年度の公債費は4億3,114万2,000円になっております。このうち、辺地債が約1,300万円、過疎債が約1億9,000万円、これらの利子償還が1,989万9,000円となっているわけであります。過去5年間の中では一番少ない償還金額になっているようでもあります。

以前、一般質問で言わわれたように、昭和55年に償還が始まったものがいまだに続いているようあります。昭和時代の金利は、預金金利や貸付利子は今では考えられない高い利率になっております。このような状況から、今では埋まってしまったことにはなりますが、平成19年度から3年間、臨時特例措置として公的資金補償金免除線上償還を行い、将来負担の軽減を図った経緯もあります。

したがって、本村におきましても、昭和時代の償還分についてはどのくらいあって幾らの利子を払っているのか。さらには、線上償還に伴っての補償金の支払いの問題もありますし、普通交付税の絡みもあるでしょうが、一度精査する必要があるのではないかなど考えるものがありますが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ただいまご質問いただきました借金でありますけれども、昭和の時代の借り入れが2本ほどあります。55年度、大雪になった後のやつなんですけれども、公有林の整備事業であります。利率の一方が3.5%、もう一方が6.5%ということで、現在、利子で1本目の3.5%は4万1,000円ほど返しております。あと、6.5%は4万3,000円ということでございます。これは元利均等でありますから、32年8月まで返すような形になっておりますけれども、実は前にもご質問いただいたて県に確認しながら整備をしているんですけども、実は線上償還という制度がござりますけれども、線上償還しても通常の償還と支払う額が変わらないという結果が出ております。

というのは、線上償還をした場合には、線上償還した日から本来償還が終わるまでに支払う予定の利子分を補償金としてまた別に払わなくちゃいけないと。線上償還は済んだけども、利子分の補償という部分を繰り上げしなくちゃいけないということが出まして、結局は支払うのと同じことがありますので、村としては今までどおり、あと

少しでありますので、32年8月までこの事業については支払いを継続していきたいと考えております。

委員（高野孝一君） そうすると、資料ナンバー3の182、183を開いてください。

183ページでは、今年度の負債が2億2,970万円、先ほど言った償還が41億1,024万3,000円で、これまでの残額が41億7,990万8,000円になるという見込み額が掲載されております。その下に、辺地債約2,000万円、過疎債18億円という部分もありますけれども、辺地債と過疎債は2割ないし8割以外は普通交付税で戻ってくるんだよということですね。でも、それを除いた、今言った一般的な借金の中で補償金は早く払っても利子は同じく払わなきやならないと、私も知らないんだけれども、ちょっとそういうことは書かれていなかつたんですが、それで間違いないんですか。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどのお答えの中で、今、補償金の話をしましたけれども、補償金を払うことは間違いないの、県に確認しましたけれども、補償金は必要になるといった内容であります。

委員（高野孝一君） わかりました。じゃあ、次に入ります。

それでは、同じく資料の5、9ページ、平成28年度重点事業の長い、重点事業調書の9ページ、事業の10番、第2分団機動部ポンプ車整備事業についてお伺いいたします。

現在、村には消防ポンプ自動車2台ありますけれども、今回、更新される消防ポンプ自動車は第2分団機動部、いわゆる飯樋町に配備されているポンプ車であります。平成3年に購入されたものでありますから、約25年が経過しようとしています。事業費が1,928万9,000円となっております。ポンプ車といつてもピンからキリまでありますけれども、型式とかタイプなどについてどのぐらいのレベルを考えているのか、まずもってお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 今回、当初予算に上げてある第1分団、第2分団の消防ポンプ自動車でありますけれども、実はカタログ、3台あります真ん中のCD-1Bであります。これはポンプ室の上部のところにアルミシャッター付ボックスがついて、あと内容としては取りつけ附属品としていろいろ基本的な装置は全部ついておりまして、ホースも10本ついているということと、あとさらにボックスには消火活動に必要な各種資材など収納することができるような形のものが装備されているということで、基本的なCD-1Bタイプのものを導入したいと考えております。

委員（高野孝一君） この前、ちょっと事前に協議した中では、CD-1のスタンダードタイプであると私は感じおりました。スタンダードタイプというのは今使っているようなタイプで、後ろにほろをつけたり器具がきちんと整理されている中でもやはり昔の消防車両ですから、これからあと20年、25年使うポンプ車としては同じようなものではまずいんじゃないのと考えています。

それで、今、後ろは積載品を守るために当然、前、後ろはシャッター付ですよと。後部にはホースを10本ぐらいつないで畳んで、それをホースカーというものに順に折り畳んで置くというタイプのもの。これはホースカーというんですけども、そういうものも消防団にとっては今普通の装備になっています。

常備消防では、今年、国の補助事業で10分の10で導入されたポンプ車4,300万円で、ホースカーもボタン1つでびゅうんと下がって、バッテリー時速6キロぐらいの速さで自動的にホースが展長されるということなんです。だから、バッテリーつきのホースカーなんていうのはどうかとしても、やはり今言ったきちんとした横で積載品をきちんと整理できるような棚、ホースカー、そういうものを整備すべきじゃないかなと思っています。

そして、現在、消防団員が減少する中では、やっぱり消防団の装備の充実というのは喫緊の課題だと思っています。それで、新しいポンプ車を整備することが消防団の士気の高揚と消防団活動に大きく寄与するものと考えますので、再度、仕様書、事業費等を検討いたしまして、立派な消防自動車を整備するべきであると考えておりますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 現場から上がってきてているということなのかなとは思いますが、なおもうちょっと精査して、今ありましたように20年、30年使うということになれば、より質がいいのかどうか、もう一度検討していただいて、その上でまたお答えさせていただきたいと思います。それ以上ちょっと私もわからないので、もし担当がそれ以上わかつていましたら答えてください。

委員（高野孝一君） 次に、同じページの8番、第1分団機動部屯所建設事業についてお伺いいたします。

事業費3,092万8,000円ですが、場所については大谷地住宅の一角になると思っております。どのような計画になっているでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 説明資料にもありますように、大谷地住宅の前に旧相馬クボタのあの辺でありますけれども、そこに今の建物が大体64平米ほどございます。木造平屋の消防屯所を新築したいと考えております。

委員（高野孝一君） ただいま、面積64平方メートル、構造は木造平屋建てという説明がありました。第1分団は消防団員の人数が一番多い部であります。災害出動には村内どこでも現場に駆けつけますし、予防消防初め、そこで集会や食事、休憩あるいはポンプ操法大会をした場合の休憩なども現在やっているようありますけれども、そういう中でポンプ自動車の車庫のみならず、休憩所の整備もきちんと整備する必要があると考えておりますけれども、これらの観点をちょっとお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 説明資料にもありますように、これから設計も、大谷地住宅のあそこの進捗を見ながら、設計もかけながら進めていくわけでありますけれども、当然、現在、休憩所もありトイレもありますから、その辺、十分に消防団とも協議しながら進めていきたいと考えています。

委員（高野孝一君） さらに、屯所の建築とあわせて、やっぱり災害で使ったホースが汚れる、乾燥するという中で、ホース乾燥塔というものが必要であります。現在は、古い昔の火の見やぐらに上がって、途中にかけて干していたような経過がありますが、これからはやはり電柱のタイプとか鉄骨のタイプというホース乾燥塔というものがあります。やっぱり、下からきちんと上げて安全管理に資するようなホース乾燥塔というものを整備す

る必要があるんじやないかなと思っているんですが、その辺についてはいかがですしうか。

総務課長（中井田 榮君） 見積もりの中には、今、ご指摘のありましたホース乾燥塔も入れて見積もりいただいておりますので、その辺、設計の中でまた協議しながら進めたいと思います。

委員（高野孝一君） 次に、関連もありますので、同じ9ページの9番、第2分団機動部屯所建設事業についてお伺いいたします。

先ほど、第2分団機動部というのは飯樋町の機動部です。今の村民グラウンドのネットの手前、三角の地点に、以前、八和木で使っていた小型ポンプ積載車のポンプ置き場と機動部のポンプ置き場があつて休憩所があるような古い建物がありますが、この辺についても同じ場所に建設するには、一度どこかに移動していただかねばならないわけありますけれども、屯所の撤去と、建物ができる間の対応について伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） 飯樋のネット裏の三角のところに現在屯所があるわけでありますけれども、それを解体して建築するわけでありますので、物については、旧診療所の歯科のバスを入れる車庫がありますけれども、そこを使って一時保管したいと考えております。

委員（高野孝一君） 同じく構造や面積、ホース乾燥塔についても再度確認しておきます。

総務課長（中井田 榮君） 第1分団と同じく、ホース乾燥塔は見積もり額に入っていますので、それも十分に協議して進めていきたいと思います。

委員（高野孝一君） それでは、とりあえず最後になりますけれども、資料の11ページ、47番の防犯対策事業のうち、防犯巡回パトロール業務 3億4,458万8,000円についてお伺いいたします。

さきの全協の中で若干説明は受けておりますけれども、現行の見守り隊から民間会社へ移行するとの説明がありまして、人員も大幅に削減して80人程度ということがありました。この見直しの事業、改めて管理なり、業務内容について伺っておきます。

住民課長（藤井一彦君） 今、おただしさりました今年度までは見守り隊の事業でございますけれども、今年度いっぱい雇用対策事業としての見守り隊というのはやめるということになりました、来年度から民間委託する形でやるということになりました。

体制としましては、今まで行政区単位で見守りをやっていたんですけども、全村一円でやるような体制でやりたいということあります。雇用形態も今まで村の臨時職員という形だったんですけども、今回からは民間委託いたしますので、民間会社の社員といった形になります。

それから、あと隊員の年齢なんんですけども、今は隊員の数が少ないので70歳以上でもいいよということでお願いしているんですけども、今回、民間委託に当たりましても、健康であれば70歳以上でも大丈夫だということで見積もりをいただいている会社からそんな回答をいただいているところでございます。

雇用の人数につきましては、ほかの自治体でも多くても20人とかそのぐらいの数でやっているんですけども、最大限努力いたしまして80人ということでやらせていただくと

いうことになっております。

あとは、単価なんですけれども、1日8,000円程度ということで、これに各種手当をつけてやりたいということあります。

あと、社会保障についても社会保険に今回は加入させていただくということにしたいと考えております。

若干の変更は出てくると思いますけれども、普通に勤務している方たちにとっては、勤務時間についても5時半から9時半までの2交代制で毎日やるということでありますし、ただ勤務場所についても、とりあえずいちはん館の中で、その後は多分、草野小学校に移るようになるのかなということで今、考えているところでございます。

それから、あと勤務のシフトでございますけれども、これも今、1日置きに勤務ということでございますので、これも継続してまいりたいと考えております。

そんなことで、200人から80人で大分人数としては減るという形なんですけれども、村といたしましては最大限努力いたしまして、希望する方には履歴書を出していただいて、業者については入札で決まってくるわけなんですけれども、業者へ履歴書をお渡しして、1人でも多くの方を雇っていただくようにお願いしていきたいと思っております。

2月末までに履歴書を出していただくということだったんですけども、今、80人、それから事務局を入れると82人になるんですけども、85人の方から見積書をいただいておりまして、村といたしましてはこの方たち全員を雇っていただきたいということで業者にはお願いしてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

委員（高野孝一君） ただいまの現在の見回り、1日早番、遅番ということで、原則的には午前中約2時間、午後約2時間のパトロールで巡回しているんだということもありました
が、やはり今までのような各戸を巡回したり安否確認をしたり、やはりきめ細かな巡回がされていったのかなと思っています。今後のパトロールは、どのような巡回方法というか形態になるのか、お伺いします。

住民課長（藤井一彦君） 巡回方法につきましては、今まで、今おただしにありましたとおり、かなりきめ細かく、大体1日2回程度回っていたんですけども、今回、人数も減りますので、1日に1回ぐらい回れるのではないかなど考えております。今までも、例えば安否確認なんかもお願いしておりました。これについても仕様書の中に書き込んで、安否確認とか、それからあと、家の周りについてもなるべく近くまで行って、道路からだけではなくて見守られるような体制を少しでもやっていきたいと考えております。

ただ、今回、そういうことも入ってまいりまして、全体の移動距離なんかがどうしても長くなりますので、今回、外に出る時間を午前中、午後1回の勤務で、お昼ご飯を挟んで2回外に出ていくわけですけれども、その時間は1時間程度長くそれぞれなるのではないかなど考えておりまして、そういったことにしながら、少しでも安心・安全をやっていきたいなど考えております。以上です。

委員（高野孝一君） この事業は、現段階では何年ぐらい継続するような事業になるんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） これは毎年1年ずつ更新という形で再生加速の事業でやっておりま

すので、その年ごとに見直しをしながら、ただ帰村後もすぐ皆さん帰るわけではない、家が心配だということもありますので、そういった場合には継続も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

委員（高野孝一君）　これは視点を変えますと、雇用の確保という点からすれば、現在200人から80人程度に減らされたというわけであります。そうすると、120人の雇用があふれたわけでありますけれども、これらの対応について、村長はどのような考え方をお持ちなのか、お聞かせください。

村長（菅野典雄君）　避難のときに村を自分たちの手で守る、さらに避難によっていわゆる仕事もなくなった人の雇用も含めてということで、特別に図ってくれということで緊急雇用で400人、その後300人、200人、今度80人ということです。それなりに村民のために図った制度でありますけれども、一方で、やはりなかなか他の雇用に移らないというところも出てきているのも事実であります。それは特別養護老人ホームであったり、あるいは菊池製作所さんその他の事業所、この前も商工会で10社がいわゆる雇用広告を出しましたけれども、どのぐらいになっているのかわかりませんが、そのぐらい深刻だということです。

したがって、そう考えますと、やはり村の中の安心・安全は守っていかなければなりませんし、さらにある程度は継続していかなければならないとは思いますが、いつまでもというわけにもいきませんし、一方で、やはりこれから長いそれぞれの村民の人生があるわけでありますから、自分の雇用に目を向けていただくということが大切ではないのかなと思います。

我々としては、今、お話しした以外の何かフレキシブルといいますか柔軟な雇用もやっぱりつくっていくということが大切ではないか。人によっては4時間でとか、あるいは人によっては1週間に3日とか、そういうのも考えていくということで何とか雇用の拡大を図っていかなければと思っているところでありますので、随時減らしていくというのは、ほかの自治体との兼ね合いもありますので仕方のないことだと思っております。（「終わりります」の声あり）

委員長（北原 経君）　そのほかありませんか。

委員（飯樋善二郎君）　皆さん、改めましておはようございます。

ただいま、高野委員から今年度の予算について質問がありましたけれども、改めて私からも何点か質問させていただきます。

まず、今年度の予算が過去最高とした内容で示されたわけですが、28年度末の避難解除を目指す本村の予算といったしましては当然のことで、多くの復旧・復興を目指す本村といったしましては、この予算が完全に執行されて、避難解除を目指す上で当然予定されている事業を全てやっていかなくちゃならないわけですが、今年度の予算を見ますと、正直なところ、私の印象としては29年度に繰り越す事業がかなり多くなっているわけですが、こうした中で、今年度の過去最高の予算がどう反映されて皆さんの今後帰村に向けての生活がどう約束されていくのか、ここが非常に懸念されるところであります。

私が言いたいことは、この予算の中で果たして帰ろうとする人たちが本当に安心して村

に帰れるのかどうか。ここが大きな問題ではないのかなと思うのであります、それなりに復興計画の第5版の中であらゆる取り組みが示されているわけですけれども、今年度の予算全体を見ますと、計画にはありますけれども、まだまだ実行されるような内容になっていないものも多くあると思うんです。

そこで、ナンバー6の予算説明資料を使って何点かお尋ねいたします。

まず一番心配されるのは、帰ってからの生活をどう守るかということです。一番大事なのはその場所、これが大谷地の住宅が整備されて、完成を間もなくするものが8戸、それから予定されているものが8戸、そういう内容になっておりますけれども、果たしてそれだけでどうなのかというのを私は懸念しているんです。復興計画の中には、飯樋地区も臼石地区ともその他の地区もやはり何人かが帰るということであれば、当然、そういう計画も今年度の当初になくちゃならないわけですけれども、残念ながら今年度の当初に載らない部分がかなり多いわけです。

まず、今年度の過去最高になった予算の執行される内容について、どういう思いで当初予算を組んだのか、伺っておきます。

○
復興対策課長（愛澤伸一君）　ただいまの住宅のご質問がありましたので、私から住宅関係のことについてご答弁させていただきたいと思います。

村営住宅の整備につきましては、27年度に大谷地住宅の新築8戸を着手いたしまして、28年度も引き続き8戸の整備を予定しているところでございます。現在、村では全体で158戸の村営住宅を管理しているところでございますが、現在、村では昭和の年代に建設した比較的老朽化の進んでいる住宅については取り壊しして新築したいと。それから、平成に入ってから建設いたしました比較的新しい住宅につきましては、リフォームして継続して使い続けてまいりたいと考えてございます。

○
その中で、28年度の計画でございますが、大谷地住宅の新築8戸に、平成になってから建てました既存の住宅5団地42戸についてのリフォーム工事を予定してございます。リフォーム工事は、27年度において8戸実施しておりますので、28年度末には既存の住宅のリフォームが50戸終了し、さらに大谷地団地に新築の住宅が16戸できるという状況になります。

その他、今年度には予定してございませんが、29年度以降、深谷の拠点に復興住宅をつくること、それから28年度予算では基本計画を盛り込ませていただきましたが、飯樋の桶地内団地の整備を予定しております、村といたしましては、村の村営住宅およそ100戸程度は継続して保有してまいりたいと。今後の住民の帰村の状況あるいは住民の皆さんの住宅への入居の希望の状況なども踏まえながら、さらにこれに加えていかなければならぬか、これは今後の課題になろうかと思いますが、現在のところ、100戸程度は整備したいということで進んでいるところでございます。

（ ）
委員（飯樋善二郎君）　説明資料の46、47ページの内容がある程度示されておりますけれども、解体は予定されておりますけれども、実際に解体した後の計画はない。それから、リフォームというのは正式にはどことどこの場所が予定されているのか、もう一度。

復興対策課長（愛澤伸一君）　大谷地団地でございますが、既存の住宅を一度全部取り払って、

そちらには16戸の整備を今のところ計画しているということでございます。

それから、既存住宅の整備の計画でございますが、5団地50戸ということでございます。27年、28年の2カ年で整備いたしますのは、笠石団地の20戸、それからヴィラうすいしということで臼石団地が8戸、それからリベルタふかやということで深谷の若者定住住宅が12戸、それからリベルタうすいしということでつくりましたところが5戸、それから役場の後ろにありますヴィラいたみざわ、伊丹沢の住宅が5戸の合計50戸でございます。

委員（飯樋善二郎君） 50戸の住宅のリフォームを予定されていて、帰村を希望する、家に住めない方、この人たちがこの50戸に入っていたらどうということですが、これもその時点にならないと予想を当てるのは難しいのかなと思いますけれども、このように今までずっと議論してきた中で、帰る人、帰らない人、それぞれがここにきて思いが変わってきたという提案理由の説明もあり、そんな中でやはり帰ってからの生活というのは非常に心配な方が多いと思うんです。

そうした中で、今のようなことで村民は、28年度中に完成すればこの解除見込み時期に間に合うのかなとは思うのでありますが、村民にしてみれば、それだけで果たしてどうなのというのがあって、特に全然何も手つかずの場所が、特に飯樋とか臼石とか、全然何も手つかずです。そういう場所が本当に28年度中に準備が整うのかという声があるんですが、どうでしょう。もう一回お願ひします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 繰り返しのご説明になろうかと思いますが、大谷地、それから桶地内団地、こういった早い時期に整備した住宅につきましては、特に大谷地については今年度中には解体を進めたいと思っております。桶地内については、現在、新しい住宅団地の整備計画、今年の予算で基本計画の予算をお願いしているところでございますが、こういった計画に基づいて順次整備を進めてまいりたいと思っております。

一応、整備を予定していない団地も中にはあるわけでございますが、こちらもいわゆる政策空き家という位置づけでございまして、こちらに継続して住み続ける方がいらっしゃれば、そちらの方について直ちに退去しなさいということは申し上げるつもりはございませんので、どうしてもここにいたいという方がいらっしゃれば、退去時期まではお住みいただける環境にしてまいりたいと思っております。

なお、昨年、担当課で実施いたしました村営住宅への入居希望の状況調査があるのでございますが、住宅の入居者でございます。現在は150人ほど、50戸ほど埋まっているわけでございますけれども、その中で継続して住宅に入居し続けたいとおっしゃっている方がおよそ20名。それから、村内にご自宅はあるんだけれども、さまざまな理由でご自宅には戻れないで村営住宅に入れていただけないかというお話がありました方がおよそ40名でございまして、大体60名くらいの方からは村営住宅への入居のご要望をいただいているところでございます。

委員（飯樋善二郎君） 住宅についてはある程度めどがついているという説明ですので、まず、この点についてはある程度評価されるのかなと思います。

関連がありますので、その次の48ページですか、帰還再生生活道路、これは大体住宅の

解体事業とも関連するわけですけれども、ずっと見ていますと住宅の解体工事は非常に
おくれているんです。このペースでいったのでは、当然、道路の整備もおくれていくわ
けです。私が心配しているのは、今まで実施された解体工事、本当に何年かいう感じで、
希望されている3,700棟を全部壊すというのは、到底28年度中には終わらないと私は見て
いるんですけども、まず、その点をどう考えているのか、伺います。

除染推進課長（中川喜昭君）　被災家屋の解体工事の件でございますが、この工事につきまし
ては、震災での影響、あと長期間住んでいないということでの荒廃ということで、今後、
帰村が始まる時期に村民に対してどうしたらいいかという部分があったわけであります
が、国の計らいによりまして、そのような住宅については家屋の解体をしますといふこ
とになりました。

一昨年からこの事業の要望等、あと国への受け付け等をやってきておりまして、27年度
におきましては、70戸程度の解体が見込まれるということでございます。28年からはど
のような形になるかということですが、今、国と協議しています中では、対象件
数1,061件ございまして、これの対応としては、国としては2カ年で実施していきたいと
いう話でございます。28年、29年の2カ年でやっていきたいというのが今の計画でござ
いまして、28年度、国が発注したところもございますが、発注件数はおおむね500件程度
を発注するということで、今月下旬ころには業者が決定して、4月1日に契約して、28
年度の解体が始まるというスケジュールになっております。

それで、村としましては、今後、帰村するに当たって、やはり母屋の建てかえ等をした
いという声もありましたので、独自に意向調査をしましたところ、意向調査の中には28
年と29年どちらで希望されますかという聞き方をしたところですが、28年度には
448件の方が解体希望の意向調査の返事をいただいたと。あと、29年度では476件の意向
を受けたところでございます。

それで、今のところ、国の発注がおおむね500件ですので、28年度解体希望の方につい
ては、母屋建てかえするなし、あとはその後、更地のままで保管するという方も448件の
中におりますが、国の発注件数の内数に入るということで、このような意向を聞いてい
きたいと考えているところでございます。以上であります。

委員（飯樋善二郎君）　28年度中に500件をやることですが、500件の方は何とか解除に
向けて準備が整いました。29年度に希望したということは、帰ってから解体をやっても
いいという希望者もその中には含まれると思うんですけども、その辺はどうなってい
るのか、私、非常に迷っているんです。解体をしないと、リフォームもこれから新たな
計画も立てられないという方もかなりいると思うんですが、これは今年の希望で448件あ
ったということですから、その人たちのを壊してやれば何とか間に合うということでい
いんですか。

除染推進課長（中川喜昭君）　今のおただしくございますが、一応、意向調査の内容でござ
いますが、28年度に解体希望した方448件のうち、母屋の建てかえ予定ありが157件でござ
ります。これは28年度に建てかえ予定する方が83件あります、29年度以降が残りの分
ということでございます。あと、建てかえ予定なしの方が290件という形になっています。

これが28年度解体希望の意向の調査の内容であります。

それで、29年度解体希望で、先ほど476件とありましたが、その内訳でありますが、母屋の解体予定ありという方が95件で、29年度中という方が17件、あと30年度以降が36件、あと未定の方が39件となっています。あと、建てかえ予定なしが376件という形でありますし、それぞれ村民の方々が帰村する、帰村しない、いろいろな考えの中で建物についてはそれぞれ自分たちで計画を立てているという内容がここに見えるのかなと思っております。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） そうしますと、何とか間に合うということなんだとと思うんですが、当然、先ほども言いましたけれども、解体が終わらないと帰還再生生活道路200件が28年度予定されておりますけれども、これを進めるのに非常に支障を来すのではないかと思うんですが、どういうふうに今考えて計画しているのでしょうか。

村長（菅野典雄君） いわゆる昇口舗装は、飯館村がまさに独自にお願いしている予算でございます。したがって、26年、27年でやらないと予算がなくなるということで、急いで今やっているところであります。いろいろ検討した結果、なかなか厳しいのではないかということで27年、28年、29年、ここ3年ができるということですが、一方で、今、解体の事業が入っています。そうしますと、今、お話をありましたように、27年度はある程度やりましたが、28年、29年が500件、500件という形でやるということです。

そうすると、まさに並行していくわけですが、人によっては解体しないと、その後できれいに昇口をつくってくれという話になると、間違いない予算がなくなるということもあるわけですから、やはり、それぞれ、こちらはできるだけ沿いたいとは思いますが、全部沿っていると、そのときにはできませんという形になる可能性があるわけですから、それぞれ昇口がきれいにならなければいけないだけの話であって、それぞれ皆さん方が建物を壊してから昇口、昇口ということになりますと、それはあとやれないということになるということを、やっぱりしっかりとみんなで認識していかないとできないということありますので、その点、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

委員（飯樋善二郎君） 村長からそういう話がありましたけれども、村民にはそう伝わっていないんです。ですから、解体前に昇口の舗装をしたら舗装が壊れてしまうんじゃないという話がありますけれども、完全に養生して解体工事をすれば問題ないという話で、なかなかそうはいかないのでないかなと思うのは、昇口というのは少ないわけです。その中に大きい車がどんどん入ってくると思うんですけども、今までの除染の結果を見ましても、狭い道路に大型がどんどん入っていくんです。ですから、道路が広くなっちゃっていると、そういう場所が何カ所もあります、私が見た中で。

そういう状況になったら困るのではないかなどということで、今、この質問をさせていただいているんです。村長が答えたような内容で問題ないというのであれば、安心して早目に昇口舗装をしてもらうということですが、今年度予定されている200件を全て28年

度中に完成すると考えておりますか。伺っておきます。

復興対策課長（愛澤伸一君） なかなか厳しい状況ではございますが、何とか年度内に完成できるように銳意努力してまいります。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 暫時の間、休憩します。再開は10時40分とします。

(午前10時20分)

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

委員（飯樋善二郎君） 先ほど、昇口舗装の質問をさせていただきましたけれども、予算に取つてあるわけですから、心配することはないとは思うんですが、今までの全ての取り組みが繰り越し、繰り越しになってきた事業がかなり多いわけです。そんな中で、私が心配してこういう質問をさせていただいたわけですけれども、村民が納得のできる事業となっていくよう、改めてこの質問をさせていただきます。

昇口舗装は、500件、500件で29年度までには終わるということですので、特殊な放射能の影響がある本村にとっては、非常に大事な取り組みと私は思っているんです。そんな中で、今、私が質問していることは、帰る人にとって大事な取り組みになるのかなと思います。

続けて、49ページの8款2項2目道路維持に関する経費、この中で何点かは具体的に予算化されておりますけれども、かえって生活していくなり農業に取り組む上で、4級、5級の整備が完全にされていない道路、この際、こういう取り組みも今回の復興予算の中で取り組んでいけばいいのではないかと思うんですが、復興の計画はどのように考えているのか、まず伺っておきます。

復興対策課長（愛澤伸一君） 道路の整備計画ということでございますけれども、なかなか震災関連の災害復旧が使えないということで、現在、当分、整備の事業は部分的な手直しにとどまっているところでございます。現在、除染も進んでいるということで、村内の道路全般に傷みが発生しているわけでございますけれども、これらが一段落したら、また計画的に整備をしてまいりたいと思いますが、村の道路の整備計画に従ってやりますと、4級については原道舗装ということで対応してきてございますので、震災前の状況に戻れば、そういう状況で計画的に順次対応してまいりたいと思っております。

委員（飯樋善二郎君） 今まで要望等、多くの部落から出ていると思うんですが、こんなことになって、なかなか進まない現状にあるわけです。ですから、私はあえて質問するんですけれども、事故によって計画された事業が思うように進まない。これはわからないわけではないんですけども、今後、やはりそういう今まで要望された内容の村道4級、5級の改良、これは重要な取り組みではないのかなと思うんですが、今年度は予算化していないわけですからこれは無理だと思いますが、今後、村としてはこういう生活道路はどう考えているのか、再度、お伺いいたします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 震災で村に復興予算が割り当てられているところでございます。

こういったものが道路の中に、道路整備にどの程度使っていけるのか、今後も国に問い合わせなり要望をしてまいりたいと思っております。除染工事で道路の傷みが今進んでおりますので、こちらが一段落しましたら、また計画的に準備を進めてまいりたいと思っております。

委員（飯樋善二郎君） 生活支援対策課にお伺いいたします。

井戸水の件ですけれども、今までの説明では、予定されていました井戸掘りの件が実績では6件という説明がありましたけれども、全ての申し込み件数をまず伺いたい。

生活支援対策課長（細川 亨君） まず、交付金の部分でございますが、正式に申し込みがあった部分は3本で3戸ということでございます。基金分については46戸ほど応募がありましたが、最終的に42戸の井戸の本数となったということでございます。新年度は、交付金事業では65本を掘る予定でございまして、補助金、交付金の部分が130戸を予定しております。以上です。

委員（飯樋善二郎君） これは思うように進んでいないですよね。なぜかなと思っているんですが、今、ボーリングの井戸掘りが非常に高騰しているんです。当初、私たちがやっていたころは、50メートル掘っても80万円か、多くて100万円ぐらいで上がっていた事業が3倍ぐらいに今なっています。

ですから、これを今までの計画どおりの内容で業者を募集してやってもらった場合、受益者の負担は非常に多くなると思うんですが、この点はどう考えておられますか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 我々が把握している部分については、業者がなかなか急がしくて掘れないということで五、六件ほど新年度に回ったという状況でございまして、依然として50メートルの井戸を掘った場合にかかる経費は140万円前後ということで推移していますので、その部分はちょっとないのかなという形で認識しております。以上です。

委員（飯樋善二郎君） ずっと全協などでも話がなされて、対応をどうするのかということで、まず村の水道を引いていない家庭はある程度、今、話されていたということで予算が計上されているわけですけれども、水道を事前に引いている人は、本当に微々たる金額しか予算としてないわけです。50万円切りましたか、全体を含めても。

そんなことで、多分、多くの人が、村の水道を引いている家庭でも井戸はあったはずなんです。昔からの井戸があって、それを利用していた家庭が多いわけですけれども、私も再三、その分をある程度考えてもらわないとという話を何回もさせていただきましたけれども、これを認めない限り、多分、深井戸を自分でやるというのは非常に難しいのではないのかなと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） いろいろな補助事業等、あとは東電の賠償と、いろいろ井戸の掘り方はさまざまですが、簡易水道をもう引いている家庭については、なかなか補助事業が見つからないというのが現状でございます。その中で使える事業といったとしては、住居確保の賠償という部分では使えますので、そこら辺で対応するしか、現状では策がないのかなという状況でございます。

委員（飯樋善二郎君） 村の取り組みでは到底深井戸は掘れないということで、おのおの東電

の賠償で取り組んでいる方も何人か伺っております。そういうことから考えますと、村として、それは東電で賠償されるからそれでいいんじゃないのという話では、本当にそれぞれの村民に寄り添うという今までの姿勢からして、果たしてどうなのかなと思うんです。私は、ある程度納得のできる助成があつてしかるべきと思います。

当然、水道が行っていないところもあるわけですから、そこには重点的に重要な扱わなくちゃならない部分があると思うんですが、村の水が入っていても、ずっと井戸水を飲んできたという家もあるわけです。そういう人が、やっぱり整備をするというときに、今のままで東電の賠償という話になりますと、なかなか迷ってしまうのではないのかなと思うんです。できないことはないと思いますけれども。その辺もう一度考え方を見てみる必要があるのではないかなど。このままでは、今言ったように多分、多くの希望される住民が井戸を持てないというのが、私はそう思うんですが、もう一度。

生活支援対策課長（細川 亨君） 引き続き、どのような補助事業が該当してくるのか、今後とも協議は続けていきたいなど持っております。以上です。

委員（飯桶善二郎君） 説明資料戻りまして、12ページの深谷の道の駅「までい館」について少し質問させていただきます。

予定ではAゾーン、Bゾーン、ここは何とか28年度中に終わるという予定になっていますけれども、Cゾーンの計画が出されておりますけれども、まだはっきりとした見通しがないわけですけれども、ここをどのように今の時点で考えているのか、まずお伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 復興整備協議会の中で国・県に対しての説明は、村としては、現在、Cゾーン5.2ヘクタールほどございますけれども、産業団地、企業誘致の用地として確保しながら、今回、A-1地区、A-2、あとA-3ということで、こちらはある程度事業を整備した中で、今後は対応していくということで進めてございます。

委員（飯桶善二郎君） この中で計画されている工事請負額がそれぞれ出されておりますけれども、私が思うのには、この中で計画されている事業、例えば、セブンイレブンの問題だったり、それから住宅の問題、あとはそれぞれの道の駅の役割、大事な村にとって一番最初に目のつく取り組みと思っていますけれども、28年度中に大方は大体になるのかなと思っていますけれども、そのほかの取り組み、今言いましたように、計画の中で花卉栽培とか多目的広場の利用とか、そういうものがあるわけですけれども、具体的には今後どう計画していくのか、まず伺います。

総務課長（中井田 榮君） 何度かご説明はさせていただいているところでありますけれども、現在、道の駅「までい館」につきましては、29年3月完成をめどに現在、事業を進めているところであります。当初予算に上げておりますそのほかの事業につきましては、12ページの予算説明資料にもございますように、ここでご説明しましたように、28年度につきましてはA-2地区のまでい館の建設と、さらにはA-3地区の上の多目的広場と復興住宅、さらには花卉栽培施設の福島相馬間のトンネルの残土を受けるようにして、そして造成する。その関係の設計、さらには管理業務についての当初予算の計上をさせていただいたところであります。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 例えは、帰還した場合に村民の一番最初に立ち寄る場所、そして集まる場所、非常に大事なわけですけれども、今の時点ではなかなか見えませんから不安があるのは当然なんでしょうけれども、ここをしっかりとやはり整えて、住民がいや、こういう施設があればある程度村民のコミュニティーも図られ、ここに来れば何とかなるよという場所にならなくちゃならないと思うんですが、ここを28年度中に完成させても、その後の向かい側の花卉栽培といっています地域の具体的な方向性が見えてこない限り、ここだけで済む話じゃないとと思うんですが、そこをどうお考えでしょう。

総務課長（中井田 榮君） 花卉栽培施設でございますけれども、全協で何度かご説明はさせていただいておりますけれども、道の駅「までい館」の脇にガラス室のハウスをまず1棟100坪程度のものを建てさせていただくということで現在進めてございます。さらに、その上の花卉栽培施設のハウスでありますけれども、200坪のものを3棟程度ということで現在予定しているわけでありますけれども、ここは第4版、第5版でもご説明していますように、とにかく食べ物ではなくて花にこだわったものにしていく、人口の交流、さらには産業の拡大をしていきたいということで現在進めているところであります。

当初予算には、今年はまでい館の建築と、さらには先ほどお答えしましたように、A-3地区の花卉栽培施設を建てるための造成工事まで当初予算としてはいけるように事業を進めていければと考えているところであります。

委員長（北原 経君） そのほか。

委員（松下義喜君） じゃあ、何点かご質問させていただきます。

44ページの居久根伐採材対策事業について、お伺いいたします。

イグネの伐採材は片づけられなければいけないとは思っておりますが、放射線量測定検体採取業務等も出ておりますけれども、どのくらいの放射線量が入って、イグネの伐採運搬業務の金額の見積もりを出した経緯について、お伺いいたします。

復興対策課長（愛澤伸一君） イグネ伐採材の運搬業務に関連して放射線の測定業務についてもご質問いただいております。

放射線の測定業務でございますが、27年度の補正予算で第1期分をとっておりまして、現在、県道から南側の行政区の部分についての検体の採取と調査を行っております。まだ委託業者から報告が来ておりませんので、手元に数字はございませんけれども、これまでの経緯ですと、樹木の放射性物質は表面の樹皮のところにかなり集中してついていて、中の心材にはほとんどないというのがこれまでの状況でございますので、同じような傾向が見られるのかなとは思っております。

また、運搬業務の3,000万円の根拠ということでございますけれども、現在、こちらの事業につきましては、復興予算を使って全体を実施したいということで国と協議中でございます。そんな中で、運搬の方法やら、あるいはどこに持っていくのかとか、あるいは保管の方法をどうすべきかとか、そういった基本的なことを検討するために、試験的な運搬も含めてモデル的な事業ということで、当初3,000万円と取らせていただきました。当然、これで村全体のイグネが片づくというものではないということでご理解いただきたいと思います。

委員（松下義喜君） それで、イグネ材の表皮に放射性のが含まれている。ご説明によりますと、北前田の古今明だかの村の土地に運搬するというご説明であったと承知しているんですけれども、放射線量を含んだようなものが伐採材を仮に移転しても、仮置き場等のような仕組みでしなければ、私はならないと思うんです。とすれば、近隣の農地を持っている方々とか、いろいろな問題がこれから生じてくるのではなかろうかと思います。そこら辺、そういう説明を受けたような気がしますので、再度、お聞かせいただきたいと思います。

委員長（北原 経君） 今のは、前のと後のものではちょっと違う事業かなんかではなかったでしたっけ。一緒ですか。（「これも3,000万円で受けたと」の声あり）

復興対策課長（愛澤伸一君） イグネ材の運搬業務についてのおただしでございます。

今ほど、委員からお話をしました土地について、案の1つということで現在、村で考えておりますが、まだ地元の皆様との協議も全く進んでおりませんので、こちらはあくまでまだ内部の協議の段階だということでご理解賜りたいと思います。

それから、ほかの方法等についても、ご質問のように、どのように保管するのが地元の皆さんからも納得いただいて、かつ安全な方法なのかということを考えながら進めてまいればと思っております。

委員（松下義喜君） そういうお話をいただきますと、安易な予算の組み方にしか私には見えないんですけども、ぜひ、こういうような、仮に国がやらないから村で気を揉んでしくちゃいけないという意味もわかるんですけども、はっきりしたもの勝ち取り、国からのものを取って、やっぱり予算化すべきではないかと私は思います。また、この3,000万円の運搬業務を1行政区くらいで終わるのではないかという説明もあったかと思いますので、ぜひ慎重な予算取り、運用をしていただきたいと思います。

続いて、42ページの野菜制限解除実証資材、これは19行政区に予算を取ってさせるということですけれども、どういうやり方をしていくのだと、再度、お聞きいたします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 42ページの中段でございますが、野菜制限解除実証資材ということで190万円取らせていただいてございます。野菜制限の解除ということでございますが、村では今、誰も住んでいないという状況ということでございますが、今後、村に戻って野菜の栽培を行う、あるいは、中には栽培をして出荷するという方が出てくることが想定されます。その前段としまして、野菜の摂取制限、食べること、それから出荷、市場に出すこと、これには前もって制限の解除をする手続が必要になってまいります。

その中で、野菜につきましては、県からの指導でございますけれども、村内全域で5品目、ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ブロッコリー、コカブということで5品目、いわゆる葉っぱが広がる野菜、それからキャベツのように丸まる野菜、それから花蕾類というつぼみを食べるような野菜、それからカブですからこれは根菜類だと思いますが、そういういろいろな野菜の形状に応じて試験的に栽培して、それぞれ安全性を確認した後に、摂取制限の解除がなされるということでございますので、こちらを28年度中に各行政区のご協力をいただいて、各地区で栽培実証していただいて、制限の解除につなげてまいりたいというのが趣旨でございます。

ただ、本体の事業につきましては県の事業ということで実施されますので、例えば、栽培される方への謝礼であるとか、そういったことは県の予算を使うわけですが、その中でなかなか県から出ない分、何らかの資材であるとか肥料であるとか、何か部落で補助が得られないようなもし費用があれば、村から10万円程度お手伝いしましようということで、今回、取らせていただいたものでございます。

委員（松下義喜君） であれば、飯館が今まで特産として売り出してきた高原ダイコン等とか、今、農協さん初め市場関係へ出品して、販売した中でのものも多数入れたほうがよかろうと思うんですけれども、どういう考えなんでしょうか。再度、お聞かせください。

復興対策課長（愛澤伸一君） ただいま申し上げました5つの品目は県からの指定の品目でございますので、これはどうしてもやらなきゃならないということで、そのほかに必要な野菜については、村が独自で順次実証していくようになるのかなとは思ってございます。

委員（松下義喜君） ぜひ、飯館で特産であった高原ダイコン等を初め、この5品目の県からの指定のほかにあるものを進めて、やっぱり帰村して営農を再開できるようなものをひとつ再度村でも除染をしながらやっていただきたいと思います。

それで、その下の営農再開検討委員会なんですけれども、これに向けての会議を起こすに当たり、どのような予定の方々、有識者を考えていらっしゃるのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 営農再開検討会議でございますが、メンバーでございますけれども、飯館の農業再生協議会の会長、それからJAそうまの地区支部長さん、それから花卉の代表の方、それから復興計画第5版の農地保全営農再開部会でご協議いただいている方、それから振興公社から、それから名前変わってしまいましたがそうま農協の営農センター長さん、それから県の相双農林事務所から、それから福大の先生、それから長年お世話になっておりますが、国際農林水産業研究センターの万福裕造さんというところで9名の委員の方にお世話になってございます。

委員（松下義喜君） 本当に早期に立ち上げていただきたい、検討していただきたいと思います。41ページの油糧作物作付推進モデル事業でございますけれども、菜種等の作付等に関する助成であります、今後、菜種等については小高等でもやって油を絞ってという状況も聞いておりますけれども、収穫後と、また村内でこれをどう生かしていくと思っているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 41ページ、油糧作物作付推進モデル事業ということで上げさせていただいております。村では、今、福島県営農再開支援事業という事業に取り組んでおりまして、反3万5,000円の補助金をいただきながら農地の保全管理を行っているところでございます。

その中で、菜種を選定した理由でございますが、菜種を作付いたしますと、管理耕作という認定を受けることができまして、営農再開支援事業とはまた別個のと言いますか、上乗せで支援を受けられるということがございます。管理耕作になりますと、リースという形にはなるんですが、機械の導入も可能だということでございまして、同じ営農再開の支援事業を進めるに当たっては、こういったできるだけ住民の皆さんに利益の上が

るような取り組みを進めたいということで、今回、菜種ということで上げさせていただいているところでございます。

今後、地区の皆さんとお話し合いをしながら取り組んでいただけるところを広げていければなと思っているところでございますが、できました菜種につきましては、油をとるためにものでございますので、製油会社とお話をさせていただいて販売につなげていけばなど。当然、その前に県と必要な検査等の手続は踏んでいかなければならぬのでありますが、将来的に油としてとれるような、出荷までできればなど考えているところでございます。

委員（松下義喜君） この管理作物等については、菜種のほかもいろいろあるんですか。そちら辺、あつたらお聞かせください。

復興対策課長（愛澤伸一君） 管理耕作が認定される作物は8種類でございます。水稻、小麦、大豆、菜種、ソバ、それから飼料用のトウモロコシ、それからホールクロップサイレージ用の水稻ということで、青刈りして家畜の餌にするための水稻です。それに牧草ということでございますが、それぞれに補助金の単価が全部違っておりますので、例えば水稻の場合だと2万1,000円とか、大豆の場合だと2万円とかということで、ちょっと金額が低いものですから、その中で有利な作物は何かと考えましたときに、菜種が反当たり3万円補助の対象になるということでございますので、こちらを推奨できればなど考えているところでございます。

委員（松下義喜君） あるとするならば、やっぱり帰村して営農再開するためにも、いろいろ水稻、小麦、大豆、ソバ等々、これも線量をはかるためにもやっぱり村としては推奨、推薦していかなければならないのではなかろうかと思思いますけれども、今後、こういうものを追加させる、していただくという案内を出して、するような気はあるのかどうか、伺いたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 菜種につきましては、村の復興計画の中でもそれなりの位置づけがあると認識しております、今こちらの品目を選定させていただいたところでございます。また、あとは春先に景観的に非常に有効ではないのかなという意味合いもあったところでございますが、今後、営農再開の各地区に農業復興組合が立ち上がっておりますので、その皆様と28年度につきましても継続して話し合っていかなければなるないと考えておりますので、その中で順次お話し合いをさせていただければと思っております。

委員（松下義喜君） ぜひ、お願ひしたいと思います。

中山間地域等の直接支払集落支援事業でございますが、2集落等に関する大型機械購入に対する助成でございますけれども、帰村等かかれば各行政区ごとに営農組合等々の農地保全組合等が出てきたら、一気に対応できるような事業になるのかどうか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 中山間地域等直接支払集落支援事業ということで400万円計上させていただいている事業かと思ってございます。前回の説明のときにも申し上げましたが、現在、中山間の協議会に第3期分の資金として一定程度の蓄えがございまして、

さらに第4期になれば、また各行政区から交付金の15%が協議会に入ってくるということで、こちらの資金をどのように活用していくかということを27年度から地区の皆様とお話し合いをさせていただいているところでございます。

その中で、各行政区にご利用いただける金額が450万円ほどあるということがわかりました。その中で、各地区の中で農地管理に必要な農業機械等の導入を図っていただきたいと思ったところでございますが、大型の機械ということになりますと、450万円という金額ではちょっと地元負担が大きくなりすぎるというご要望もございして、府内で検討させていただいて、各集落について200万円を上限として村から補助金を出したいということで、今回、予算化させていただいたところでございます。

今まで小宮と前田行政区からぜひということで28年度中の整備の計画を寄せられておりますので、こちらについて当初で予定させていただきました。今後も地区の中からご要望があれば順次対応してまいりたいと考えております。

委員（松下義喜君） そうすると、この助成金は単独で使って、あわせて国・県の助成と一緒に使えるものではないということでよろしいでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 実は、この営農再開支援事業でございますが、まだ現在、村の中で作物を実際につくっていない状況、草刈りをして耕うんをしてという農地の管理をしている状況でございまして、こういう状況の中では、実は大型機械を導入する補助金が使えない状況でございます。

その中で、早期に機械が欲しいというご要望にどうやって応えたらいいかということで、村の中でいろいろ検討させていただいて、こちらの中間の資金に村で一定程度の上乗せをすれば、ある程度の機械を整備できるのではないかということで予算化させていただいたということでございます。今、営農再開の準備段階では、ちょっと国の補助金がない状況でございます。

委員（松下義喜君） わかりました。

それでは、38ページのパークゴルフ場整備事業基本設計業務でございますけれども、どこと言ったら失礼ですけれども、どちら辺にパークゴルフ場等をお考えなのか、お聞かせ願いたい。

生活支援対策課長（細川 亨君） 先日、予算説明の中でもお話ししたんですが、今のところ、まだ場所については未定でございますし、ホールについてもホール数についてもまだ未定だということで、この基本設計の中で詳細をつくっていくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員（渡邊 計君） 何点か質問させていただきます。

まず、ナンバー6の9ページですけれども、先ほど高野委員からもポンプ車の購入のお話がありましたけれども、今回、ポンプ車でありますけれども、ナンバー7の計画には、今後、4年間で、全部で5年ですか、それで可搬式の消防車を入れると言うことになっておりますけれども、荒消防団長ともお話を聞きますと、消防団の維持が非常に難しいんじゃないかなと。そして、今後、解除になりましても行政区の再編等、問題が出てくるのではないかと。そうなった場合、この4年間で20行政区が果たして本当に必要になっ

てくるのかどうか、その辺は今後の課題となるでしょうけれども、地域再編とか人口が減るということに関して消防自動車を入れるのを、どんなふうに今後変わっていく予定があるのかどうか伺います。

総務課長（中井田 榮君） 今のところは、当初予算に上げさせていただいたように草野と飯樋とということで、あと各計画にありますように、年次を追って計画させていただきました。今後は、解除があって帰村になってということで、まずは帰ってみて、それからまた議会とも協議をさせていただいて、その後また、その内容によって進めさせていただければと考えております。

委員（渡邊 計君） 余り安い買い物でもないので、向こうもしっかりとその辺、帰る人、帰らない人、早目に消防団なんかであれば帰る、帰らないがはっきりしてくるのではないかと。確かに、消防団維持というのが非常に難しくなってくるのではないかと思うので、その辺の早期調査をお願いできればと思っております。

次に、13ページ、道の駅「までい館」の厨房機器ですが、これは軽食を出したいということなんですが、今現在、商工会から共同店舗の設立を求められている中で、この共同店舗がどこに建つか、復興拠点の近くに建つとなれば共同店舗で食料をやっているところに影響が出てくる品物もあるのではないかと思われるんですが、その辺のお考えはどうなっていますか。

総務課長（中井田 榮君） 復興拠点につきましては第4版、第5版ということで計画を立てながらここまで来たわけでありますけれども、共同店舗につきましては若干そういう話があるということで聞いておりますけれども、現在のところはまだはっきりこういった形というのがない状態になっているということを聞いておりますので、今後、さらに商工会の話も聞きながら、さらに現在実施設計を進めているわけですから、その内容を詰めながら建設に向けて進めてまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） この商工会、要は小売店店舗、これは非常に再興するのが難しいと思うんです。その辺で、やっぱり障害にならないように今後、ぜひ計画を立てていただきたいと思います。

次に、15ページになりますけれども、相馬仮設WIFI電気料が出ておりますけれども、ほかの仮設はWi-Fiなのか、光ケーブルで引いているのか、その辺の管理費はどのようになっていますか。

総務課長（中井田 榮君） 相馬仮設につきましては、相馬市で払っているということもあって、立てかえてもらっている状況でありますので、村が歳出予算にとって支払うということで今回の予算にずっと計上しているわけであります。あと、そのほかのWi-Fiにつきましては、自治会の共益費の中に盛り込んでありますので、同じくお支払いはしているといった内容でございます。

委員（渡邊 計君） その下のウェブカメラ20台は、俗に言うふるさとカメラだと思うんですが、去年あたりは大分二、三ヵ所を故障していたんですが、今現在、そういう映らないとかいう故障の箇所はないんでしょうか。ちょっと見ると、時々映りにくいところが出てくるんですけども。

総務課長（中井田 榮君） 時々故障してご迷惑をかけているわけでありますけれども、その都度修繕させていただいて対応しているということでございます。

委員（渡邊 計君） 27年度に関して何回ぐらい壊れているんでしょうか。（「ちょっと調べて……」の声あり） じゃあ、次の質問で。これはぜひ今後とも、皆さん、ふるさとに帰るときに道路状況とか天気とかいろいろ調べて帰られるので、ぜひ故障の場合は早急に直していただくという形で対応していただきたいと思います。

次に、16ページですけれども、ここに防犯灯電気料とありますけれども、これは村内の草野とか飯樋町とかそういうところにある防犯灯の電気料でしょうか。

住民課長（藤井一彦君） ただいま、防犯灯で使っている電気については、村内ということでは東北電力から免除ということになっておりまして、実際は今度再開するに当たって、どういう経緯になってくるかというのは今後見定めなければならないんですけども、とりあえず存目的な意味で5万円だけ計上させていただいているということでございます。以上です。

委員（渡邊 計君） 場所は村内にある村で持っているやつではなくて、行政区で建てた街灯ということですか。

住民課長（藤井一彦君） 防犯灯については行政区で電気代を支払っていただいている分、それから村で支払っている分があるんですけども、この5万円については村で支払っている分だとお考えいただければと思います。以上です。

委員（渡邊 計君） 建てたのが行政区であれ村であれ、補助を出したのならいいんですけども、今後、帰村人数が減ると、例えば草野ですと240軒、その人たちが1軒1万円ずつで電気代とかいろいろな行政区の必要経費を出しているわけですけれども、今後、戻る人数が少なくなった場合に賄っていけなくなる可能性もあるわけですよね、行政区で電気代を。その場合の村の補助なり、そういうものを上げていってくれる考えはあるのかどうか、伺います。

住民課長（藤井一彦君） 今、委員ご指摘のとおり、そういった心配も出てくるのかなということは考えているところでございますけれども、まだ実際どの程度帰るのかとか、その辺がこれからでございますので、そういった経緯を見ながら行政区と協議をして、どういった形でやるのがいいのか考えてまいりたいと考えております。以上です。

委員（渡邊 計君） これは今現在、29年3月解除ということにならなければ、解除にならからやるのか、それ以前にある程度行政区と話をして、この5万円という予算ではなくもうちょっと高い予算を決定していく必要があるのかなと思いますけれども、いつごろ、行政区の人たちと解除前に話をするのか、解除後にお話しするのか、その辺、お聞かせください。

住民課長（藤井一彦君） まだ電気料がいつまでというのもはっきり決まっていない状況ではありますけれども、その辺のところを見きわめながら、当然帰る前には、電気料の解除になる前には、行政区とも話し合いを重ねて、その辺の経費についてどうするか話し合ってまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 次に、18ページですけれども、ここに公害対策及び河川等水質検査事業

とありますけれども、これは河川8カ所、沼4カ所で水質検査、汚濁した場合も水質検査するとありますけれども、通常、水がきれいな状態で流れている場合に関してはほとんど水が汚れていないと言われていますけれども、底の土壤検査までするのか、しないのか、お伺いします。

住民課長（藤井一彦君） これにてついては、ここに書かれているとおり、水質汚濁防止法に基づく検査でございまして、土壤の検査については、この検査の中では今のところ考えてはおりません。以上です。

委員（渡邊 計君） 今のところ考えていないということですけれども、間違いなく川底及び沼の底の土壤はかなり汚染されているということで、これは今後どこでやっていくのか。必要なことだと思いますのでお伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 河川ということのご質問ですが、私ども、水路でございますが、先だっていわゆるため池等の汚染拡散防止についての方針が示されて、私どものところといたしましては、早く道が開ければありがたいなと思っていたところでございます。

ただ、水路の中に堆積している土壤を高い部分と低い部分を分けて出さないと運搬先が決まらないということになっているようでございまして、底土を全部まとめて外に出せるかというとそうでもないようでございまして、現在、県と作業の方法、どう底土の処理をすればよろしいのか、ご指導いただきたいということで、今、県と話をしている段階でございます。まだ具体的なこういう指示、こういう方法で底土の処理をしてよろしいという指示は今のところございません。

委員（渡邊 計君） 堆積物を取るのは今後いろいろ問題あるんですけれども、沼の堆積物あるいは川底の土は非常に汚染されていて、これが調査されているのか、いないのか。そして、川やら沼がきれいにならなければ、現在、魚が何点か調べられていますけれども、かなりの放射線で汚染された魚が出てきていると。これは少なくとも魚の放射線を下げるには川や沼の除染というかきれいにすることが必要だと思うんですけども、そのためには検査をしておられるのか、今後、そういう予算を取る予定はあるのか、お聞きします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 現在、村内で国が実証を行っているということでございまして、村としては、今のところは実証の検査は行っておりません。

委員（渡邊 計君） 村単独でやっていないということであれば、国で調査した検査結果とかは村に届いているんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 以前からやっているようございまして、26年度の結果については村に届いているということでございます。

委員（渡邊 計君） では、27年度もやっていければ結果が来ると思うんですけれども、結果が来た場合、ぜひ公表していただきたいと思います。

それで、その下の今度、不法投棄タイヤ処分料及び不法投棄ごみ処理用重機借上料ですけれども、現在、除染が行われてきた中で、今年の実績はどのようになっているんでしよう。

住民課長（藤井一彦君） 今年の不法投棄につきましては、見守り隊等から情報が入りまして、

そこを調査しまして、ごみを現地調査いたします。それで、中に持ってきた人が特定できるような情報が時々入っている場合がございまして、そういう場合はそちらへ連絡して引き取ってくださいという形で対応させていただいております。それ以外は、今のところ、なかなか処理ができない状況でございますので、今、その地点はそのままにおいて、来年度、この事業の中で片づけをやっていきたいと考えているところでございます。

委員（渡邊 計君） その不法投棄されている場所というのは、今回、除染が行われていますが、除染の範囲には入っていない場所なんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） それは場所によりまして、道路除染の近辺であったりとか、それからあと、そうではなくてもっと道路の行き詰った後の山林のところにかかるような場所だったり、それはその時によってさまざまございますので、そんな状況でございます。

委員（渡邊 計君） これは除染の範囲に入っていたら除染の中で片づけるのが当たり前かと思うんですけども、汚染物ということで。その範囲から外れている場合は、確かに村でやらなきゃいけないことも出てくると思うんですけども、27年度で何件ぐらいそういう場所、何カ所ぐらいありましたか。

住民課長（藤井一彦君） 現地を見に行ったところは何カ所かありますけれども、実際、片づけたというのは、1件もまだ片づけていないという状況でございます。

委員（渡邊 計君） 27年度で見に行ったところを28年度で片づけると。何カ所ありましたか。

住民課長（藤井一彦君） 済みません、今、はっきりした件数はちょっとわからないんですけども、今回の28年度でやりたいというのは、結構、道路除染なんかをやりますと、不法投棄のところがある部分、今まで草に覆われていたりしたところを刈ると、結構タイヤがあつたりとか冷蔵庫が捨てられていたりとか、そういったところが結構ございまして、そういったごみを今回については集めまして処理をさせていただきたいということで経費を取らせていただきました。以上です。

委員（渡邊 計君） 今、草を刈ったところが出てきたというけれども、それは環境省が草を刈ったところで、環境省の除染範囲ですよね。そこに落ちていれば放射性汚染物という形で環境省が片づけるべきものではないかと思うんですけども。そして、この予算を取ってくるに当たって、27年度検査したのが何カ所あって、今後、28年度に何カ所ぐらい出てくるであろうと、そういう上で予算を立てていると思うので、何カ所かどうかというのを、後ほどわかりましたら。それと、今、草を刈った時点で出てきたごみというのは除染扱いで片づけるべきものではないかと思われるんですが、いかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今、道路等の除染が終わった後に出てきたごみについては、環境省の除染廃棄物としての扱い方ではどうかということですが、実際に除染しましたら、やはり空き缶、電化製品、いろいろなものがあったということあります。それで、一応、道路除染の中には不法投棄回収という部分が入っていないということがありまして、今回、環境省なり府内で協議をした中でこのような対応になったということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員（渡邊 計君） 不法投棄というか、そういうものが結局、屋外残置物扱いではなく村のあくまで放棄物と、放射性汚染物ではないと環境省との話し合いで決まったということですか。わかりました。納得できませんけれども、仕方ないです。

それで、次でありますけれども、資料をいただいているわけですが、23ページのインフルエンザワクチン接種の事業に関してです。生後6ヶ月から小学6年生までで対象者650人で2回で1,300人、中学生180人で180人に接種したと、高齢者が2,000人で2,000人接種したと。高齢者はまだまだ人が多いかと思われるんですが、小学校、中学校、これは高齢者に関して対象者というのは100%の対象人数でしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 対象者はもっと多いわけでございますが、予算取りについては、昨年の実績等から勘案して高齢者が2,000人、中学生は180人、生後6ヶ月から6年生は650人ということで、実績等から勘案して内数で計上しております。

委員（渡邊 計君） これは実質の対象人数ですね、検査を受けた、受けないに關係なく。それはわかりますか。

健康福祉課長（高橋正文君） 住基等の関係でありますので、毎日出入りがございますので、2月末当たりの人数でよろしければ、後でお示ししたいと思います。

委員（渡邊 計君） 今、課長からも対象者より実質人数が多いということになれば、27年度に受けた人を対象にして予算を組んでいるわけですけれども、実質対象、去年受けた人じゃなくて総数についての予算を取っておくべきではないかと、ふえた場合は補正予算かなんかで上げるんでしょうねけれども、そういうことで対象者がふえないとも限らないわけですので、減ることもあるでしょうねけれども、その辺はいかがなんでしょう。

健康福祉課長（高橋正文君） 本来であれば、委員のおっしゃるとおり対象者を総額で取るのが一番いいとは思いますが、予算取りの関係等から、健診なんかは実績の15%の人が、あとがん検診については実績の10%の人が、当初予算については、現在のところ、そのような取り方をしております。

委員（渡邊 計君） わかりました。

それで、次に25ページ、健康リスクコミュニケーションですけれども、これは講師謝礼というものが出ていますけれども、講師は何人ぐらいでどんな方でしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 報償費86万円ほど計上しておりますが、内訳を申し上げますと、小さなリスクは仮設、借り上げ住宅等を対象が52万円、講演会に20万円、あとリスクコミュニケーションに14万円と、計86万円です。

講師の対象といったしましては、医師、学識経験者等を予定してございます。

委員（渡邊 計君） 健康リスクの中には放射線についてとあるわけですけれども、東大の中川恵一先生は入っていらっしゃるんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 今回の事業には予定してございません。

委員（渡邊 計君） 今回の事業には入っていないですけれども、27年度は入っていましたよね、中川恵一先生は。じゃあ、いいです。入っていれば。

それで、要は27年度の3月もまだ少し残っているわけですけれども、中川恵一先生アドバイザーが毎月、飯館に入っているという連絡は受けていますけれども、毎月入ってい

て、それに対しての何からの報告とかいろいろあるんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 役場に数回、表敬訪問的には来所しておりますが、調査の内容については把握してございません。

委員（渡邊 計君） 表敬訪問はいいんですけれども、アドバイザーとして雇っている以上、何らかの村内に中川恵一先生が毎月来ていると、その中で中川恵一先生が村内を見回した中、あるいは線量とかはかっていらっしゃると思うんですけれども、それに対してこうしたほうがいいんじゃないかというアドバイスは何もなかったということですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 27年度、中川先生にお願いしているのはリスクの推進協議会のアドバイザーということで、特に放射線の測定とか状況等の調査については、村では把握してございません。

委員（渡邊 計君） 次に、37ページ、商工関係物産展、これは目黒に行くということですけれども、どんなものを販売してこようとしているのか、お伺いいたします。

生活支援対策課長（細川 亨君） 資料を求められておりましたので、資料をちょっと見ていただきたいんですが、12ページの資料になります。「大交流フェア」「目黒商工まつり」に物販として出していくという部分でございますが、28年度におきましても、か一ちゃんの力・プロジェクト協議会、きまぐれ茶屋ちえこの商品、あとは商店組合、そしてできればフレーバードティーなんかを出していければなという状況でございます。昨年と大きく変わっている部分はほとんどありませんので、新しくフレーバードティー等が入ってくるのかなという状況でございます。

委員（渡邊 計君） これは「目黒商工まつり」の際、日にちは決まっているわけですけれども、それでぽんと行ってやるのか、ある程度、事前にPR活動をなされるのか、その辺はどうに考えていらっしゃいますか。

生活支援対策課長（細川 亨君） それぞれの団体が「目黒商工まつり」「大交流フェア」だけではなく、県内で行われる物販にも出ております。そういうところで大分特産品のPRという事業を兼ねてやっているものですから、事前にそれぞれの団体がそれぞれの商品をPRしてから、そちらに行くという状況になっております。

また、日程につきましては、目黒は4月下旬の部分で決まっているようですが、「大交流フェア」は毎回日程が変わってきますので、ちょっとこちらは秋から冬にかけて実施される事業で、今までありますので、それに合わせて商品を準備してまいりたいと思っております。

健康福祉課長（高橋正文君） 先ほど、委員からご質問ございましたインフルエンザワクチンの接種でございますが、インフルエンザにつきましては、ほぼ100%予算計上していると。高齢者については1,900何人です。2,000人ぐらいです。あと、中学生については60人掛ける3回なので180人と。生後6カ月からというのが54人掛ける12学年分ということで、ほぼ100%予算措置しているということでございます。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどの15ページのウェブカメラの修繕の件でありますけれども、27年度に故障して修繕しましたのが3台であります。宮内と佐須と前田ということで修繕済みでございます。

あと、さらに、そのほか菊池製作所から4台のウェブカメラの寄附をいただいているわけでありますけれども、現在、その4台について修繕しております。回転しないとか時々見えなくなるということで、現在、修繕しているといった内容でございます。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時53分）

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

住民課長（藤井一彦君） 午前中に渡邊 計委員からご質問のありました27年度の不法投棄のうちで確認した箇所数でございますけれども、全部で9カ所でございました。なお、28年度につきましては、道路の面的な除染ということで、今まで道路清掃なんかでやっていた缶なども含めましてきれいに集めさせていただきまして、収集運搬は村でやらせていただいて、処理については環境省と協議をしているところでございます。以上です。

委員（渡邊 計君） 次に、21ページで再開準備委員会のところで、健康、医療、介護サービスの拠点ということもありますし、これは33ページにも介護のことが載っているんですが、現在、飯館ホームの待機者は何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 2月22日現在になりますが、飯館ホームの待機者は42名でございます。

委員（渡邊 計君） そのうち、村内の方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

健康福祉課長（高橋正文君） 42人のうち、村内が30名、村外の方が12名でございます。

委員（渡邊 計君） 特別養護老人ホーム等に関しては、介護施設に関しては、現在、村内の介護から離れている形になっているということで村外の施設に入っている方が多数おられると思うんですが、村外の施設に入ってくださる方々に対する数字。

健康福祉課長（高橋正文君） これは村内の飯館ホームも含んだ数字で事業年報が出ております。28年2月分の年報ですが、特養が69名、老健施設が41名、合わせて入所者は109名でございます。

委員（渡邊 計君） このようにかなりの人が待機したり村外にお世話になっているわけですから、今現在、特老の従業員、介護する人が足りないということで、施設は大きくなるんですが、入れることができないと。それで、33ページにもありますけれども、15万円で5名ですか、介護職員養成講座を受ける受講料を補助するということになっておりますが、これ27年度は1名だったと聞いているんですけども、こういういいことをやっているんですけども、人が集まらないと。でも、今後、老人が多くなる、老老介護とかになってくる。それで、介護者をふやすための計画は具体的には何かあるんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 介護職員をふやす施策というのは考えてはおりますが、非常に難しい問題でございまして、委員おっしゃるとおり、飯館ホームについては介護職員が足りないので、新たな入所者をふやすことができないという内容になっております。

ただ、先だってから行っておりました健康福祉医療等再開準備委員会等でも職員をふやす計画ということで、飯館ホーム、あとは在宅サービスなども今休止している状況ですので、年次計画で1年に4人とかずつ、4カ年、5カ年ですと20人ぐらいになると。だから、1年ずつ、少しずつ介護職員をふやして、ある程度、チームが組めるようになつたら入所数の増とか、あと在宅サービスに回すとか、そのような計画で介護職員をふやしていくということになると思います。

委員（渡邊 計君） 介護に関しては、三瓶所長ともちょっとお話を伺ったことがあるんすけれども、結局、飯館特養の場合は、例えば、介護に関して30万円使える予算があるとしたら15万円ぐらいで抑えていたと。それで、介護保険税を抑えていたと。でも、現在、村外の施設を使うと、デイサービスに関してもそうですけれども、もう30万円なら30万円を目いっぱい使おうと、業者ですから。私も伊達仮設にて、最近は伊達仮設でそこに通っている人は少ないんですけども、以前いたときは週に3回、4回と、そんなに通う必要あるのかなと思うぐらい、そういう施設の人たちが迎えに来てやっていたと。結局は、そうやって目いっぱい使うことによって、去年、発表間近までは当村が介護保険1位だったと、日本で。ところが、1日、2日前に奈良が1位になって、それまで記者があふれていたのがあつという間にいなくなつたと。

それで、介護は、今後老人が多くなる中、老老介護もふえてくるであろうと、そういうところで何とか在宅介護でもできるような老老介護に向かうようなところであれば、免許までは要らないけれども、自分の家でやるのであれば、そういう介護の講習会とかなんらかを今後計画して、その上で介護する人をふやしていかなければ、せつかくあんな大きい施設でもつたいないですよね、今、入っている人が少ないということは。そういうことで、何とか、今後、そういう面で介護関係の人をふやしていっていただければと思うんですが、もう一度、お願いします。

健康福祉課長（高橋正文君） 今の委員おっしゃるとおり、飯館村の保険料の基準額が8,003円ということで、奈良県の天川村が8,600何がしですが、日本で数字上2番目に高くなつたということあります。そういった中で、将来、財源的に非常に憂慮されるところですが、また渡邊委員がおっしゃったように、今、福島市等に避難している方は、非常に医療環境がよくなっている、介護の環境がよくなっているということで、非常に給付費が増大していると。

おっしゃるとおりでございますが、まず帰る方を説明しますと、介護サービスを、例えば福島で受けている方が帰る場合は、もちろん飯館で今介護サービスの在宅がありませんから、非常に難しい問題になると。事業所に飯館に上がっていただいて面倒を見てもらえるかとか、あと先ほどおっしゃったように、家族の方で見られる方がいるかとか。そういうものは全てクリアしないと、こちらで介護サービスを受けている方はなかなか帰村するのが難しいということになります。

サービスをする方をふやすというのは、渡邊委員がおっしゃったのと同じくなるんですが、やはり家族の方で見ていていただく努力をしていただくとか、あと今まで100受けていたサービスを70、80ぐらいにして飯館に戻るとか。そういったことで努力していただ

いて、その努力がまた介護保険料を少しでも抑制することにつながっていくと思いますので、事あるごとにそういうことを村民の皆さんにお知らせしていきたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 村長も議会の冒頭、この介護に関しては近隣の市町村にお願いしたいということをおっしゃっていましたけれども、今現在、原町の介護施設が満杯状態で、原町の人も伊達地方、川俣、伊達、福島地方にまで連れてきているという状態の中で、今後、なおさら福島、伊達地方もいっぱいになってくるのではないかと危惧されるわけですが、そうなった場合にどのようにしていかれるのか、村長、ちょっとお願ひいたします。

村長（菅野典雄君） 今、おっしゃられたように、あれほどの施設が全くあきになっているわけであります。基本的には、できるだけやっぱり満杯にして経営を安定させ、さらに若干の余裕の中では在宅をやっぱりやっていくというのが理想だと思います。そうしますと、基本的に働いていただけの方に多く来てもらうということではないかなと思います。一番は、やっぱり地元の人がそれを担うということありますので、そのためには一にも二にも村が帰村宣言、避難解除をすることだと思っています。

そうしますと、1人、2人と私は出てくるのではないかという気がしますし、もう一つは、やはり全て村の人たちで今までのよう補えるかというとそうでもないだろうと思いますから、やはり村外から来ていただく方を優遇して、少しでもやっていただくということが必要だろうと思っていまして、今、住宅確保など、いろいろ考えているところでありますし、また待遇面でも、いわゆる給料というだけではなくて、多分、給料ではなくてもっと別なところなんだろうと思いませんから、そういうのをやっぱり改善させていただくという形にしていければ、少しずつふえてくるのではないかという気はします。最低でも、やっぱり七、八十人ないと経営的には厳しいということでありますので、それについてこれからやっていければと思っています。

委員（渡邊 計君） 三瓶所長ともお話を伺ったときに、やっぱり経営そのものとすれば80人から90人の入所者が必要だと。そうすると、介護する人が100人以上必要になると。そういうことになりますとなかなか難しいのですが、人を集め、金銭的にも給料が、例えば三瓶さんとお話ししたんですが、あのとき、セブンイレブンと同等の金額だとしたら、介護とセブンイレブンをどっちを選ぶと、大抵の人はセブンに行くんじやないかと、介護というのは大変な仕事だと。

でありますので、行政介入というのもあれなんですけれども、やっぱり支援的にセブンみたいに幾らかの給与の援助とかなんとかをしていかなければ、人が集まつてこないんじゃないかと私は思うところですが、今後、介護する人をふやさなければいけないということで、今後、行政にも村長さんにもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、42ページに入ります。

42ページの営農再開ですけれども、ここに堆肥運搬とあるんですけれども、これは実際、実証試験で使う堆肥運搬だと思うんですけども、例えば29年3月解除となった場合に、帰った人でやっぱり春先すぐに農業をやりたいとなった場合に、今まで飯館の場合は有

機栽培をやってきたと。そうなった場合に、堆肥の確保及び運搬とか、あとは堆肥の値段とか震災以前のような2トントラック1台で5,000円とか、そういう形に持っているのかどうか、お伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 42ページ、営農再開支援事業の中の堆肥運搬散布費ということでお人夫賃を取らせていただいております。今、委員からもおただしのとおり、これから営農再開をするに当たって、やはり圃場の地力回復ということで、堆肥は非常に重要な位置づけになろうかと思っておりますが、今現在、村の中で畜産ができない状況でございますので、それを何とか外から確保しなければならないということで、現在は村外で営農を再開されている畜産農家と協議をしておりまして、そこから発生する堆肥を頂戴できないかということで現在、協議中でございます。

委員（渡邊 計君） 今後、値段とともに問題になってくると思うし、畜産業者から直接運ぶのか、ある程度、村にプールしておいてそこから運び込むのか、そして問題は金額だと思うんです。外から運ぶことによって高くなるんじゃないかなと。であるならば、その辺、行政として何らかの支援を使って震災以前のようなトラック1台5,000円ぐらいの金額にできるのかどうか、その辺をお伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 価格等については、今後の協議ということになろうかなとも思っております。村外で営農再開された方についても、堆肥の処分等、一部困っているというお話を聞きますので、そういったところを手当てるという方向からも、村外での営農再開者からの供給を考えているところでございます。

それで、圃場の関係でございますが、10アール当たり1トンから2トンの範囲であれば補助金の範囲内で導入できるという仕組みになっているようでございます。

委員（渡邊 計君） 解除時期にもよりますけれども、もうこれも今年度中にある程度段取りをしておかないと、来年4月、例えば解除になって、もう4月といえばほとんど農作業を始める時期であるので、ぜひとも早目の対策をとっていただきたいと思います。

それと、同じ箇所で鳥獣被害防止緊急対策ということがあって、その次のページでしたか、有害獣対策事業があるわけですけれども、去年のイノシシ、日本猿の捕獲実績はどのくらいになっているんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 27年度、現在進行中でございますけれども、3月末までの一応見通しということで、イノシシ203頭、猿18頭程度の捕獲を見込んでいるところでございます。

委員（渡邊 計君） 今年度が大体イノシシ200頭、でも28年度は150頭ぐらいと。これは前年実績からいえば200頭ぐらいの予算を立てるべきかなと、イノシシが異常なほどふえていますので。

それと、村内でアライグマが大分目撃されているということなんですが、行政では把握していらっしゃるでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） イノシシの見通しでございます。27年度200頭を見込んでおりますが、その前年が100頭規模ということでございましたので、当初の中では150頭程度でということで今回、予算を取らせていただきました。当然、今後の狩猟の状況を見れ

ば、補正予算の中で対応していくということでご理解いただきたいと思います。

それから、アライグマでございますが、県の事業で定点カメラなどを設置して動物の移動の状況などを監視していただいておりますが、そこの中でもあったかなと思います。アライグマがいることも承知してございます。ハクビシンあるいはアライグマについて、お話があることは承知してございますが、これを捕獲するためのわなでございますが、こちらは資格が必要だということでございまして、28年度の鳥獣捕獲隊の会議の中で協議してまいりたいと思います。

委員（渡邊 計君）　これはうわさに聞いたような話なんですけれども、南相馬市でもやっぱ
りアライグマが大分出没していると。それで、南相馬市ではアライグマをわなでとっ
ているわけですけれども、殺すわけにはいかないと。有害獣に当たるのかどうかというの
もあるんですけれども、それで飯館に持ってきて放しているというお話もちょっと聞い
ているんですけども、そんな話を行政の関係の方は伺っていないでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　そういうことはあってはならないと思いますが、係としては承
知していないところでございます。

委員（渡邊 計君）　ぜひ、確認していただきたいと。もうそういうことがあったのでは、飯
館が有害獣だらけになってしまいますので、その辺はぜひ確認していただいて、今後の、
アライグマは繁殖率が物すごいらしいんです。それに対する対策もいろいろ考えていた
だきたいと。

次に、48ページ、村有施設の草刈業務でありますけれども、この刈った草の処分はどの
ようにされるんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君）　刈りっ放しということで、現地にその状態で置いておくという
状況でございます。

委員（渡邊 計君）　刈りっ放しということは、結局、放射能も循環するということであるわ
けですけれども、刈っている部分が小学校、幼稚園、学校関係あるいは住宅周り、浄水
場周り、こういうところで刈った草をそのまま置いて、枯れてきて風邪で飛ばされたり
なんかして水に入ったり、ごみが住宅、学校に来るということはとんでもない話なので
あります。刈った草の中には間違いない放射性物質は入っているわけで、これはもう立
証されているわけなので、刈った草に関してはきっちりとした処分をしていかないとい
住民が安心できないと思うんですが、いかがでしょう。

復興対策課長（愛澤伸一君）　建物周辺の除染は終わっているということでございまして、そ
こでの草については、現在のところ、その場に置いたところでございます。なお、おた
だしでございますので、府内で検討させていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君）　刈った草、実際に線量をはかけてみて何ベクレルという問題もあります
けれども、ベクレル数で安全だといっていいかわからないですけれども、刈った草がそ
の場にあるということは、そこに今後住む住民にとっては安心感を得られないと思うん
です。これは除染会議でも刈った草の処分に関しては環境省からいまだはつきり言われ
ていないと、非常に問題があると思うので、この辺は除染の担当だけじゃなく、こうい
うことに関してもきっちりと協働でお話を進めていただきたいと思います。

次に、52ページです。

食品の放射性物質の測定器の非破壊検査の資料をいただいているが、何か、私、これをちょっと読むと気になるんです。そのままはかるなんて自分の名前言われているようでちょっとあれなんですけれども、これは何台ぐらい今後入れる予定あるのかわからぬですけれども、見てみると430キロと、大体500真っ角、四角で430キロとかなり重いもので、設置場所もいろいろ問題が出てくるとは思いますけれども、今後、作物の実証事業あるいは来年の解除になった場合に、果たして1台、2台でいいのかなど、何行政区かに1台ぐらい必要になってくるのではないかと思うんですが、設置場所とかも関係出てくるでしょうけれども、今後は何台ぐらいまでふやそうとしているのか、お知らせください。

除染推進課長（中川喜昭君） 食品放射能の測定器の件でございますが、28年度に非破壊式、いわゆる食品の放射能をはかる際に、今、村でやっている際は刻んで細かくして、そこから出る濃度をはかっているということでございますが、もう伊達市とか福島市でも非破壊式ということで刻まずにそのまま、個体なら、キャベツならキャベツごとはかれる。はかった後は放射能の数字を見ながら食べていただく、あとは廃棄という形ができるというものでございます。それで、手軽にはかれるという部分では、今後、帰村しながら自家野菜等をつくった際に、食べる際にどの程度あるかを見るということには大変有効な機器と考えております。

28年度については、まず1台を購入させていただいて、あと公共施設で管理させていただきて、やはり村民の質問と向き合えるような形にしていきたいと思っておりますので、公共施設関係にあと年次的に置いていかなければなと思っております。29年、30年まで検討していかなければならないのかなと思っております。方針については、28年度中にきちんととしていきたいと思っております。以上であります。

委員（渡邊 計君） これは非破壊ということで、今までの破壊検査と違って壊さないで食べることもできる。ただ、非破壊と破壊型との機械の誤差が恐らく出てくると思うんですけども、これに関しては、やっぱり何十点か調べていただいて、ある程度の誤差が出るようであれば係数とかそういうものをつくっていただければと思うんですが、どうでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしのとおり、非破壊式と破壊式では計測時間も違うというのもありますので、多分にして厳しく出るのか、甘く出るのかという部分が出ているかと思いますので、同じものを使って、村民の方々に使ってもらう際に、どの程度の差があるという部分も確認しながら、整備した際には対応してまいりたいと思います。以上であります。

委員（渡邊 計君） あと、その下の個人積算線量計、これも資料をいただいているんですけども、見てみるとかなり簡単でいいものかなと。ただ、ちょっと気になったのは、1.0ミリシーベルト以上になると点滅となっているんですが、この点滅は消すことができるんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 設定の段階で、メーカー側との協議の中で対応できるかと思い

ますので、それについては検討させていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 現在、村長は年間5ミリということになると、少なくとも2.5ぐらいの被ばくは出てくるのではないかと思うんですけれども、この辺ちょっとクリアできるようにしないと、胸につけていたものがいつもぴかぴかぴかぴか光っていられたのではちょっと困るのではないかと。そのあたりの数値をどうするか、ぜひ検討していただきたい。

あと、これはパソコンにセットしてすぐに数値が出るんですけども、プリンターとつなげて持ってきた人が記録として残して持って帰れるような計画はあるんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） パソコンでその月分の日とかまで見られる状況になるんですが、もう出る数字がCSVという形で数字だけ並んでくるという状況なんです。何日のときは何マイクロシーベルトと、その月の脇に数字がだと並んでますので、若干、村民の方々が見るにはちょっと編集が必要かなと思っておりますので、その辺も今後、機械を入れた際に検討していきたいなと思っております。以上であります。

委員（渡邊 計君） カタログを見ると、グラフみたいなものも載っかって見えてきているわけで、グラフ化されれば一番、皆さん、お年寄りでも簡単に見やすいのかなと思うので、ぜひ、その辺ところをご検討願いたいと思います。

それと、もう一つモニタリングに関して資料をいただいているので、ちょっとお伺いします。

これは行政区ごと5圃場を選定し測定するということになっていますけれども、行政区に関しては面積の広いところ、狭いところ、いろいろあるわけで、単に平均5カ所の圃場でいいのかどうか、その辺のところをお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 今後、帰村に向けて営農再開準備が始まるということでありまして、何度か議会の中でもいろいろなご議論いただいているところでございます。村の独自で47カ所もやっておりますが、それよりもまたふやすという意味で、行政区ごと、5圃場の箇所数を設定したところでございます。

本当は、もっともっとということでございますが、やはりこれを調べるにもかなり時間がかかるという部分もありますので、委託業務をするところですが、28年度の状況を踏まえて検討を加えていきたいなと思っております。以上であります。

委員（渡邊 計君） 前回、除染面積と除染土壤等発生状況という書類をもらっているわけですが、これからいっても行政区によっては面積が全然違ってくると。ということは、農地も大分違ってくるのではないかなど。であれば、平均に1行政区5つだけではなく、面積に対応した測定をすべきではないかと思うんですが、その検討はしていただけますでしょうか。もう一度、お願ひします。

除染推進課長（中川喜昭君） 行政区ごとに5圃場ということで今計画しておりますが、今後、行政区長さんと協議になるかと思いますが、例えば、5圃場を選ぶのも中央だけ5圃場じゃなくて、山合いとかそういうところを踏まえた中で、いわゆる現実にどの程度、山合いだとどのくらいあるのかなとか、川のそばだとどのくらいあるのかなとか、いわゆる5カ所を選定する場所設定を協議していく必要があるのかなと思っております。

28年度については5圃場、全ての圃場ができれば最高なんですけれども、そこまではできないということで、28年度については5圃場で実施していきたいと思っているところでございます。以上であります。

委員（渡邊 計君） これは、今、村長が29年3月解除と言っていることになれば、28年に調査することが一番大事になってくるのではないかと。それで、八木沢の面積、農地の面積と、例えば草野の農地の面積、宮内の農地の面積を比べると倍以上になってくるわけです。それで、同じ5カ所でいいのかということを私は伺っているんですが、それに対しては検討する余地はないということですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 営農再開に向けて、農地の土壤調査という部分も兼ねてございます。それで、今、おただしあるよう、全面積に合わせて圃場をふやすという部分も検討の1つにあるかと思いますが、将来的にその農地は活用する農地なのか、あとはある程度、そこはもう休んで違うものをつくるとか、そういう部分もこれから農政サイドでは検討していくという部分もありますので、全面積が、耕作する面積の割合で検討するというのも1つかと思いますけれども、まずは、とりあえず5圃場ということで、その後、営農再開に向けて、それぞれの復興組合の動きなども参考にしながら、選定もしていけるのかなと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員（渡邊 計君） ちょっと大谷地住宅のことについて戻りますけれども、今回、大谷地住宅8戸建てて、この前の結果報告では入る人5名が内定していると。5名が内定しているわけすけれども、何か話によりますと、この5名の希望した方々、もう既に3カ月分の家賃の納入を要求されていると。それで、納めたということなんすけれども、これは実際からいえば入る直前の1カ月くらい前に契約で、その時点で敷金という形であると思うんですけども、3カ月なら3カ月の納入をしてもらうべきであると思うんですが、なぜこんな早い時期にそういう要求をして納金しろということになったのか、内容をお知らせください。

復興対策課長（愛澤伸一君） 大谷地団地でございますが、27年度8戸建設するに当たりまして、昨年の暮れから入居者の募集を開始したところでございます。入居者の募集をいたしまして、入居の意思を確認いたしますと、その先の入居決定の段階まで移るわけでございまして、現在、入居の意思を確認いたしまして、手続の1つとして敷金の納入をお願いしているというところでございます。

委員（渡邊 計君） 普通、いろいろな契約とかなんとかというのでも、全額は入れないですよね。内金という形で取ることはあっても、こんなまだまだ、この先何月に入るのかわからないすけれども、もう半年も前に敷金という形で3カ月取るというのは、常識的な考え方からいければおかしいのではないかでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 1期募集ということで、昨年末に実施いたしました8戸の申し込みを受け付けたと。その中で、お申し込みのあった中で5名の方が入居の意思を確認されたということで、そちらの方については個々について権利の確定をしたいと。その後、さらに空き住宅については2期募集、3期募集と入っていくわけでございまして、募集の区切りの中で一連の入居に向けての手続の1つとご理解賜ればと思っております。

委員（渡邊 計君） 普通、常識的に、私なんかもアパート何回か借りています。まだ、はつきりはできないけれども、と言うと、じゃあ、内金として1万円とか2万円入れてくださいとか、あと車買うのだってそうです。契約するときに内金として1万円でも2万円でもいいから入れてくださいと、そういう契約の仕方をするわけです。これは半年も前にやって、実際、払い込んだ人から、なぜこんな半年も前から金を入れなきゃいけないと、そして、そんな早く入れて、なくなつた場合は返却するとか、そういう旨は伝えていらっしゃるんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） こちらは内金ということではなくて敷金でございます。こちらでもし、おただしのように途中の事故等が発生した場合には、当然、お返しするという形になろうかと思います。

委員（渡邊 計君） 敷金というのは入る段階で払うのであって、そんな何ヵ月も前から払うものではないんです、常識からいって。それを行行政がやるということは、これに村民はかなり不信感を抱いているんです。改善する余地はないということですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 経緯については、ただいま御説明したとおりでございますが、住民の皆様からいろいろなご意見が出ているということであれば、なお府内で検討させていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 村長はいかがお考えでしょう。

村長（菅野典雄君） 今、課長の言ったとおりと思っています。検討していきたいと思います。（「以上です」の声あり）

委員長（北原 経君） そのほか。

委員（伊東 利君） それでは、若干、質問させていただきます。

予算説明書でお願いいたします。3ページです。

飯野出張所の職員駐車場の借地料であります。今年は当然、支払わなくちゃならないと思いますが、これは将来、本庁に戻りましたら、この契約の状況、今、舗装になっているようですが、これはどういう状況に変わっていくのか、お知らせ願います。

総務課長（中井田 栄君） 裏の駐車場でありますけれども、1年、1年で契約させていただいて、あとはあのままで。そのまま、お返しをするということで進めております。

委員（伊東 利君） それは、地権者の方々とそういう契約の中で結ばれたもの。はい、わかりました。

次に、13ページ、までい館のことにつきましては、いろいろ皆さん伺っているようでありますから、13ページにあります復興祈念彫像等購入という部分については、どのようなものが飾られる予定なのか、お尋ねします。

村長（菅野典雄君） 避難によって家族がばらばらになつたり、いろいろなことがあるわけであります。よく避難にあって、きずなという言葉が大変騒がれたわけであります。大切だというのが言われたわけでありまして、そんなものをやはり象徴できるようなものをこの道の駅に建てられればということで、当然、シンボルということになりますので、かなり大きなものを考えているところであります。今、そういうものを旨としてつくりていらっしゃる彫刻家と交渉を続けているところであります。議会が通りましたら、

また改めてということで話しているところであります。以上であります。

委員（伊東 利君） それは大切なことなんだと思いますが、あともう一つは、今までのこともそうですが、これから復興されるわけですから、そこに向けた、そういう展示物という物の考えはあるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） ちょっと今の補足ですが、いわゆるふるさと納税で入ってきました中に、こういうことと言っておりますので、皆さん方の善意の中の基金を使わせていただきたいと思っております。

それから、展示物ということですが、道の駅はもう、あちこちに氾濫しているという言い方はどうかわかりませんが、どこでもつくっておられます。そして、特産品であったり、あるいはおいしい食べ物であったり、そういうものであります。そういう形で飯館村の道の駅も競争しようとすると、いわゆる避難がされている。確かに、主要県道ではありますが、多く通る国道とかなんかではないわけでありますから、なかなかやっぱり大変なんだろうなと。そういう意味で、道の駅のコンセプトはやっぱりほかとちょっと違うような温かさであったり喜びであったり楽しみであったり、そういうものを少し織り交ぜながらと考えております。

そういう中で、今、ご提案のあった何か展示物なども期間を置いてやっていく。あるいは、月1ぐらいでいろいろな催しをやりながら、皆さん方に喜んでいただけると、そういう形もしながらやっぱりやっていかなければならないであろうと。そうしますと、なかなかそう簡単に黒字経営というのも大変でありますので、脇に太陽光を置かせていただいて、幾らかなりとも経営に、そちらからの財源なり、あるいは大火山の財源なりが入れればいいなと、こんなことが太陽光なども進めてきた理由でございます。以上でございます。

委員（伊東 利君） ぜひ、そういう復興という足音も見えるような、そういうものもやっぱり展示すべきであると思います。

次に、変わりまして28ページで、説明ありましたけれども、シルバー人材センターの負担金があります。会員が18名ですけれども、活動は2名で50万円稼いでいるんだということであります。実は、この18名の登録はよろしいんですが、そのほかで活動というのは、例えば相馬は相馬のブロックでようから相馬なんでしょうけれども、他の地区に移転されていて、そこで活動される、している、したい、そういうものはないんでしょうか、あるんでしょうか。ご意見として。

健康福祉課長（高橋正文君） シルバーの会員の方は各地に避難されていて、例えば、28ページなんですが、委員おっしゃったとおり相馬で2名が活動していると。あと、他の地区で準会員等で活動しているとか、こここの地区でやりたいんだがというのは、今の段階では聞いておりません。

委員（伊東 利君） 実は、例えば、特殊な技能があって働きたいんだけれども、そういうものになかなか飛び込めないという方もあるんじやないかなとちらっと伺ったこともあつたんですけども、だから、そういうネットワークというものがある程度情報として得られる、提供するというものがあればよろしいんじゃないかなと思いますが、もう一度

お聞かせください。

健康福祉課長（高橋正文君） 仕事の内容は、主に植木の剪定とか草刈り等ということを聞いておりますが、もしそういう希望がある方がいるとすれば、村で斡旋とまではいかないんですが、避難先のシルバーのところにつなぐとかご連絡するというのは可能だと思いますので、何らかの形でお知らせしたいと思います。

委員（伊東 利君） 続きまして、38ページですが、大火山のツツジ管理業務です。新規で250万円組まれまして、実は今までの管理、議員のOB会に委託したという部分があつたわけですけれども、それがなかなかできないと。新たな業務として新規で組まれました。これは規模的なもの、さらにはどういう形態でどのようなものをするのか、聞かせてください。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問は38ページの大火山ツツジの森管理業務でございますが、起点側と終点側はOB会で年管理人夫賃金として出してますが、中間地点がツルとかがもとでなかなか整備が大変だという部分もございまして、この辺は専門的にやっております森林組合等のお力がどうしても不可欠だという部分で、今回、管理業務としてこの金額を反映させていただきました。

委員（伊東 利君） 私も現場はきちんと把握できていませんが、規模的にはどのくらいの規模を開発するということなんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 規模的には、単年度でできるような状況ではございません。継続的に四、五年の事業になっていくと思われます。面積としましては、ちょっとまだ正確には把握しておりませんが、二、三町歩はあるのかなと把握しております。

委員（伊東 利君） これは大変いいことだと私は思うんです。やはり観光資源に乏しいわけですから、立派な数字でありますので管理して、やっぱり将来の観光に結びつけて、太陽光発電もすばらしいものがあるわけですから観光に結びつくのではないかなと考えています。

もう一点は、先ほど、松下委員がパークゴルフ場のことについてお伺いしたんですが、これから全てが基本だということのようです。でも、やっぱりある程度、場所とかなんとか選定して、こういう地区にということをしなければ、つくる人側にもイメージとして湧かないのではないかですか。ですから、私は、ある程度、深谷の向かいの相農の脇とか、こういうところでせめて18超ホールは確保して、こういうものだと提案しなければ、私は提案だけ受けたのではないかがななものかと思うんですけども、いかがでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 確かに、委員のおっしゃるとおりではありますが、いかんせん、私もパークゴルフ場というのがどういうものかちょっとまだ正確には承知していないものですから、いろいろな候補地は考えられます。あいの沢であったり復興拠点であったり、いろいろな場所が考えられるわけですが、総合的に、今後、協議して進めさせていただければと思います。

委員（伊東 利君） ゼひ、そのようにしていただきたいと思います。

次に、同じページですが、毎年言っているんですけども、八木沢の移住体験住宅ですが、今、貸した状況で一方的に払って、相手側の意思が確認できないというお話を伺つ

ていたんですけども、今後、これから、多分、借りられるような状況には……。移住してなんていう体験もということではないような、私は気がするんです。ですから、今後、この扱いについて、この場合は相手側との扱いについて、どのようにずっとしていくのか、確認したいと思います。

副村長（門馬伸市君）　ずっと、これは体験住宅の滞納になっているんです。だから、決算でもずっと毎年残ってくるということです。本人は払えるような状況ではないんです。ですから、税金のように滞納処分という方法があればいいんですけども、そういう方法がとれないということで毎年この滞納の分があるんですが、実際は新たに貸し付けすることには、あの建物の中を見てもらえばおわかりのとおり大改修でもしない限りはあそこには入居できない状況なので、とりあえずは今入っている人の整理をつけて、あそこの今後はもう貸し付けはしないと、こんな方法をとるしかないのかなと思います。とにかく、今、その方があるところに入っているものですから、なかなか難しい状況なんです、滞納を解消するには。

ですので、継続して納めていただけるような対応は村としても取り組んでいきますが、非常に難しいという状況であります。今後は、もうその人以外には貸し付けできるような状況ではないということでございます。

委員（伊東 利君） 次に、42ページ、営農再開であります。皆さん、質問したわけであります、私は若干、ここに向けたJAとの関係というやつでちょっと伺いたいと思います。

JAも合併されてふくしま未来になりました。営農再開支援の中では、当然、営農栽培も地理的な面も販売も全て、やはりJAがかわる部分がかなりあるんだと私は思います。再開検討委員会でも所見はもらっているようありますけれども、経営本体との村との農業再開に向けた取り組みについて、以前は避難の後でしたか、補助事業の申請もあったりして、なかなかその申請に応えられなかつたという状況もあるようですけれども、この行政、農協との話し合い、取り組み方というのはどのように進行されているんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 農協さんとの営農再開に向けての協議ということでございますけれども、ご承知のとおり農協の合併で農協さんがちょっと体制も変わったりということで、なかなかこのところ協議ができないでいたところでございますが、営農再開に向けては各行政区で農地の保全を行っていただいているわけですけれども、それに伴う事務処理がございます。日報をつくって、その確認をして、それに基づいて各個人の方に作業料を支払うという事務が発生するわけですけれども、その事務を今一手に農協さんにお願いしている状況でございます。各行政区の組合の方には負担がかからないような状況ということで、そういう意味で、今のところ事務的なことだけですけれども、営農再開の事業には農協さんにもかかわっていただいているという状況でございます。

当然、村といたしましても農協さんが村の農業の中心的な組織ということで認識してございますので、今後の営農再開に向けては農協さん中心となった仕組みをつくっていかなければならないと考えてございます。

委員（伊東 利君） 農協も多分、そういうものでは組織活動がまだ、帰ってからのことが多く

いんだと思います。ですが、やはりこれからの、これは責任だけではなくて多種多様な営農形態があるわけですから、そういうものをやっぱり協議して、やっぱりある程度の状況をつくっていただきて、その流れに向かっていくような仕組みをつくっていかないと、農家はいざ再開する、じゃあ何をすればいいのと、こういうことに陥るんだと思います。こういう状況があって、栽培すればこういう補助金、補償等々が絡まっての窓口は、出荷ではJAだとかなんとかと、こういう仕組みを提言できるようなことで協議をして進めていただきたいということで、これは意見として申し上げます。

次に、53ページ、相農飯館校の支援事業ということで、毎年支援していただきております。そういう中で、昨年から人が今までとは違って、進路指導なりそういう、そこに事業を子供たちに使える部分ということで支援していただきております。この支援の仕方によって、高校での使用の仕方、私も同窓会をやっているんですが、なかなか詳しくわかりませんが、どのように使われているんでしょうか。お伺いします。

○
教育課長（村山宏行君） 53ページの相農飯館校の教育支援事業ということのご質問でございますが、ご指摘のように、昨年まで事務員の手当ということできなりの部分で使われおりましたが、27年度につきましては、事務費は子供たちの進路対策あるいは医療費の助成、それから部活動等の支援、そういったことに使われております。特に、部活動については演劇で東北大会に出るといったこともございましたし、そういった子供たちに近いところで使われているという認識であります。以上でございます。

委員（伊東 利君） 今年度も計上していただきました。やっぱり、大変にいい傾向にあるんだと思います。私、むしろそういう面で使って、今までと違う使い方をされて効果があるということですので、これは直ちに評価したいと私は思います。

次に、奨学金のことについて伺います。

ここに計上されていますのは、継続4件、新規5件ということで540万円計上されております。この実態は、昨年ですと600万円だか補正されました。減額補正ですけれども。

この実態というのは、継続も含めてどうなっているんでしょう。これが正しいんですか。

○
教育課長（村山宏行君） 現在の状況でございますが、継続要件につきましては変わりありません。新規なんですが、今のところは申請1件ということで上がっておりまして、これについて予定しているところでございます。

委員（伊東 利君） 今1件。これは受け付け期間というのではないですか。

教育課長（村山宏行君） まず、第1期は2月に締め切りを一旦置いております。ただ、入学されてから奨学金制度に該当される方、それから学校から支援いただけるとか、そういったことで該当されている場合もございますので、今後は引き続き審査はしていただくということになります。該当するようになりましたら、こちらに申請いただければ対応するという考え方でございます。

委員（伊東 利君） じゃあ、最後になります。

61ページの多目的集会所の2つの修理の工事であります。これはどのような、当然、隣に新しい文化センターができるんですから見栄えも含めてでしょうけれども、どのような修繕がされて、さらに今後どのような活用、隣の文化センター含めてになりますが、

何か利用するには、私の判断では会議とか研修とかでは使いにくいのかなと思うんす
けれども、この辺はどのような修繕、あと利用になるのか、お聞かせください。

教育課長（村山宏行君） 多目的集会所につきましては、28年度予算では、建設以降、修繕等
外観についてしておりますので、隣に新しい建物が建つということで、そういう修
景をしていくということで予算を要求してございます。

内容をどう詰めていくかということでございますが、村で公共施設、学校含め、かなり
の部分で活用を見込まれる施設が出てくるとなります。新しい交流センターなんですが
れども、以前、問題になっております文化財関係の展示施設といったところがありません。
ですので、そういう展示スペースの利用も含めながら、やはり学校施設といった
他の公共施設の役割なども検討しながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

委員（伊東 利君） ということは、それはいいことだと思うんですけども、今、あそこの
利用の2階に何か運動機能とかする施設が入っているように見受けられるんですが、あ
あいう活動はしないということなんですか。

教育課長（村山宏行君） ご指摘のように、多目的集会所の2階には運動用の施設、ランニン
グマシンですかダンベル機能を持った運動施設、といった施設がございます。ただ、
戻る方々がどういった年代になるかというところもございますし、また、やるために
ある程度資格を持ったインストラクターがついていかないと、ちょっと身体的には危険
なところもあるということがございますので、まず、あのまま利用とは今のところは考
えておりません。

ただ、せっかくある施設、器具でございますので、何かの形では利用すべきとは思いま
すので、その辺も施設の周辺の利用、他の公共施設の利用とあわせて、あの分をどこで
行うかといったことについてはまた考えてまいりたいと思っております。（「終わりま
す」の声あり）

委員長（北原 経君） そのほか。

委員（佐藤八郎君） まず、資料をいただいたものから入りたいと思います。

タブレットについて、何年かやられて、まだ押し入れに入ったままの方も大分見ていま
すけれども、稼働率40%ということなので、来年度の行政執行の中ではどのような点が
改善されたり便利なタブレット仕様となっていくのか、伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） 資料にございますように、このタブレットは24年から導入しまし
て約4年使っております。今、2,436台配付しておりますけれども、実績として、ここに
ありますように、1つ目には公営住宅の入居募集に当たって短い案件、短い期間に迅速
に周知ができた。あと、さらには2つ目にはお知らせの補助的役割を担ってきたとい
うのが2つ。あと、3つ目は、ふるさとカメラによってタブレットで見られるように、先
ほどもご質問ありましたように24カ所のカメラが設置されており、住宅周辺の
様子が確認できたということが3つ目です。あと4つ目は、インターネットにアクセス
して情報を得ることができるということで、Y a h o oとかG o o g l eにもアクセスが
できると。あと、さらに進めばI C Tの機器を活用して村民同士の交流ができたとい

ことで、こういった実績が上がってあるわけであります。28年度が事業の最終年度ということもあって、こういった実績をもとに、今年もＩＣＴ職員も含めて活用を図っていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 私も、そのタブレットを見ようかと思ってあちこち見ると、なかなか更新になっていないくて、いつも同じものが流れたり、非常に、それは入力する方も大変だというのはわかりますけれども、余り活用したいと思わないんです。そういう人がいっぱいいて、ここで今言われたようなふるさとカメラとかお知らせを見るとあれですけれども、あの部分でそんなに活用されているという声を聞かないんです。それはそれとして、来年度に向けてどういう工夫をされたり、どういう状況でもって予算をかけて村民のためになるタブレット事業を成果にしていくのか、もう一度伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） タブレットにつきましては、今ほど言った実績がございます。その実績をもとに、最終年度でありますので引き続きやっていきたいということもあります。カメラだけということでありますけれども、国・県からは高い評価を受けているところであります。

見てもらうとわかるように、村のお知らせ的なものは大分載っておりますし、新しい情報についても、その都度、各課で更新されてございますし、ビデオなんかも設置した当初は1つか2つ、挨拶程度しか入っていなかったわけでありますけれども、最近は多くの村の動きなんかも取り入れておるので、そういう意味では、8年度につきましても27年度同様、お知らせ、さらにはカメラ、あと新着情報を適切に流しながら利用を図つてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 対行政との関係では、総務課長の言われるとおりだと思います。ただ、村民が望んでいるのは、相馬の仮設にいる人たちはどんなことをやったりしているんだろうなとか、村民の動きというか、そういうものが見たいということが多くて、そのためには各自治体なり、そういうところに管理者含め、そういう専門家も入れて給与を払いながら進めた事業なんです。なかなかそこが見えてこなくて、行政のお知らせ版という告知、果たしてないのかなと、ずっといろいろ方に聞いてみるとそうなんですけれども、そういう点でもっともっと力を入れないと、タブレットの目的、行政からの迅速な情報発信のみという流れでしたか。

総務課長（中井田 榮君） それだけではなくて、それぞれの自治会のホームページなんかも立ち上げておりますし、ＩＣＴ職員もかかわってやっているわけでありますけれども、自治会のホームページ、さらにはいろいろ各課でやっております若脳トレーニングだとか、あとそれぞれ健康福祉課等でやっている事業なんかも適時載せながら情報を出しておりますので、そういう意味では村からだけの情報の発信ではなくて、それを使っている側の情報もあわせて発信しながら使ってきましたと思っております。

委員（佐藤八郎君） やってきたからみんなそうなっているという言い方なので、来年度に向けて努力するようなものはないと言ひて、次に入りたいと思います。

深谷拠点エリア、昨日、土曜日に深谷の総会があつていろいろ聞きましたけれども、やっぱり深谷はそういう意味では地区が分断されてしまった、深谷拠点エリアによってと

いうのは明らかな気持ちです。やっぱり、最初から行政区、深谷住民全体の中での進め方をしなかった。そういうやり方が今の結果を生み出したというのが言えると思います。

今後ですけれども、深谷でも帰る方、迷っている方、帰らない方、いろいろありますけれども、名前が深谷拠点、深谷拠点といつまで言っていくのかわかりませんけれども、完成するまでなのかわかりませんけれども、どうもやり方そのものが、こういう状況になって深谷の集会所もつくる、深谷のごみの施設もつくる、いろいろありますけれども、その辺が今年度についてはどのように深谷地区においての理解を進めるような流れをつくっていくつもりでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 資料の2番目の深谷拠点エリア整備統括管理業務委託特記仕様書ということで、資料の提出を求められているものであります。その中身でありますけれども、今まで深谷の行政区のお話ありましたけれども、ここを進めていくに当たりましては、この資料にありますように委託業務をしながら、ここは一気に計画、さらには造成、建設という形で同時に工程が進むわけでありまして、計画から建設までの統括的な業務委託をしながら深谷拠点エリアの推進を図っていかなければということで考えております。

委員（佐藤八郎君） 村ですから、深谷だけの行政じゃないし深谷拠点助成といつても深谷の拠点でないし、ですから、ここでいう村の意向に沿うという言葉は、村が目指すものということになるということですね。その意向に深谷地区民の意向というのは全然関係ない話ですけれども、何か生かしたり今後生かそうとしたり、そういう会議とかそういう話し合いの場を持つとかするということはあるんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 今まででありますけれども、行政区における説明会もさせていただいたところでありますし、地権者会議等はある程度決まった段階での中間的にも行わせていただいておりますし、これから、今、実施計画を立てて、7月ころから着工を図って、29年3月ころまでにはまでい館をということを考えているわけでありますて、さらに周りのお花畠、さらには産業振興のCゾーンもあるわけですから、これから地元深谷の皆様と十分に協議をしながら進めないと、とにかくうまくはいかないわけでありまして、その経過を踏まえて議会ともご相談しながら着実に進めていかなければと考えております。

委員（佐藤八郎君） 村づくりアドバイザーがここに今度入ってくるという、200万円ですか。この方、何年かかわっているかちょっとあれでありますけれども、この方がかかわることが村づくりの基本になっていくということでしょうか。それとも、この方はアドバイザーで、違う機関の中で深谷拠点を中心とする村づくりというのは決められるということですか。

総務課長（中井田 榮君） 資料にありますように、委託業務の内容としましては、計画の設計を伴うもの、さらには工事を伴うものが今後考えられるわけでありますけれども、この深谷拠点に限ってご協力いただければと。今、実際に工事を進めるに当たっては、工事に係る事務機関ということで、建物については復興対策課の建設管理係にお願いしているわけでありますけれども、大谷地住宅から、ご存じのとおり当初予算には多くの建築部門の工事が上がっているわけでありまして、さらに深谷もあって、計画から設計

から建設まで進むというところで、こういった業務内容で統括的に管理を行う業務として一部かかわっていただければということでございます。

5番目の特記事項としては、定額設計としては1番から5番までの計画設計、さらにはアイデア、議事録をまとめてもらう、あと技術的なところも出してもらうというところの仕事をお願いしたい。さらには、工事監理については、村の意向に沿う施設になるよう工程打ち合わせとか、さらに打ち合わせの議事録とか、あと現場での調整とか、そういうものも含めて、長年、震災前からご協力いただいた村のアドバイザーである佐川先生に今までの全般的なアドバイスも含めて、こういった設計監理業務、工事監理業務も含めてお願いできればということで当初予算を計上させていただきました。

委員（佐藤八郎君） 村の意向に沿う施設拠点、今のところはどんな意向と考えているんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、第4版から第5版の復興計画に基づいて、あそこを深谷の拠点エリアとして復興の拠点にということですめているわけであります。その意向に沿って、これから議会ともご相談しながら進めたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） つった後に入りましたけれども、飯館村の道の駅「までい館」になりますけれども、いただいた資料によれば村長は取締役、株式会社赤塚が取締役、いいたて村までい企業組合、高橋英明さんも取締役というわけでありますけれども、これはいつ決定されて、いつから執行になり、どうなっていくんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 3番目の3ページから6ページの道の駅「までい館」運営に関する新会社の概要についての資料に基づく内容だと思いますけれども、やっと概要にまとめるような形での協議が今済んでいます。

それによりますと、今までご質問にもありましたように、参加する業者、飯館村も含めてありますけれども、株式会社赤塚さんと、いいたて村づくり企業組合ということで、現在、協議を進めているところであります。6番の設立のスケジュールにもありますように、27年9月18日には既に、昨年の9月の定例議会において村の出資額500万円も議会から承認いただきまして現在、ここまで協議を進めているところであります。

設立につきましては、2つ目にありますように28年3月中には会社の設立を行って体制を整えていければと考えております。

委員（佐藤八郎君） 過去のこともいろいろあるでしょうけれども、要するに、出資をしている流れの中で設立していくという、あくまでも運営なのでありますけれども、先ほど言っていましたけれども、飯館校に向けての河川越えの橋をつくって、将来的にあちらに、先ほど言われましたゲートボール場含むパークゴルフ場部分というものを、事前にもあったんですけども、深谷拠点の関係で全くなくなったんですけども、あれは完全に消滅したものなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） これから高校をどうするかという課題が間違いなく飯館村の課題として上がってくるだろうと思います。その点で、かなり校舎以外で農場などの建物もかなり悪くなっていますし、あの辺に草地もありますから、その辺の開発をどうしていくか

というのが次の段階で私は入ってくる、あるいは入れなければならないと思っていまして、そういうのをあわせながら、また特別に今こちらの県道原町線のいわゆる右側が特別な品物を建てるわけでもありませんから、随時、道路なりなんなりが広がっていくことも十分可能だと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 今、村長のお話だと高校も十分関係しますけれども、高校に行く橋は改善されて歩道が広がってというものがあったんですけども、今後の高校の予定によつてというお話ですけれども、そうすると前に村の議会で論議した、あそこに橋がいって向こうを活用というのはもう前になくなっているという理解でいいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 何もないのに道路に橋かけてというわけにはいきませんので、当然、前にこういう形が必要ある計画に上がりますので、そのためにはやっぱりこの道路が必要です、橋が必要ですという形にならないと、目前でつくる分には何とでもできますけれども、我々はそもそもいきませんので、やっぱりそういう国なりなんなりの事業を使うということになれば、そういう組み立てがないとなかなかできないということありますので、その辺をこれからやっぱり組み立てていく必要はあるんだろうなと思っております。

委員（佐藤八郎君） 抱点整備に、今、村長がそう言うので、あえて二枚橋から大森、高校脇、中心、そして今の場所という流れで移動していったんですけども、私どもは川を越えた橋ができるんだろうという思いがあったんですけども、第4版、第5版の流れの中でそのことは完全に消えて、今後、開発していく中でどうなっていくかということは今後の問題だということですね。

村長（菅野典雄君） そのとおりです。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、余り議会で提案する必要がないんです。東京のアドバイザーに任せればいいみたいな話になってしまって、深谷の説明会でもそうですけれども、なぜ深谷の第1級公道がつぶれるのかという問題と当たりますけれども、単なる県道12号線に行くと広々として両側に山があるからあの場所がいいんだということになっていくと、議会が真剣に高校の周りを含め、山田周囲も含め、大火山含め、いろいろ議論し提案したのは、それだけで終わったというお話ですよね。

村長（菅野典雄君） 誤解を招くようなお話はしないでいただきたいと思っております。

もともと、村としては飯館村の入り口も1つの提案としていいのではないかというのを議会の皆さんなりなんなりから、できるだけやっぱり中心に持つていったほうがいいだろうということで、いろいろな意見をいただいて、もちろん、その中に今お話がありましたような高校の活用も含め、そしてあと道路も橋もという話があったわけでありますから、そういう意味で何ら皆さん方、何でもいいですよという話ではまったくありませんし、佐川さんに全て頼るなんていうことでも全くありません。

ただ、少なくとも、いわゆる補助事業を使う場合には目的がなくては、なかなか大事業はやっぱりできませんので、間違いないこれから高校の近辺をどうするかということを考えれば、いろいろな事業展開ができるだろうと思いますから、やはりいわゆる今このちら側の左の復興拠点を一段落した時点で、また真剣に考える、あるいは一段落しなく

とも高校の問題と絡ませて話を進まないといけないということになるのではないかと思っていますので、決してあきらめたなんていふことでも全くありませんので、ご理解いただきたいと思います。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 暫時休議します。再開は15時5分とします。

(午後2時42分)

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 休憩前に引き続き協議を再開いたします。

(午後3時05分)

委員（佐藤八郎君） 深谷拠点については、長い間、議会協議の部分で事実と経過を述べましただけでありますので、今後、村長が言うように学校の云々含めて、ぜひ橋を検討され、山田地区から高校にかけての部分を有効活用していただきたいと思います。

続きまして、災害弔慰金に入ります。

災害弔慰金の審査件数104件だそうで、それで42件という流れでありますけれども、42件にとどまっている要因というのは一体どんなことがあるんでしょうか。他の市町村に比べてパーセント的に低いのでありますけれども、審査基準がきついのか、審査委員の考え方方が他の市町村の委員と違うのか、なぜこうなるのか伺いながら、今後のことについて、後で伺います。

健康福祉課長（高橋正文君） 災害弔慰金の審査の件でございますが、104件の申請に対して42件が関連死として今認定になっていると、大体40%ぐらいになっていると。

あと、他の市町村との認定率が違うのではないかということではあります、まず避難の過程が他の市町村とは飯館村は違うと。ほかの市町村もどれも同じではございませんので、それぞれの市町村で避難の過程にさまざまな開きがあるということで認定率にも差が出ているのかなと。ですから、認定率の比較をよく報道等でもございますが、その率は同列に比較するべきではないという認識を持っております。

あと、この42件がどういったことで認定になったということでございますが、当初から立ち上げた審査会での審査によって、当初から現在まで公平な審査基準を維持して審査会で肅々と審査をしていただいた結果が現在の42件にとどまっていると。とどまっているというか、42件が認定になったという認識を持っております。

委員（佐藤八郎君） 避難過程ですぐ逃げなさいというところで、放射能を浴び続けて、後から逃げなさいというところが加害者によって決められてきましたけれども、避難している状況については建物というか住居には仮設からアパートからマンションからいろいろありますけれども、5年経過している部分については、ふるさとを捨て、家族と別れ、地域とも別れ、コミュニティー全て奪われているというのでは、病気が早まったり悪化したり重症化したりと、そんなに差があるというのが飯館村弔慰金審査会の委員の考え方なんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 審査基準につきましては、厚労省によりますと2004年の中越地震のときの長岡市が定めたものがあるわけですが、それを基準とするような旨、通知が

されておりますが、これは長岡では震災後1カ月以上の死亡は関連死の可能性が低いという基準でございます。

ただ、飯館村の審査会につきましては、この長岡の基準を参考にはしておりますが、飯館村の皆様の避難する過程、それぞれ個々人の避難する過程とか避難後の生活の状況とか、診断書等からさまざまな資料を勘案して審査いただいていると考えております。その結果が、あくまで飯館では42件であったと。他の市町村についての審査についてはここでは申し上げませんが、飯館については肃々と審査した結果がこの42件であると認識しているところであります。

委員（佐藤八郎君）　この原発事故と中越地震の震災、国は余計な法律なり余計なものをつけられないで今までの流れの中で抑えよう、抑えよう、抑えようという流れですから、そういう今のような基準を守ればいいんだみたいにあるかもしれませんけれども、実際、私ども村民の死んだ状況、各遺族の方にずっと聞くと、こんな生活しなければもっと長生きできた人はいっぱいいます。それを思って、今言われたような形式的なというか、個々に聞いて合意の上に支給するかどうか決めたみたいな話ではないんだと思いますけれども、そんな理由だけで人の死というものを扱っていいのかどうか。

もっともっと審査をしていた方については、きちんと支給されていいのではないかと私はずっと思っているんですけども、全然変わらなくて、25年ゼロ、26年ゼロ、ゼロと、3年も続いて誰も申請しなくなるんです。申請したって認めないんでしょうから、ということになっているんでしょうか。この予算でのこんな言い方、今後の国の関係上は、もう早く終わろうということになっているんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　委員のおっしゃっているのはわかるんですが、他の市町村においても3年目以降はほぼ認定になりづらくなっているというのは確かなことであろうと思います。

ただ、国の災害救助法による災害弔慰金というのは、一律、対象者皆さんに支給するような交付金等とは性質が異なります。審査を経て出すという弔慰金でございますので、国的な国庫扶助でございますので、全員には支給にならないと。

ただ、村では、その支給にならなかった方に、2カ年に亡くなった方に141名だったと思いますが、4,230万円を単独弔慰金として対象外の方に30万円ずつ交付していると。これは一律亡くなった方皆さんに交付した単独弔慰金であるということでございます。

委員（佐藤八郎君）　私どもも同意して、4,230万円をあげたほうがいいということで、その気持ちです。みんな、こんな状況で早く亡くなったんだしという気持ちを何か、ほかの市町村が多いときは飯館は少ないけれども、ほかの市町村がほとんどゼロに近くなっているから、それには飯館もゼロに近いという、都合で合わせるのではないんでしょうけれども、国としてはもう弔慰金の問題については打ち切りという方向なんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君）　国では災害弔慰金の申請事務というのは終期を定めていないと聞いております。だから、その事例がある限りは災害弔慰金の申請は受け付けられると考えております。

委員（佐藤八郎君）　じゃあ、定めていないし、その審査基準なるものも変わらないとなつて

いれば、何をもって審査したものを支給する、しないで、新たなものとしてあるんですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 支給しない新たな基準はございませんが、どうしても5年を経過したとなりますと、もう申請する方も避難によって死期が早まったということを証明しづらくなっているということはあると思います。平成23年度とか24年度だと、避難後、すぐに疾病が悪化したとか脳疾患疾病とか心臓疾病を避難後すぐに発症したとか、そういうことでなかなか3年目以降はそういった直接的な死因を申請者が書面等で証明しづらくなっているということは、人数が減ってきたということはあると思います。

委員（佐藤八郎君） 来年度も予算を組むようですから、村民の方にはきっちり周知されて、今、課長が言われました基準も変わっていなければ申請方法も変わっていないという流れで執行されるということですね。

健康福祉課長（高橋正文君） そのとおりであります。来年度は500万円予算措置してございますので、主であれば1名分、世帯員であれば2名分の予算を執行してまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 計画的相談支援給付費のことではありますけれども、80人のプラン作成をすることとなっておりますけれども、基本的には80人掛ける云々で256万2,000円が出るということではないんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 一応、この単価は2つほど16,000何がしと13,000何がしございますが、80人が全てこの単価で行うということではなくて、事業所によっても若干単価は違いますし、モニタリング時というのがございますが、これは事後調査とか、事前調査もありますけれども、いろいろな調査のものによっても違います。ただ、この計画相談を今年度必要であろうという方は対象者約80人ということでございます。

委員（佐藤八郎君） そうすると、今は村でつかんでいる村民の方で80人ぐらいプランをつけることで相談支援給付は間に合うのか、間に合うという考え方ですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 間に合うといいますか、現在の見込みとしては80人程度で年間動いていくということになると思います。

委員（佐藤八郎君） 臨時福祉給付金、いわゆる国会で論議されているのを聞いていますと、参議院選前のばらまき3万円の話になるんですけども、この3万円の話の2,057万9,000円と年金生活なども4,050万円となるんですけども、今年度の飯舘村においてはどのような数値になっているんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 臨時福祉給付金は、3,000円の組と3万円の2種類ございますが、基本的には今年度の給付対象者が同じく給付対象になるということあります。そのうちの65歳以下の方の今年度該当者は3,000円、65歳以上の方については、非課税者等になりますが、6,000円であったものが3万円になるということでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、対象者は幾らになるんですか。何人なんですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 対象者につきましては3,000円の給付は5,500人、今年度の6,000円の対象者の見込みは同じ人数であります。3万円を給付予定される方は1,350人で見込んでおります。

委員（佐藤八郎君） これは生活資金でどんな使い方されてもいいということですね。単なる一時給付金ですよね。これも申請が必要なんでしょうか。申請しなくとも給付するようになるんですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 申請が必要になります。ただ、申請書は村から対象者に全て通知するようになりますので、通知が行った場合にはご本人からの申請が必要になります。私は、3,000円が65歳以下と申し上げましたが、3,000円と3万円の給付は併給ができると、両方もらうことができるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 先ほど、18ページの公害対策で渡邊委員からか、それで土壤検査、いわゆる川、沼、堀、そういった流水の流れの土壤検査、底の部分の検査が必要なんて誰でも思っているんですけども、何か検査は考えていないけれども、国はある程度実証をしていく。何か、インターネットあたりで調べると岩部ダムというのが一番、今、高く数値が出ているのかな。既に、ホームページ上というかうちにも報告を持っているんだというお話をしました。村民が何かしたわけでもないし、飯館全面積に、散らかしたもので国があちこち何ヵ所か実証しているというだけのお話でいいのかどうか、まず伺います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 先ほど、排水路の土壤の件について答弁させていただいたところでございます。国で水路の水底にたまっている土壤の調査を実証の中で行ってきているということでございまして、その調査を受けて、今後の対応についてどのようにすればいいかということを国の中で調査を行っている段階でございます。その結果あるいは手法について、具体的にまだ村にはお示しいただいていないという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 前に、ため池の実証試験があったときにも、何で深谷も何ヵ所もあるのにやらないんだと言ったら、いや、今後、実証試験をやった上で、さらにやっていくつもりだと言っていました。今の愛澤課長の言う、また実証をやって、その後、やっていく予定だとまた言うのかもしれませんけれども、どこまでいってもうそやごまかしで、国の言いなりに村が聞いていたら、村民の健康を守れません。

飯館村は放射能管理区域ではないんです。マスクや防護服を着て生活する地域ではないんです。だから、また同じ流れですか、ため池と。この手の話。公害対策、公害だと思っているんでしょう、課長。大空から放射能を放散したのは公害だと思っているんでしょう。自然災害と違うんです。雨雪が降ったのとは違う。どこまでやらせるんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） ため池等の放射性物質の拡散防止につきましては、村といたしましても環境省と震災以来ずっと国の責任で対応するようにということですと言つてきたわけでありますが、ここにきて環境省と農水省との間の話の中で、ため池等ということで、ため池と、それからそれにつながる水路については農水省の事業の中で汚染拡散対策事業という形で実施するということが決まったようでございます。

やり方について、具体的な現場に入るやり方について、今、国で実証事業が行われているということでありまして、具体的な現場の中で、どういう作業をして高濃度の放射性物質を分離して、どこに持っていくのかということがまだ今の段階では村に示されていないということでございます。

非常に経費のかかる事業でございまして、村の中で一遍に村全体の処理ができるかとい

うとなかなか難しいのかと思いますけれども、そういった処理の基本的なガイドラインのようなものが示されれば、それに基づいて少しづつ計画的に実施していきたいなと思っております。

委員（佐藤八郎君） きょう、新聞で発表され、そのことについて読みましたけれども、今までの流れだと、先ほど言いました流れになってしまったら、都合のいいところを何とかやれるころやって、はい、大丈夫だったんですよ。

課長は飯館に住んでいるからわかるでしょうけれども、雨模様はいつも小雨だけ降るんじゃないし、水路だっていつもきれいな水だけ流れるんじゃないんです。濁り水から、時には大きな石だって流れるんです。それが飯館の230キロ平方メートルの自然です。その上に立って、住居周り約15%しか除染しないで、それに付随するため池や河川や水路全体を今のような形で、環境省、農林省が決めるから決めたとおりにやってもらうしかない、だけで健康を守れるかどうかというのは、私は非常に心配なんです。そういうやり方しか今後はしていかないということになりますか。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしいただいているところでございます。再三の答弁になりますが、村としては震災以来、ため池、水路含めた徹底した除染ということで国にお願いしてきているところでございますが、今ここに至って、まだ対策がなされていないという状況でございます。そんな中で、国の協議の中で農水省の事業が今立ち上がるかというところにきておりますので、私どもの何とか切なる願いを少しづつ実施していくだければありがたいのかなと思っているところでございます。

なお、ちなみに水路に流れている水でございますけれども、伊丹沢の圃場で水稻の試験栽培をずっと震災以来実施しておりますが、水稻からの放射性物質は検出されていないという状況でございます。以上であります。

副村長（門馬伸市君） 全くおっしゃるとおりだと思いますが、多分、一気にはため池の底樋にしろ河川にしろ用排水路にしろ、一気に短時間の中でというわけにはいかないと思います。いずれは、そういう長期的な計画がなされるんだと思いますが、当面はやっぱりため池から水を取って、それを水稻なり畑の野菜なりに水を引っ張るときの引き方の、そこで放射線をシャットアウトする方法とか、あるいは水路から水をポンプで上げて使っている人もいますから、それも出口のところで、当面はしっかりと国の責任で線量ができるだけ少ない水を使えるような対策は必要だと思います、当面。

それは多分、実証実験なんかもやっているはずで、当面の措置はその措置かなとは思っていますが、長期的に見れば、森林の除染にもあったように、やはり簡単に一、二年で全部村内のため池の底樋、河川の土砂、それを一気にとはいかないと思いますので、方法がこういう形で除去するという方向性が見いだせれば、それで国としても計画的にやっていくんだろうなと思います。今すぐ営農再開に向けて全てのため池あるいは河川、用水路の土砂を取るというのは、物理的に難しいと思いますので、やはり使うときにしっかりと線量の少ない水を使えるような対策を当面はとっていくことではないのかなと思っています。多分、隨時、そういう計画が出てくると思います。当面ではなくて、ため池にしろ河川にしろ水路にしろ。ですから、多分、農業再開する人も心配だと思いま

す。

実際に実証実験で水稻、野菜、何も出ていない言いながらも、やはり自分が使うとすれば当然心配するわけですから、その辺のところを使うときにしっかりと検査して線量の少ない水が、ゼロというのはなかなか難しいと思いますけれども、できるだけ少ない水で農業なりなんなりができるような対策を講じていくということが村にとっても当面は必要だなと思っていますから、担当でも国や県にそういう対策も要望しているようありますので、そんなことで当面やっていければと思っています。

委員（佐藤八郎君） 今、副村長が申したとおりに、営農再開とのつながりで水は不可欠ですので、そこはきちんとと考えていらっしゃるんだと思いますけれども、先ほど、各委員からの営農再開についての意見を聞いてみると、希望者ですから二重除染というか、全部ではないんでしようけれども、あちこちになると思うんです、希望者。あちこちの水路なりそういうことになっていく。だから、それは一緒に並行された中で進むというのが、普通に考えて筋道立っていると思うんですけども、今の副村長の答弁からするとそうなるのかなと思える答弁かなとは思うんです。

やっぱりこの後、私も質問しようと思いますけれども、衣食住の食事という部分、食べ物をつくるという基準、いろいろ考えたときに、そこはきっとしていかないと、今、いろいろな場所をとって、例えば30センチ土を取れば5センチ取って盛り土して、その下には放射性物質ないなんていうことはないんです。どこを掘ってやったって出てくるんです。ないのはヨウ素ぐらいでしょう。そういう実態をわかっていらっしゃるんでしょう、皆さん。わかっていたら、この口から被ばくしていくような状況はつくっていけないでしょう。そういう意味で、今、副村長の答弁に期待しますけれども、それは何も私どもや皆さんのが悪いわけじゃないんです。放射能を空からまいた人が悪いんですから。

あと、先ほど、までい館の話で収入の財源、伊東委員のお話に祈念彫像購入に2,000万円、これはシンボル的なものなので大きなものを準備してもらっているような、収入は大火山、深谷分の太陽光の収入を充てるような、私の間違いかもしれませんけれども、あつたんですけども、この1年で3,000万円の維持運営費を賄う財源ということで、私が今聞いてきたことを話しただけですけれども、そのとおりでしょうか。

村長（菅野典雄君） いわゆるシンボル的なものは、ふるさと納税でこれにやりますからということで入れていただいた3億5,000万円の半分の中から出すということで、趣旨に賛同して出していただいたわけでありますから、そこは使わせていただくということです。

それから、当然、部品やその他は一般財源なりなんなりでやっていくわけですが、ただ、いずれにしてもこれから運営はそう簡単ではないので、少しでも太陽光からの益金が出た中で運営していくという考え方を持っている。ですから、この運営の中には、まだちょっと予測はつきませんけれども、ある程度、年間何千万円という形で運用しながら、結果的には村の復興をしていく、あるいは住民のサービスをしていく、あるいは村への支援をしていただく方への対応をしていくとか、そういう形になるのではないかと思っているということです。

委員（佐藤八郎君） もう一度確認しますけれども、3億円の中で祈念画像、これは祈る念になんでしょう、これ。2,000万円。これは3億円もらった中で2,000万円は画像を建てるためにふるさと納税でくださいと合意を得ているということなので、今、予算委員会の中で祈念画像購入に2,000万円充てるというはどういうことか、なんて発言してもらう必要もないという話ですか。

村長（菅野典雄君） 全く財源の出所はどうなのだという話ですから、ふるさと納税、いわゆる貴重な一般財源からはなかなかできないようなところを皆さん方の支援で復興的なことをやっていこうということで、1つのシンボル事業であったり、あるいは花を復興拠点も含めて村内にできるだけふやすような事業に使わせていただいたら、子供たちに来てもらったり、あるいは出ていったりというものに使わせていただくという趣旨で集めさせていただいたわけでありますから、その趣旨にできるだけ使わせていただくという形で2,000万円近くのお金は使わせていただくということになります。だから、何も何々かに言う必要はないという話は全くないことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 先ほど、伊東委員に対して、避難してのシンボル的なもの、避難の思いもいろいろあって、きずなやいろいろ、だからシンボル的なものにして、そういうものを建てる2,000万円。準備されて、大きなものとなると。何か、既に大きな2,000万円のものがもうあるんでしょう。あって、でも2,000万円の祈念画像が飯館道の駅というか深谷の拠点の中に必ず必要なんだと。では、必要ではないという方は発言しなくてもいいということになりますか。

村長（菅野典雄君） いや、必要ではないという意見はあっていいと思うんですが、先ほど言いましたように、いわゆる道の駅はどこにでもあるわけですから、その中でどう特徴を出していくかということが、多分、生き残り策になるのではないかと思っています。ですから、できるだけそういう特徴を出していく、つまり道の駅に、いわゆる普通の道の駅は何せ入って、買う、食べるだけにやっぱり集中しているわけがありますけれども、それだけではなくて、何か癒しになるなど、あるいは楽しいな、喜びになるなど、優しそうだなという雰囲気の道の駅でもしていかないと、他との区別化、差別化はやっぱりなかなかできないだろうと。

だけれども、残念ながら、我々の一般財源でそんなことにやっぱり使うというのは、今、話がありましたように、やっぱり異議ありという意見も当然多数出るということも私だってわかるわけでありますから、なかなか一般財源は使えないでの、皆さん方の飯館村を応援しようという気持ちの中で使わせていただきたい。

しかも、これが全てではなくて、これから先長い、やっぱり花であったり子供であったりという、いわゆる負の遺産、まさに原発事故によって国のことによって我々は土が汚され、そして子供がなかなか戻らないという状況がありますから、そこに少しでも使わせていただいて、全てというわけにはいきませんけれども、少しでも復興が進むようにということありますので、ぜひ、そういうふうにとつていただければと思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） ふるさと納税における支出、約束や合意は、特にしたわけではないんですね。この祈念影像を建てるのに2,000万円は使わせてもらいたい。そのために、じゃあ2,000万円は出しましようとなっているわけですか。

村長（菅野典雄君） 3つに絞ってというのは堂々と出させていただいて、その中で8,500人、9,000人にいただいている話でございますので、だからといって、やっぱり議会の同意を得て、初めて我々は予算を執行できるわけでありますから、新年度予算に上げさせていただいて、いろいろなご意見をいただくということで今質問にお答えさせていただいているということです。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 3つは、1つはこの影像、あと2つは何。

村長（菅野典雄君） 先ほどから言っていますように、シンボルとしての文化事業に復興の象徴となる復興拠点に触れ合う彫刻の建立設置、2つ目は汚された土地をきれいにということで花を中心とした産業振興と環境整備に、3つ目は村の未来の子供たちにということで子供たちのための施設整備や交流を中心とした事業運営費用にということで、皆様方からの善意の気持ちはこんなことに使わせていただきますという文章を出させていただいて、9,000人の皆さん方から、それじゃあ応援しますよということで3億5,000万円ということその半分なんですが、それを使わせていただくということでありますので、当然、報告なりなんなりは、これからはその9,000人にしていかなければならぬと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 特に、11月30日、までの心……。そうしますと自然にこの影像はこういうものででき上がっているということなんですね。

村長（菅野典雄君） いや、全くでき上がっていませんから。はつきり言わないと誤解を招きます。ただ、こういうのがいいのではないかということで、どのぐらいかかりますかというと……。（「いや、今これを説明したんでしょう」の声あり）もうでき上がっていませんねという話をしたので、でき上がっていません。まだ注文もしていません。以上です。

委員（佐藤八郎君） 先ほど、準備されて大きなものとなるんだということなので、じゃあ、つくろうとしている人がいるということね。（「はい」の声あり）じゃあ、いいです。あと、気になったのは、収入です。大火山、深谷分の太陽光の収入も入れていくんだというお話がありましたけれども、大火山は村で最初やった大々的な部分を言っているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） どちらにせよ、いわゆる自然をある意味では変えて太陽光を入れるというのは、村にとっては大変重要な判断です。ただ、これから先、人口が減って交付税が減る中で、やっぱり村民のための政治をどうしていくかということになりますと、やはりつらい判断ではありますけれども、国がつくった制度をとりあえず活用させていただいて、少しでも村の中に一般財源として入る道をつくっていくということが大切ではないかということで、村としてはかかわったのが深谷と大火山をかかわらせていただいているということです。

そこからのものを、何も復興拠点ばかりとは全くそういうわけではありませんが、その

一部もやはり使わせていただいて、使わせていただいてというのは何もそこにおんぶに抱っこというわけではございませんけれども、とりあえず、やっぱりどういうふうにこれから動いていくかという助走期間というのはなかなか大変だろうと思いますので、そういうものに使わせていただきながら、復興の姿を村民ともつくっていこうということだと思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 休憩の中で、委員の皆さんにもちょっと、私はこういうふうに理解していなかつたものですから聞いたですけれども、委員の方も花塚のあの部分は全くこのものとは関係ないだろと皆さん言っているんだけれども、いつからか引っ越しされたのか、前々から議会には花塚の部分、深谷の部分も含め、ここ拠点に入れていくという説明はあったんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 残念ながら、どちらも入ってくるものはお金でありますから、色はついていません。一般財源にそういう項目の中で入ってくるということでありますから、何ら、どちらがというわけでもありませんし、一般財源になるかもしれませんけれども、いずれにしてもやっぱり大変な財政の中である程度、やはり復興拠点には拠出をしていかなければなりませんので、そういうものをやっぱり使わせていただいたり、あるいは入ってきた一般財源の中から出させていただくという形になるのではないかと思っています」ということであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長の言っていることが、私たちこの事業をやることにするときの意見と、提案と、今の言い方と違っているんです。そんなにころころ違った意見、この拠点事業を進めるには賛成が必要だというときにはそういう話は出てこないで、今になつたら、この運営で足りないものは一般財源から何でも入れていく、その財源となるものに必死に色はついていないなんて言っていますけれども、そういうのを何て言うかわかりますか、世の中では。違うでしょう。ここに一般財源を赤字になればなるほど入れていくという約束や合意があつて進めてきたんですか。

村長（菅野典雄君） 大火山を入れるに当たって、村でそれなりに皆さん方の合意を得て出資してやってきたと。皆さん方にも多分、長期の計画書を出させていただいて、ちょっと今、頭の中では整理ついていませんが、20年の間にはこのぐらいの財源が村の中に入るということで説明させていただいたわけであります。それはこれから、何度も言いますように、大変な財政の中でやっぱり少しでも国の制度を活用していこうということでありますから、それはそれで皆さん方に合意を得たものと思っているところであります。

基本的には、やはり今度の道の駅は深谷にもっと大きなメガソーラーを入れる予定でしたが、残念ながら小さくなってしまいましたので、そこから出る益金というのはわずかでありますから、あとはやはり足らない分というのは当然、一般財源から出すという形にならざるを得ないだろとと思います。また、収支決算はこれからでありますから、彼ら彼らとはまだわかりませんけれども、これからまた議会にお話をさせていただいて、このぐらいはやっぱりやっていかないと、出していかないとなかなか大変かなという数字が出てくるんだろうと思います。

そういう中で、それが一般財源からになるということであります。それはとりもなお

さす大火山なども入った一般財源の中から。だから、大火山の金がそこに行くかどうかというの別でも、何せ一般財源からという形になるということではないかなと思っています。特別、前の話と後の話がそんなに変わっているとは私は思っていませんので、そんなことでということあります。

ただ、道の駅そのものは、何せできるだけ、いわゆる自分で経営が成り立つように努力をしなければならないということは全くそのとおりでありますけれども、最初からなかなかそうはいくのかどうかというところが、まだこれからだということあります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 無理に収支決算はいかないと思いますけれども、村長がセブンイレブンはいっぱいもうかるなんて言ったけれども、結局、そのぐらいの経済感覚でうまくいくなんてことは言えないし、今、金融の世界的いろいろな変化しつつある危険な時期だというのもあるし、いろいろ考えたときに容易じやない中で、までいな心でそんな2,000万円もこういう祈念彫像とか、ちょっと我々、戻る村民なり戻らない村民、戻ろうと考えている村民いろいろいますけれども、村に戻ったなりまちにずっと住所を置く方にとては、後年度負担がかなり大きいものが出てくると思うんです。

そのときに今やらねばと、先ほどだか、後でやります学習交流センターにも何かすばらしいものをつくるそうですけれども、いずれにしろ、先ほど伊東委員からあったように、やっぱりそういうことじゃなくて心のきずなをつくるようなイベントや、ある施設の中での展示とか、そういうことで寄り添っていくようなものにしたほうがいいと思うんだけども、どこかと競争して勝つような流れを今一生懸命進めていますけれども、何か言えば今のような答弁です。

ふるさと納税においてご理解いただいてきたからこういうことができるんだ、となりますけれども、そういうものなんですか。村民の苦しみ、生活、ずっと見たときに、そんなものなんですか。佐川旭さんにはそういう、すばらしいかどうかわかりませんけれども、飯館の未来が見えるかもしれませんけれども、私はとてもそれは思いません。そして、間に合わなければ一般財源から。誰でもできます、そんなこと。

村長（菅野典雄君） それぞれ考え方はあるていいだろうと思いますし、今、おっしゃったことも大切なことだとは思っています。ただ、別に競争するつもりはありません。少なくとも、やる限りはやはり喜ばれたり、あるいは経営が安定していかなければなりませんので、その辺を考えた場合には、いろいろなやっぱり手を使っていく、いろいろな人たちの応援をいただいていくということも大切なのではないかと思っているところであります。

以前、中学校のいわゆるクラブ活動のバスのときに債券を発行したときに、高い利子というところで高い利子を払うのならそんなのはやめるべきだという、議会として当然の話であります。だから、それはほかの方からいただいたので高い利子は払いますよといって、そのときに「いいたてっ子未来基金」をつくらせていただきました。それが今、この震災にあって、かなりの人たちが飯館村の子供たち頑張れよという形で応援いただいているわけであります、結果的には。

ですから、これもそんな形で皆さん方の心がここにありますよということをやっぱり見せていくことが次に飯館村に足を運んでいただくことになる可能性も十分あるということでありますから、いろいろな角度から考えた上で、確かにいろいろな意見があるのはわかりますし、今、おっしゃったように村民の生活を考えればというのもありますけれども、一方でそうやって、次の、あるいは将来のことでも村ではやっぱり考えていかながら、少なくとも人口の減る中で、いろいろな人たちの応援をいただきながらやっぱりやつていかないと、なかなか大変だろうという考えの中で、今、進めさせていただいているので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） いいたて村までい企業組合、これはこの間、食品検査かなんかずっとやってくださった組合なのかな。この組合が100万円出資して取締役になるということなので、あえて聞いておきますけれども、いいたて村までい企業組合なるものは組織的にどういう流れで、今まで村づくりやそういう部分でどのようにかかわり、この事業においてはどういうことでの取締役となるんでしょうか。あえて確認したいと思います。

村長（菅野典雄君） まず1つは、この3つだけが全てではありません。ただ、やはり早くスタートしないと次の手というのは打てませんので、3つでスタートしたいということではありますが、今、1つは深谷の特に土地を売っていただいた方たちで、全てというわけではありませんが、もしよかつたら、ぜひ1口入っていただいて3人以外のところで入っていただければというのも声をかけているところであります、深谷の皆さんに。そして、その中で、そこから出てくる雇用なりなんなりのところで、もし皆さん方がそれでいいということになれば、少しでもそこで働いていただければという話もずっと深谷行政区にしているところであります。

さらに、銀行なども何とか参加してもいいよという話もありますから。ただ、いずれにしても参加していただくのは大変ありがたいことでありますけれども、何かを進める場合に、そういう声が非常に手かせ、足かせになったのでは、今、非常にスピーディーに事を進めていかなければならないときになかなか大変だということになっては、やっぱり今までのいろいろな経営の中で学んだことではないかなという気がしますから、その辺は注意していかなければならぬと思っているところであります。

までい企業組合は、いわゆる村内の企業の方たちが自分の仕事をやりながら、少しでもいろいろなことをやれればということで、今から多分10年以上前ではないかと思っています。一時は、いわゆるああいったところでソバの粉を売っていただいたりということもありますし、空き家の調査をしていただいて、それで先ほどの空き家で体験というところにもいったというのもあります。それから、婚活にもそれぞれ忙しい中、協力していただいて、2組ほど決まったというのもあります。もう一つ、二つあったような気がしますが、今、とっさに言わされました。

そういう意味からすると、これからいろいろ花のこととか、あるいは産業のこととかやっていきますと、当然、そういう方たちに陰で協力してもらうというのも必要でありますし、また、前に八郎委員からも言われていましたように、いわゆる直売所の連絡協議会の皆さん方にもこれからは協力していただかなければならぬと思っているんで

す。

ただ、その協力の仕方が一株主ということになりますと、いろいろな、先ほど言ったような、何せ臨機応変に経営をやっていかないとなかなか大変だということがありますので、そういう意味で協力していただくところと、株主になっていただくところを整理させていただきながら、何せもう二度と赤字を垂れ流すということはしないようにしていかなきやならないという中で、今、組み立てさせていただいているところであります。なかなかそう簡単ではないと思いますが、何せしっかりやっていかなければということありますので、ご理解いただければと思っております。

委員（佐藤八郎君） まだ始らないので、村長が言うように、収支決算をきちんと出せるわけではないでしょうけれども、少なくとも、今、必要経費3,000万円というのは出ているので、今の見込みでこの3,000万円は収入が追いつきそうですか。

○ 総務課長（中井田 榮君） までい館の収支につきましては、前に26年度の飯館村内拠点エリアの整備事業の調査を実はやっております。その中のデータをもとにしながら、前回の中でご説明して3,000万円までということでご了解いただいたわけでありますけれども、そのときの事業収支の中身ですが、収入が指定管理の場合でありますけれども、収入が2,424万4,000円、支出が6,000万円ということで3,500万円ほど赤字になるという調査結果が出ております。これは、基礎的になる数字というのは正職員が4人、パートが17人ということで、23人の実は人件費が必要になる。建物も1,200平米のもので、直売所から今の形のものをちょっと大きくしたような形のもので調査をかけて、今、収支を出したものであります。

これをもとに、現在は、だからといってこのままやれるわけではありませんので、現在の実施設計の中では980平米まで落として、さらに人数も、案の案でありますけれども、今年1年かけてまたやるわけでありますが、常時3人でレジだ、清掃だ、その他入れて8人の常時11人くらいの中で、あとさらにコンビニは別でありますので、11人の中で収支を立てながら、現在、計画を立てているところであります。そうやっていけば、前件の中でご了解いただいた3,000万円の中でやりくりができるのかなと考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） この3,000万円はふるさと納税から出るということにはならないんですね。

○ 村長（菅野典雄君） これからふるさと納税がどのようになっていくかということで、永遠に続くのであれば、何らそれは皆さん方との話し合いで幾らでもできるだらうと思います。やっぱり、復興拠点をと銘打っているわけでありますから。ただ、いつまでも続くという形にはやっぱりならないだらうと思いますので、できるだけ無駄に使わないでこれからいきながら、皆さん方の善意がこういう形で使われていますよというのを皆さん方に伝えていくことが大切ではないかと思っています。

ですから、できれば、また12月というのはいわゆる免税をする最後の月でありますので、去年1カ月でそういう形になったわけでありますけれども、これから1年かけてまたどのぐらいどうなりますか、それも基本的にはやっぱり復興拠点などを中心にと考えてい

ただいいでいいと思いますので、今のようなことも十分可能だと思っております。

委員（佐藤八郎君） 今、村長の言われることで、ふるさと納税が、飯館を応援する人はいっぱいいるでしょうからそっちから入っていくというので、少しは安心していますけれども、何せあそこから利益上がるなんていうのは到底考えられないで、働いた人だけでもずっと雇用できればなとは思うんですけども、非常に大変だと思うんです。だから、もっともっと、2,000万円の彫像がいいのかどうか、私は理解できませんけれども、そういうことでお金をいただいているというお話をすからあれですけれども……。

じゃあ、いろいろ心配な点はいっぱいありますけれども、飯館の交流センターの備品購入について。後ろでありますけれども、基本的な住民が使う最低限必要なものというものは備品として必要なものだとは思います。ここにもまたブロンズ像、木調台座式、これもまた「陽はまた昇る基金」から出すという同じような話になって、そこからの486万円はふるさと納税をいただくときに了解していただいているんだというお話をしております。

それに、486万円のブロンズ像とあるんですけども、そんなにブロンズ像を望んでいる村民はいるんですか。そんなにそういうことが片方の話で村長が言いましたように、同じようなものでは仕方ないと、道の駅だから言ったんでしょうけれども、交流センターは飯館村民の交流の場であり、学習の場であり、コミュニティーの拠点だと思っていますけれども、そこにブロンズ像、木調のものは村民みんな、そういうものを欲しいくなっているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 多分、時々出して、議会にも出したと思うんですが、外に小さなブロンズ像が1つと、あとはやっぱり中に木調ということあります。せっかくの文化施設でありますから、来て皆さん方にゆったりとしていただくということも大切だろうと。

この財源ですが、実は、予算を立てさせていただいたのは、これまでにもかなりの義援金をいただいております。実は、ある方が毎月100万円から150万円、これまでに7,000万円を出していただいている1人の方がございます。その人から、ぜひ交流センターを建てるという話が新聞に出たので、何か普通ではできないようなものをそこにお願いできませんかというお話がありましたので、7,000万円の中から、800万円ぐらいだと思いますが、出させていただくという形でどうでしょうかという理解を求めた中で、今回、予算に上げさせていただいたところであります。

その方は会津の方でありますけれども、なぜか飯館村にずっと今でも月100万円から150万円義援をいただいて入れていただいているということであります。ですから、その中の方の意思もやっぱり尊重していくのも大切だらうと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、7,000万円出している方のうちの850万円をそっちに向けるという単純な話になるんですけども、私、村民をずっと見ていると、それほど有名な彫刻家も彫像家も人形師もそんなに村民の中にいるとは、有名にはなっていませんけれども、ある一定の部分はいろいろな製品なり、作品をつくる人は文化財をずっとこの間もやられていましたから見てます。そういういろいろ村民がつくり上げたものはいっぱいあると思うので、ああいうものをきちんと飾ったり、これは震災1年目につくっ

て出されたものですよというものを飾れる範囲で、邪魔にならない程度に飾ってあげたらしいんだとthoughtいました。

今、村長の答弁だと7,000万円のうちの850万円、それに向けてくれと、本人の要望だとなれば、決してここで予算どうのこうの言うことはないという話になります。そこら辺も含めて、やっぱり村民の気持ち、村民の心に陽が昇らなくては、村づくり、せっかくの交流センターが生きていかないと思いますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のお話、全く私も同じ思いであります。震災前もそうですが、震災によってかなり今までできなかつたことができている、あるいはあの人人がこんなことも力があるのか、あるいはつくられるのかということがいっぱい出てきたというのが文化祭の私の率直な感想であります。やはり、時間的な余裕ができたということなんだろうな、持って生まれたすばらしい能力が時間の余裕の中で發揮していただいているんだろうなと思っています。

それは、私は交流館も去ることながら、やっぱり道の駅ではないのかなと思っていまして、その中に、先ほどご質問もありましたように、復興の足跡であったり、あるいは村民のそういう作品なりなんなり、場合によっては、スペースを狭くしていますからちょっと厳しいかもしれませんけれども、そういう人たちが何かつくれるような場所もある、それを見ていただくというのも大切ではないかと思っていますので、これから工夫によって、そういうのも幾らかなりともできるのではないか。あるいは、1ヶ月ぐらいにおいて順繰り、順繰りとそういう人たちの作品を見せたり、あるいは人によっては売ってもいいという形をやっていくのは、道の駅のほうではないのかなと。それがほかの人のところとはちょっとやっぱり違うような道の駅にできるのではないかと思っているところであります。以上であります。

◎散会の宣告

委員長（北原 経君） 本日の質疑はこれで終了し、散会します。

あすも午前9時からこの場で会議を開きます。

ご苦労さまでした。

（午後4時20分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月14日

予算審査特別委員会委員長

北原 経

○

()

平成 28 年 3 月 15 日

平成 28 年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第 3 号）

○

、

平成28年3月15日、飯館村役場飯野出張所議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	北原 経君	松下 義喜君	伊東 利君
副委員長	菅野 新一君	飯樋 善二郎君	高野 孝一君
委員	渡邊 計君		
	佐藤 八郎君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野 典雄	副村長	門馬 伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	藤井 一彦
復興対策課長	愛澤 伸一	除染推進課長	中川 喜昭
生活支援対策課長	細川 亨	会計管理者	俎野 正行
健康福祉課長	高橋 正文	教育長	八巻 義徳
教育課長	村山 宏行	代表監査委員	佐藤 榮一
農業委員会長	菅野 宗夫	農業委員会事務局長	俎野 正行
選挙管理委員会書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齊藤修一 書記 北原美樹 書記 草野健太郎

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（北原 経君） おはようございます。

本日の出席委員は8名であります。これより予算審査特別委員会を再開します。

(午前9時00分)

委員長（北原 経君） 昨日に引き続き、総括質疑を行います。これより質疑を許します。

委員（菅野新一君） おはようございます。

No.6の11ページであります、大谷地住宅団地用地購入の件なんですけれども、その内容を説明お願いします。

総務課長（中井田 榮君） ここは旧相馬クボタのところなんですけれども、地権者が2名おりまして、高橋初子さんと大久保勝美さんなんですけれども、大久保勝美さんは死亡して相続の案件がありまして、実は27年度に上げていたわけでありますけれども相続がまだ調っていないというようなことで、当初予算のほうに上げさせていただいたといった内容でございます。

委員（菅野新一君） それで、この土地の価格というのは坪当たりどのぐらいになっているんですか。

総務課長（中井田 榮君） 平米当たり6,930円の予算を計上させていただいております。

委員（菅野新一君） それで深谷の復興拠点と照らし合わせると、非常に価格的に安いのかなと感じるんです。その辺はどうなっているんですか。

総務課長（中井田 榮君） ここは宅地であります、平米当たり6,930円というようなことで高くなっています。あと深谷のほうは平米当たり2,000円というようなことで買収をしているといった内容でございます。

委員（菅野新一君） はい、わかりました。あと説明資料の19ページをお願いします。

そのクリアセンターの、去年も出たんありますが、浸出水工事は去年とは別な工事ですか。

住民課長（藤井一彦君） この浸出水の処理施設の修繕工事でございますけれども、去年とは違う部品というんでしようか、機械というんでしようか、泥揚げをする調整ポンプというものがございまして、この調子が悪いということで、今年、工事で直していきたいというふうに考えております。以上です。

委員（菅野新一君） それで、これは工事業者というのは決まっておりますか。

住民課長（藤井一彦君） 100万円を超えますので、入札で指名委員会で決定していきたいというふうに考えております。

委員（菅野新一君） 次に、37ページであります。

地域活性化施設管理運営の欄であります、昨年の修繕工事で1億6,000万円もとって大々的に修理・修繕したかと思うんですが、今回もきこりの修繕工事というのがありますけれどもその予想、内容とかを説明お願いします。

生活支援対策課長（細川 亨君） 平成27年度のきこりの修繕工事については、体験実習館の

ほう、まず入り口を入って右側、そして左側の宴会場2部屋を改修しまして、大部分はその奥にあります浴室棟、こちらをメインに工事をさせていただきました。1億5,000万円ほど当初予算で計上させていただきましたが、3月補正で5,000万円ほどおろさせていただいたという経過でございます。

新年度においては体験実習館の宿泊棟、入って右側奥の宿泊棟のほうの工事と、入って右側の研修棟、一番奥の広い場所です。そこの研修棟の工事。あとはに入る以前にコテージが右側に2つほどあるんですが、こちらの工事に入っていくと。あとは外構、共通仮設費ということで今回9,250万円を計上させていただいております。

委員（菅野新一君） それから、質問をかえます。

40ページ、きのうも各委員から質問があったと思いますが、下のほうの園芸産地復興支援対策事業、それとその下の避難農業者一時就農等支援事業の内容をお聞かせいただければと思います。

○ 復興対策課長（愛澤伸一君） 40ページ、園芸産地復興支援対策事業と避難農業者一時就農等支援事業の事業概要でございます。

園芸産地復興支援対策事業につきましては、県単の施設園芸農家の支援事業でございまして、今年度は2件ほど該当になってございます。お一人は福島市内でリンドウ栽培をされておられる方、露地栽培で20アールほど計画されてございます。それからもう一人は同じく福島市内でキュウリ栽培をされておられる方、31アールほどの面積でございます。いずれも園芸資材の支援ということで2件でございます。

その下の避難農業者の一時就農等支援事業でございますが、こちらも県単事業でございまして、福島市内で営農を再開されている方が2件、それから南相馬市で営農を再開された方が1件ということでございます。3者とも野菜の栽培を計画されておられます。以上でございます。

○ 委員（菅野新一君） それでこの県単事業でありますが、これはおおよそとしてブランド品を研究しながら飯館の産地を残そうという考え方でやっているんだと思いますが、これは今後何年ぐらいの予想で考えておりますか。

○ 復興対策課長（愛澤伸一君） 失礼いたしました。両事業とも28年度までが期限というふうに聞いてございます。

○ 委員（菅野新一君） 41ページ、これなんですけれども、深谷ふるさと再生推進事業、深谷拠点南手農地での景観経営作物及び花弁栽培を推進するとなっておりますけれども、1反歩4万円でありますけれどもこれは4万円でやるという、12町歩ですか、14ヘクタール。これは個人個人がやる予定なんでしょうか。

○ 復興対策課長（愛澤伸一君） 深谷南手側の景観作物の整備についてでございますけれども、こちらは復興拠点計画の中でもお示してございますが、県道南側については村のほうでお借りをして、そこで景観作物を栽培していくということでお示しをしているところでございます。村といたしましてはこちらに、どこになりますかまだ明確に決まっておりませんが、管理をしていただく方にご支援をして、円滑に事業が進められるように進めてまいりたいということで計上したものでございます。

ただ、このほかにも営農再開支援事業等も活用できますので、反4万円ということでなくて、プラス営農再開支援事業の資金も投入できるということで考えてございます。

委員（菅野新一君） この支援事業でありますけれども、この4万円というものは土地代とかではなくて、あくまでも栽培する費用、そのほかにあとは大型トラクターを使ったり人件費を使ったりするという予想でやることなんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 先ほど申し上げましたとおり、深谷の道路から南手側の部分については村で土地を借りて管理をするということになってございます。管理していただいた方については、その地権者さんへの賃借の謝礼も含めて村のほうで助成をしていくという姿勢でございます。

委員（菅野新一君） これはどうなんですか。景観作物をつくって、そして地主に土地代を払うのはいいですけれども、村全体が財政を補うというような形成になるということは大変な財政の出費なのかなと思うんですけれども、その辺はどうお考えですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 復興拠点の整備方針については、かねてから皆様ともご相談申し上げているとおり、県道の北側については土地の買収をして村で整備をするということでございますが、県道南手側については借用をしながら景観形成に努めていくということでお話を進めているところでございまして、県道南手側も含めて深谷拠点の一体的な整備というようなことで考えてございます。ただ、農政サイドとしては景観形成だけにとどめるということでなくてこちらでの営農再開に向けて、景観作物もそうですけれども優良作物としての菜種、春先に咲く菜種の栽培を推奨するなど、営農再開につながるような動きもあわせ取り組んでまいりたいということでお願いをしているところでございます。

委員（菅野新一君） そういうことになっておるようですが、深谷復興拠点だけを村全体として考えているような状況の予算であります、北側でさえもいろんな人件費の浪費がありながら、南側を景観作物、それで北側はそれなりの地代も高く地主はそれなりなのかな。南側はどのような借地料とかで計画なされているのか、その辺のバランスはどうなっているのかも再度お聞きします。

村長（菅野典雄君） 前にも申しましたように、いわゆる震災に遭って私たちの農地が汚されてしまったわけであります。あるいは瘦せてしまったわけであります。そこをどういうふうにしながら復興の姿を見せていくかというのが非常に大切だというふうに思っておりまして、一番やはり見て見やすい、それが姿としてあらわしやすいということで、深谷に皆さん方との話し合いの中で拠点整備をということになったいきさつがございます。

そこで建物を建てるのは間違いないこれは買収をしないとなかなか大変だというのは、今、あいの沢などもずっと貸し料を払っていくということでありますから、後年度負担を考えればいつまでもやっぱり建物のところを借りていく、あるいは返してくださいといって建物を壊すわけにはいかないということありますので、先祖伝來の土地ではありますけれどもよろしくお願ひしたいということで、こちらから行って左側は買収の地域と。それから左側はいわゆるそれだけでというよりは、先ほども言いましたように汚されたものをどういうふうにデザインしていくかということになると、ここは買ってと

いうわけにはいかないので借り上げさせていただいて、とりあえず10年間という期間の中で花を植えさせていただいて、起こしてまた植えてということで土地を肥やしていくければということでやったところであります。

多分、今のご質問はほかもあるんではないかということかなと私はちょっと思ったんですが、ほかのも同じこの制度、何でしたっけ。いわゆる農地再開の事業、この事業を使ってそれぞれやっていただいくということになると思います。ただ、そこも借りてということになりますとこれはもう膨大な話になりますから、やはり主要県道の道路の右左を一つのシンボル的なところということで、これからであります地権者と話をさせていただいて何とかご理解をいただいて、ある程度の土地の借り料を払い、そしてまた村、国、県からの補助事業を使って花なりなんなりを植えていこうと。こういうことでありますので、おっしゃられるほかとのバランスということになると、何でそこだけといふことも話としてはあるわけありますが、一番皆さん方がわかっていていただけるような、村としてなるほどと村民が思っていただけるような場所ということで、一方で買い上げ、一方で借りということでさせていただいくということにしたところでありますので、これからどういうふうに地権者となるか、予算が通った段階で地権者と話をしていきたいと、このように思っておりますので、その点ご理解をいただければと思います。

その他の田んぼもできるだけやはり牧草を植えたり、花を植えたり、人によってはもちろん田んぼをつくっていただいくということもこれからそう遠くはなくできるだろうと思いますが、それに対してもできる範囲でのいろいろな応援はやっぱりしていかなければならないと、このように思っているところであります。

委員（菅野新一君） それでは、質問をかえます。

43ページ、この上のほうの畜産再開素牛導入事業であります。これの内容、今後やろうとする状況などをお聞かせいただければと思います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 43ページ、畜産再開素牛導入事業でございます。27年度に制度をつくらせていただきまして、今年度1件実績がございます。28年度につきましても村内での営農再開、畜産の再開を希望されている方からご要望がありまして、伊丹沢地区で畜産の再開をすることと、新たに素牛を5頭導入したいということでございますので、その基準といたしましては導入費用1頭80万円を上限としてその60%を助成するという制度とさせていただきましたので、240万円分を予算化させていただきました。今後、導入する牛の価格に応じて、多少、移動があるのかなというふうにも思ってございます。

委員（菅野新一君） それで、これは除染とのかわりがあると思うんですが、伊丹沢地区がカリをふったりゼオライトをふって工期完了の場所とかでやる予定とか、そういう状況ですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） こちらに戻られる方は農地を利用してということでなくて、ご自分の畜舎の中で肥育されるということでございます。以上です。

委員（菅野新一君） わかりました。

同じく43ページの森林資源活用検討会会議という項目でありますけれども、これはどの

ような委員で構成し、どのような内容でこれからやろうとしておりますか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 森林資源活用検討会議、昨年の11月26日に設置をさせていただいております。メンバーは6名でございます。国の林業の専門家ということで国立研究開発法人森林総合研究所の方を1名、それから同じく国の農業・食品産業技術総合研究機構から1名、それから県の相双農林事務所の部長さん、それから村の森林組合の代表、それから県の都市公園緑化協会のほうから1名、それから村の森林の状況をご存じの方ということで、森の案内人をされておられる村民の方、（「村民ではない」の声あり）前の村民の方だそうでございます。ということで6名で構成してございます。

現在、会議のほうに諮問しておりますのは、懸案となっております林業の再生・再開に向けての具体的な手段、それから村内の森林資源の活用方法、それから3番目は生きがいにつながる森林づくりについてということで、3点の諮問をしているところでございます。

委員（菅野新一君） それで、これは予算的に非常に少ない額なんですけれども、去年から今年度にかけて私たちは北海道から九州のほうまで、バイオマス発電とかいろいろな研修をしていろんな機械設備とかを見てまいりました。それに対して今回、国からイノベーション何とか機構というあれが出たんですけども、これを日本語に直すと福島国際産業研究都市というあれで、そういうことになってますけれども、村でこういう森林再生と活性化を活用するにはそういうふうな予算を多くとって、やっぱり村で独自にやろうとする姿勢が大事かと思うんですけども、もう一度。

復興対策課長（愛澤伸一君） ご質問の趣旨、十分承知いたしました。確かにそのとおりでございます。村といたしましてもこの森林資源の活用についてどのように進められるか、国のほうにも早期の里山再生の要望でございますとかずっとやってきたわけでございます。議員のほうの研修の中でも、特にバイオマス関係の研修をされているということを十分承知してございます。

ただ現在、村ではバイオマスを進めるに当たっても燃え残りの灰の処分先がまだ国のほうから明確に示されてきていません状況ということで、村の中でバイオマス発電をした際に、じゃあその出た灰をどうするのかというのがなかなか結論が出ていない状況でございまして、今なかなかゴーサインが出せないでいるところでございます。なお28年度中も研究を重ねまして、そういう国の補助事業等がある場合はそういうものも活用しながら、研さんを重ねてまいりたいというふうに考えてございます。

委員（菅野新一君） そういう村の姿勢も非常に大事だと思うんです。そのためにも深谷復興拠点だけでなく、やっぱり広い深谷拠点を中心としたその外周、宮内、佐須、前田、飯樋、いろいろな状況の中でそういうような小さな研究とかなんかができるような方向も示さなければならぬかと思うのであります。

それで、質問をかえます。

いいですか。これは57ページになっておりますが、学校再開準備というのが下から2番目にありますけれども、これはあくまでも飯館中を考えての予算でありますか。

教育課長（村山宏行君） 57ページの学校再開準備についてなんですが、これはご質問のよう

に飯館村の飯館中学校、本校舎です。そちらのほうの改修を予定しております。

委員（菅野新一君） そういうことになっておりますけれども、29年の4月に学校を再開するとマスコミ報道でなっております。それでこの修繕料、委託料、基本料金、調査設計の段階で、これだけで学校の周辺の整備、そして教育の充実を図るために十分に間に合うんですか。

教育課長（村山宏行君） 一般質問で村長からもお答えがあったというふうに記憶しておりますが、周辺のまず除染を今年度行います。また、今回計上しておりますのは基本構想、それから測量、いわゆる設計業務に関する部分であります。当然この後、実施設計、そして本体工事というふうになってきますので、それについては改めて予算計上が必要だというふうに思っております。（「終わります」の声あり）

委員長（北原 経君） そのほか。

委員（渡邊 計君） ただいま菅野委員からもあったんですが、私もこの57ページの学校再開準備に関連してちょっと質問したいのですが、その1ページ前の草野小学校体育館床補修等もありますが、計画のほうにものっておるんですけども、飯樋小学校のプールは解体、それで草野小学校のプールは改修工事。将来的に中学校のところに集約したいという中で、草野小学校のプールを改修して何に使うのかお伺いいたします。

教育課長（村山宏行君） 草野小学校については給水設備の修繕はのせておりますが、プールについての改修はのせておりません。また体育館につきましては先日ご質問ありましたように、社会体育施設としても使うということを考えられますので、現在、旧公民館の中の備品等が今入って倉庫状態になっておりますので、そこについては修繕をしたいということで計上しております。

委員（渡邊 計君） この体育館というのは昔、館山にあった草野小学校の体育館なども、学校を使わなくなつてからも体育館内で地域の人たち、村内の人たちが夜間バレーボールの練習、ソフトボールの練習等に使っておったわけですけれども、体育館というのは結構、地域での利用価値がたくさんあると。その中でこのプールですけれども、水管管理のほうの改修ということですけれども、飯樋小学校のプールが古くなつて解体であろうと思うんですけども、小学校のプールを直して今後何に使うのかということをちょっとお伺いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 今この草野小学校に上げているのは、水のほうが全部使えなくなっています。ですからそこを至急、これから草野小学校を何らかに使っていくということになれば、まず最低限の水回りを直さなければならないということだというふうに捉えていただきたいと思います。

それからプールの件は、今度、中学校のほうがプールということになりますと、中学校のほうのプールは中学生にはいいですけれども、小学校・幼稚園にはまず無理ということであります。ですからまだ確たることではないんですが、この前現場を見た限りでは中学校のプールというのは果たしてこれはいつまでも置いていいものかどうかなども検討をしていかなければならぬなど。ただ、プールがまるつきりなくていいのか、あちこちにバスで通わせるのでいいのか、それとも村に小中ぐらいのはどこか一つやっぱり

あつたほうがいいのかなどなど、非常に多角的に検討しながらこれからやっていかなければならぬなという気がします。

一応、中学校のほうで幼小中と言われていますので、とりあえず設計の予算というか、何をどうすればいいのかということだけを上げさせていただいて、随時、次の段階、次の工事というふうに予算をまた議会に上げさせていただくんですが、それ以上に学校は幼稚園も含めてかなりの数があるわけです。これからどういうふうに使っていくかということになりますと、そちらのほうは今子供たちが使わないからいいんだという話でいいのかどうかというのも、私ふと担当のほうにお話をしたところであります。この機会に直すべきことは、やはり復興予算なりなんなりで直していく、それからいろいろ有効に使うということも大切ではないかと、こんなふうに思っていまして、ほかの自治体の予算の使い方なり、とり方なりをちょっと勉強しておいてという話もしているところでありますので、何せ学校の施設はこれからどういうふうに使っていくかというのは村にとって非常に重要なことでございますので、今のところプールというのをなくしていくのかどうか、1つぐらいはつくったほうがいいのかなどなど、やっぱり保護者の声とか現場の声を聞きながらやつていきたい、このように思っているところでありますので、もうしばらくその辺、総合的に検討する時間をいただければというふうに思っております。以上であります。

委員（渡邊 計君） そのプールなども、私も学校使用のプール以外にも必要かと。福島市の場合は岡部に温水プールなどがあつて夏だけでなく冬もプールに入れる。そういうことでいけば逆に新しいプールをどこかに温水的なものをつくっていく計画もあっていいんじゃないかと思われるわけですが、あと中学校のところに第2体育館建設予定もありますが、これもやっぱり小学生に対応してということだろうと思うので、プールに関しても中学校のところに統合するとなればそこに必要かなど、そういうように考えたわけですけれども、小学校までバスで通つてプールに入るというのもちょっと時間的な問題も出てくるかと思うので、そういうことで提言させていただきたいと思います。

それと53ページになるわけですけれども、教育委員会の会議等について、今回3月11日に村のホームページに掲載されたわけでございますけれども、これは内容等は別にして掲載になった経緯。恐らく去年の5月か6月に公開条例ができる、それで掲載することになったと思うんですけども、ただそのときから大分たつて、今回3月11日に掲載したと。その経緯となぜこう遅くなつたのか、その辺の内容を教えてください。

教育長（八巻義徳君） 経緯についてお伝えします。

いざれにしろ今委員がお話しになられたように、実状、口上を記録として載せなきやならないということで随時整備しているわけですが、その作業がおくれていたということあります。あとまた年度末を控えて、今、担当者が一生懸命やつていただいていますが、行政評価委員会のほうも3月には何とかしたいなということで、今作業をしているところであります。作業のおくれであります。

委員（渡邊 計君） では次、仮設住宅入居者高齢者等の健康管理事業に関して資料をいただいているので、それについてちょっとお伺いします。

これは八子医院の関係のほうでやっていると思うんですけども、これは確かに（「何ページ」の声あり）資料の8ページです。

これは八子さんのほうでやっていたいいるものだと思うんですけども、確かにこういうことをやって平均値よりも下がっているとか、そういうことでそのところを強化しようと。非常に嬉しいことだと思うんです。ただ現在、伊達仮設におきましては八子さんだけじゃなく、つくば大学のほうで震災以降ずっとやっていたいいるわけなんですけれども、そちらでは万歩計をいただき、血圧計をいただき、現在も血圧それから1日何歩歩いたか、それを毎週ごとに月5回ないし4回でトータルしたものを一人一人ペーパーとして渡して健康管理をやっていたいいるんですけども、これが初年度、2年度ぐらいは予算があったんですけども、現在予算がないということで、一旦立ち消えそうになりましたんですが、仮設のほうから何とか続けてもらえないかということで、じゃあ仮設のほうから1回1人100円を出そうということで100円体操という名目でやっておるんですが、15人、20人参加したときはいいんですけども、ひどいときは3人ぐらいしか参加できないときがあるんです。これで郡山から先生が通っているわけですが、非常に老人の健康に対しては効果絶大なんです。でありますのでこの八子医院だけではなく、つくばの先生のほうにもそんな多額の金額は申しません。わずかでもいいので何とか予算づけをしていただけないのかと。その辺についてお伺いいたします。

健康福祉課長（高橋正文君） 今、八子さんのほうにお願いしている健康教室でありますが、委員おっしゃっているつくばさんのほうは発災後1年か2年は国庫財源を伴う、5,000万円ぐらいかかっていたと思うんですが、今の八子さんのほうはその10分の1ぐらいの予算で運営しているわけですが、なかなかつくばさんの当初のような事業には村の財政を考えると取り組めないと、今委員おっしゃったとおりであります。

ただ、八子さんのほうとつくばさんのほうの2本で進めるというのは、今のところ村では考えていないところであります。八子さんの健康教室の事業一本で、2つで進めると混乱もあるということで、とりあえずは今のところ八子さんのほうで28年度は進めたいという考えを持っています。

委員（渡邊 計君） 私も伊達仮設にいるわけで、皆さんからお話を聞きますと八子さんの体操もいい、でもつくばさんのほうもいいんだと。ただつくばさんのほうが100円体操ということでわずかの金で来ていただいている。そのことに対して皆さん是申しわけないという頭があるので、この八子さんところに690万円の予算は出ていますけれども、その10分の1ぐらいでもいいから何とか予算をつけていただけないかと、そういう要望等ありますので、今後何とか検討していただければと思います。以上、終わります。

委員長（北原 経君） そのほか。

委員（伊東 利君） ちょっとときのうページを探せなくて終わりましたので、若干質問させてください。

32ページなんですが、老人クラブ連合会活動、あと単位クラブの活動費が計上されておりますが、ここにありますように連合会についてはいろいろな事業をやったものに対して老人クラブに支給するとなっています。今までの活動の状況、さらにはこれだけで本

当によろしいのかということで伺うんですが、実は運営というもののお話を伺いますと、このような状況でばらばらになっていて、集まる回数についてもなかなか容易でないと。単位活動費に3万円ずつ支給されていますが、これも活動をするに当たっては、私も去年から加入されまして会計を仰せつかりました。

ところがやってみると、やはり会費の徴収というのが非常に厳しいんです。集まつた人だけでやるということになりますと、当然この枠は全然ふえてきません。減っていく一方なんです。ですからもう少しこの活動が進められて、多くの老人が集まつてできる仕組み、あとそこにはパーク・アンド・ライド、いろんな施設もできて集まりやすいんだと思いますけれども、そういう単位的なものへの支援の増加とかそういうものができないのかということが1点と、現状はどういう形で、不満、不平はないのかということです。お尋ねします。

健康福祉課長（高橋正文君） 老人クラブへの助成ということで、せんたつて老人クラブ連合会の総会が行われたかと思うんですが、その席でも連合会のほうから村のほうに伊東委員のおっしゃるような支援ができないかというお話をございましたので、当初予算には経常的な予算を計上しておりますが、28年度についてはどのような支援ができるか早急に検討させていただきたいと思います。また、陽はまた昇る基金の活用なども含めてどんな助成ができるか、早いうちにお話をさせていただきたいと思います。

委員（伊東 利君） 子供たちも大切な宝ですけれども、老人にもやはり元気でこれからも頑張っていただくというのが趣旨であると思うんです。そういう意味で皆さんのが会合を持たれていろんな部分で交流ができるいけば最大の効果になるのかなということで、今の答えですとそういうことも含めてあるということありますので、この部分は終わらせていただきます。

次に44ページなんですが、危険木除去の状況と今年度計上されました280万5,000円あります。これは大変にいいことあります。昨年もお話しして実施されましたけれども、村道なりいろんな場所を見ますと、管理されることなく危ないような状況で枯れて道路に落っこちたり、今にも倒れそうになったりというのがあったんです。我が部落にも。それは昨年きれいに倒していただきました。今後また継続されるわけですが、この調査、さらには行政区等で見回るように何とかというものになるんだと思いますが、どういう状況でこの確認なりその調査なり報告というものがされる状況になっているのかお尋ねします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 現在、危険木については予算の中で計画的に対応させていただいているところでございまして、28年度につきましても予算をとらせていただいたところでございます。対象木は主に今ほどご質問ありましたように、道路の交通に支障を来すようなところを対象にしたいと思っておりまして、基本的には道路上からの目視を基本に危険木の確認をしてまいりたいというふうに思っております。

また随時、係のほうには地元住民の方から危険木の情報等も寄せられておりますので、そういったものも参考にしたいと思います。なお、機会を見つけて区長さんのほうから情報をいただくような手だても講じたいと考えてございます。

委員（伊東 利君） 44ページでもう一点です。いいたてまでいないちご販売調査業務というのがあります。先日、紅茶の求評会がありまして、大変好評だということあります。今後について、このマーケティング調査も含めてですが、どのような商品開発、さらにはこのマーケティング調査というものをされるのかお尋ねします。

復興対策課長（愛澤伸一君） までいないちごの販売調査業務のご質問でございます。こちらのいちごの香りのする紅茶でございますが、平成26年度にたまたまといいますか、県の事業で村の営農再開をしている農家さんのいちごを使った紅茶を試験的につくついただいたといいますか、県のPR产品として開発をしていただいたところでございます。

ところが聞くところによりますと、県では一度PR用につくつただけで、継続的な生産は全然考えていないというようなお答えでありましたので、村の产品を使った村の特產品として十分魅力のある商品になるのではないのかなというふうに思っておりましたので、こういったものが1年で試験的につくつただけでなくなっていくというのは非常にもったいないなというふうに思っておりまして、27年度に今度は村の事業という形で同様の取り組みをさせていただいたところでございます。

ただ、県の補助事業を使って物をつくりますと、試作はできるんですけども販売をしてはいけないという条件がついてしまうものですから、それでは村の特產品にも何もつながっていかないということでございまして、何とか28年度についてはこれを商品化に向けた取り組みができるかというふうに考えているところでございます。試作の段階で見ますと、やはり生産数量が少ないものですから1個当たりの単価もかなり高額になってしまふということで、このところをどうするか。あるいは販売ルートもそうですが、生産母体をどうするか。いちご農家の方もいらっしゃるわけですから、こちらの方に生産から販売まで全部一手にというわけにもいきませんので、こういった生産から販売までのルートをどういうふうに組み立てていくかというようなことを基本的なところから組み立てなければならないということで、私ども職員の中だけではちょっとそういうことが無理なものですから、今回業者さんの方にも入っていただいて、さまざまな指導助言をいただきたいということで予算をとらせていただいたところでございます。

委員（伊東 利君） 県の事業では試作品だけだということで、今年度からそういうマーケティングするんだということあります。今の答弁でありますと製品の生産の部分と販売の部分がまだ確立されていないということのようありますけれども、この調査機関というのはどこに頼むんですか、マーケティングを。

復興対策課長（愛澤伸一君） 委託事業でございますので、基本的には指名委員会の中でということになろうかなというふうに思います。これまで2年間お世話になってきている事業者さん等もございますので、そういったところが中心になって考えていく方向になろうかなというふうに思います。

委員（伊東 利君） 求評会の中でわたなべ菓詩工房の方がお話しされていたようですけれども、私には全国的なネットワークがあるんだというようなものがありました。それはまた用途が別ないちごになるんだと思いますけれども、ケーキ用とは違う、どちらに向か

うんだかわかりませんが、ぜひ成功させるように調査研究されて、やっぱり生産者が潤うような仕組みにしていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、63ページ、ここにあります説明漏れだったんですけれども、文化財の記録保存事業補助金ということで石像、彫刻、石仏等の記録、このようなもので200万円ということで記録保存事業補助金があります。どのようなものをどのように保存記録するのかと、どこに任せるとかということです。

あともう一つは、この地域史編さん事業補助金で1行政区50万円というのはどこでやられる事業なのかお伺いします。

教育課長（村山宏行君） まず地域史編さん事業の補助金でございますが、28年度大久保・外内行政区で予定をしております。2分の1補助で50万円を限度ということで、いわゆる地域の歴史、そういうものを記録したものを作成したいということです。

それから文化財の記録保存事業につきましては、道端にある石仏ですとか、それから氏神様というか社史です。それから馬頭観音とかそういう石碑群、そういうものを写真に記録保存をして、そのいわれですか、それから内容を記載しながら記録保存していくという事業であります。震災で避難されていて、なかなかふるさとの状況がわからないというところがございますので、そういうものもきちんと残していくところが必要ということでこの事業に取り組んでいるところでございます。財源につきましては宝くじ助成事業を予定しているところでございます。

こちらにつきましては、編集につきましてはこれからということでございますので、金額が大きいこともありますので、指名委員会に諮って業者を決定していくということになるかと思います。（「終わります」の声あり）

委員長（北原 経君） そのほか。

委員（佐藤八郎君） きのうタブレットについて伺いましたけれども、今までのタブレットの観点でその課題の対応策について、今年度もっと進んだ形でケーブルなんかもそういうものを充実されるようなので、その点について伺っておきたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 資料にありますように、今後の課題といたしましては今のタブレットは今年度いっぱい事業が終わるというようなこともあります、その後、帰村に向けてもその対応を現在検討しているところであります。その一つとしましては、既存のアンケートを見ても当初3分の1、さらにはその中でも高齢者の割合が高い这样一个ところがありまして、この課題の対応策の1番目にありますように安否確認、さらには現在の情報を別な端末で継続するような形ができるかというようなことで考えてございます。

まず1点としては安否確認としてのIP告知でありますけれども、これは光ファイバーを入れるときに検討してきたわけでありますけれども、その当時は入らなかったわけでありますが、この機会に村のほうから情報が流れるとこの要件のところ、ここが点滅する。それでこれを押すと、ここから声が流れで情報が出てくる。あとはこの赤いところなんですが、緊急で何かあったときにはこのボタンをピッと押すと、その方の情報が村のほうに来るというような形の簡単なボタン式のやつでありますけれども、これ

がシステムとしては当初の利用世帯に200世帯というようなことで、システムをつくるのに約3億円。これは全協で一度説明をさせていただいておりますけれども、現在、檜葉で検討中だというようなことでありますので、今年28年度それを見させていただいて、飯館に合うかどうかも含めて検討していきたいと。月々の利用料は500円程度で済むということですので、その辺あとその負担もどうするかというような検討が必要になるかなというように思います。

あともう一点は、下にありますアプリ化事業でありますけれども、これは若い人用にアプリの構築費1,500万円ほどかかるわけでありますけれども、専用のスマートフォンから専用のアプリケーションをダウンロードして、今持っているタブレットで村のお知らせとか、あとカメラが見えるような形にもできるのではないかというようなことで、28年度中にこれを檜葉の実際やっているところを見ながら、検討しながらまた29年度の当初予算に上げることができればというようなことを考えております。

委員（佐藤八郎君） そうすると、今の課題の対応についてはその2項目というかで進めて、檜葉のやっていることの成果を見ながら調査をしていくと。今年実現されて入るというわけではないですね。もちろん。

総務課長（中井田 榮） 今年入るということではなくて、今年1年間かけて既存の動向をにらみながら、あとは檜葉の状況も見せていただきながら検討していきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 資料をいただきました環境汚染モニタリングガンマカメラでありますけれども、25年、26年、27年に得られたものをいただきました。結果的にこれは10センチ高、1メートル高ということなのでいろいろですけれども、平成27年度の部分では72.87マイクロシーベルト、1メートル高で6.55マイクロシーベルトでして、これは計測前の数字なのか、計測したガンマカメラで出た数字、数量ということなのか、まず伺います。

除染推進課長（中川喜昭君） ガンマカメラの撮影につきましては何度かお話ししておりますけれども、それぞれの所有の方々に宅地内の除染状況と空間線量を認識してもらうことと、あと村にとりましては適正な除染がなされたかを検証する目的でやっておりますので、除染後ということになります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 例えば27年度でも17行政区の最高値ということなので、どこがどのくらい高いかというのは個人ごとにもらった方がわかっているという流れなんでしょうけれども、村では全体的にはつかんでいらっしゃるとすれば、当初、村が放射線量を高いという44.何がしの部分からして、それ以上のものは何カ所あるんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回27年度で調査した結果ということでございますが、最高値で1センチ高で72.87マイクロシーベルトということではありますけれども、その状況でございますけれども、やはり雨といの出口が高いということでございます。そういうことで降雨注いだ放射性物質が屋根にあるものが雨、雪で雨といを通じて、その雨といから流れ落ちた地点が高くなっているということでございます。そういうことで、これらの対応についてはこの情報については国の方にきちんと提供しております、また国も詳細、線量調査をするということで、その辺のすり合わせに使ってもらうデータにしておりま

す。そういうことで、その場所については局所対策工事で対応していただくという形の流れになっているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 国も持っている、村も持っているということになっていくと、国は除染に対しては少しずつ出しながら少しずつ切り取っていくというかやめていくという流れですっと来ていますから、国の都合で変えられてきた結果、最終的にこのガンマカメラにおける事業もできなくなるのかなと心配していますけれども、今言われた雨どいから云々という話、雨どいから出てどこに行くかといったら近くの堀、また直接川という人もいるのかどうかわかりませんけれども、いざにしろ流れる過程があって、例えば時々、定期的にあちこちはかっているんですけども、ほとんど余り変わらないというのが現状なんですけれども、特に今言われた雨どいからというのは非常に高いというのはどの家庭でもそうかなと思っていますけれども、このホットスポットと言われますか、そういう部分の除染というのは完全にというか、国から言わせると本格的と言うんだそうですけれども、きちんと安心・安全な生活環境になるようなことをしていただけるんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） これまで一般質問なりいろんな場面で本格除染の対応ということでお話ししておりますが、まずは面的除染で国のガイドラインに載っている、例えば土であれば5センチ剥ぎ取りをして、まずは面的な除染は終了すると。その後に詳細モニタリング調査をして、局所的に高いところ、あとはその周辺もやっぱり高いところの形にもなっておりるので、そういうところについては局所対策工事をするという形で進めるというふうにご説明しておりますが、27年内にも局所対策工事をやっているところもありますし、あとは詳細調査で今のところ局所対策工事が必要な件数としては1,309件というふうに、国ほうでは今調査の途中でありますけれども結果を出しているということでありまして、この部分についてはきちんと除染をしていくという打ち合わせをしているところでございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 前に川内村に行ったときに伺ったんですけども、川内村はご存じのように飯館の10分の1の中で、放射線量については1ミリシーベルトの除染基準を国が示して国が一生懸命やっている。しかしホットスポットについてはなかなか返事しないと、森林も含めてというお話をありました。村については村長と国の合意で5ミリシーベルト以下に下げる除染目標を持ってやられてきましたけれども、ここに至って来年度から村に帰って生活するというふうになれば5ミリというのは、きのうも言いましたけれども、放射能管理区域に当たるとすれば防護服やマスクをして暮らすというふうになるんで、やはり1ミリというのは基本的。私たち人間が暮らす環境の基準だというふうには思うんですけども、その辺からすればまだ今のこのモニタリングというかガンマカメラで見た結果を見ても、明らかに身の回りに危険な箇所がいっぱいある。体の細胞を脅かす危険な毒物がいっぱいあるということありますけれども、その辺は国としてはどこまで、どのような計画を持ってやっていくという村との合意に至っているんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） おただしの年間5ミリという部分であります。これは国と合

意をして進めているという部分ではございません。国は除染目標値を当初計画から決めていないという部分があったということで、村としてはそれではきちんととした徹底した除染ができないだろうという心配から、今までも説明しておりますが、村として除染部会の中で目標値を決定してきた。それで当初、国はそれを受け入れようとはしていませんでした。それで何度か村と国と協議をする中で、計画書の中にやっとその5ミリシーベルトという数字を入れていただいたということでございまして、これはあくまでも合意ではありません。あくまでも村が要求してやったということありますので、今回の本格除染では何しろ5ミリ以下、時間当たり1マイクロシーベルトにしてくれろということでの要望、要求する数値として捉えていただければというように思っております。

それで、今後の除染ですが、国は20ミリ以下に下げればいいという計画の中から、長期的には年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指すという長期目標がありますので、村としてはそれらに基づいてきちんと空間線量の低減をしてほしいという要望はこれまでも除染が始まる時点から求めておりますので、今後もそういう形で求めてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 国は20ミリシーベルト年間でなければ戻って暮らしていいんだという、世界に類を見ない日本の原発事故が今後起きたときの基準値にしようという動きでありますから、20ミリシーベルトというのが基準なんでしょうけれども、そこからすれば除染目標なんて立てるわけがない。したがって村は5ミリを望んで、今までの除染はやってほしいという流れで来た。それが1マイクロシーベルトということではありますけれども、この示された資料を見ても1マイクロシーベルトというのは3年で、1年目の25年度の1メートル高で1.57マイクロシーベルトがほぼ近い線で、あとは7.65、6.55。途中でありますから、まだまだ今課長が言われたものになっていかない。しかしながら国は来年の4月以降、希望ある人には帰つてもらうというお話をいつも国はしていますけれども、特別みんな帰れと言っているわけではない。

村長も放射能はいろんな考え方、捉え方がありますからご自由ですと。そこで病気を発症したり、それが部分で重病になった場合は自己責任というふうになっていくのでしょうか。村長、その辺はどうですか。

村長（菅野典雄君） また誤解を与えないようにお話をさせていただきたいと思います。

我々の避難の原因、それによってもし起きる病気はやっぱり国の責任でありますから、しっかりとやはり求めていくということあります。ただ、その過程で村に戻るか、あるいは戻れないかなどは、我々としては国なりなんなりにしっかりと求めて、少しでもやはり安全な場所をつくっていく、ふるさとをつくっていく、線量を下げていくということはありますが、それによって何ぼにならば、1ミリにならば皆さん方が全員帰るということであれば、場合によっては仮定の話でありますけれども、10年、20年待つて1ミリになったからという話なんですが、それでは多くの人たちが避難先で亡くなっていくこともありますし、全く村の再生はできなくなるということありますので、そうしますと最低限、我々は下げる、あるいはいい環境をつくる努力を国に求めながら、みずからもしながらやっていきながら、帰る、帰らない、後で帰るなどはそ

それぞれの責任で、判断で、判断でですね。失礼いたしました。責任もありますけれども、判断でお願いするしかないんではないかと、こういうふうに言っているところでござります。以上であります。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 暫時休憩します。再開は10時45分とします。

(午前10時20分)

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開いたします。

(午前10時45分)

委員長（北原 経君） 引き続き会議を開きます。

委員（佐藤八郎君） 今、休憩室で委員の皆さんに放射能のレベル問題は余りやっことねえべき的な話なので。私も専門家でないし課長も専門家ではないので、この放射能は法学、法令を全部引っ張り出してやっても何のあれないので。しかしながらやっぱり健康を害する根底にあるものはあるものとして、きちんと加害者である国に最後までやらせるというのが村長の言う基本でしょうから、そこはそこで押させていただきたいと。

質問をかえますけれども、住民アンケートの報告が所信表明でありますけれども、この予算執行成果の中で、戻りたい32.8%、判断つかない24%、戻らない31.3%ということで戻る、戻らない人がふえているんだということで、判断つかない人が徐々に判断が始まっているという流れだと思います。そういう帰村意向なのでありますけれども、今後、今さらアンケートでもないような時期になっているんではないかと、目前にして。村長が言われる来年の4月から戻りたい人は戻るということだそうですから、そういう意味では村民の意向のつかみ方を含めそういう部分での、アンケートにまたするのかどうかわかりませんけれども、その辺の施策をまず伺っておきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 村としてもいろいろ村民の声といいますか、心を把握したいという気持ちは常にあります。そういう中でできるだけやっぱり、アンケートもさることながら、現場に足を運んで顔と顔を合わせ言葉を交わしていくという中でなんですが、ただ数字としてはなかなか出ませんから、やっぱりアンケートということなんですが、今のご質問はもう大体先が決まった中で、一方では帰るという方がふえつつある。帰らないという方もふえつつある。それぞれどちらにしたらいいかという方が減っているというのは当然のことだというご質問の中でアンケートはどうなんだということなんですが、所信表明では今年度もというお話をさせていただいたんですが、復興庁のほうが避難をしている人たちに対して1年に1回ないし2回になるのか、1回ぐらいはやっぱりアンケートをとって、どんな状況かというのを把握をしながら、また復興予算なりこれから事業を展開していくこうと、こういうことなんだろうと思うんです。

ですから村としては、まあいいかというのも決してないわけではないんですが、やっぱりそういう復興庁の中で、これまで飯館村ならではのというのを幾つか入れてきたり、あるいはこれは要らないよというのは排除してもらったりしながらやってきたところでありますが、そういう意味で今年度も多分、復興庁のほうから1回は出てくるだろうと

思いますから、その中で村なりの精査をした中でアンケートをとらせていただくと、こういうことになるんではないかなと思っているところあります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長は得意なのでわかると思うんですけれども、アンケートってとる側の意向なんだよね。だからとられる側のこういう質問をしてほしいというものがなかなか合わないのが普通なんだ。だから大体同じことでも、ちょっととした言葉の部分で逆に書いたりするのがアンケートなんですけれども、今村長が言うように村の声もきちんと入れて何点かやってきたということなんですけれども、事ここに村長が言う来年の4月というんであれば、もう待ったなしです。その部分でどれだけのアンケートになるのかわかりませんけれども、十分村民が真実というか、素直に言えるようなアンケートにしないと誤ると思うんです、今後の。そういう部分ではどこまでどんな点をというふうにこのアンケートをとるに当たって基本的に考えているか。いかがですか。

村長（菅野典雄君） まるっきり村独自でやれば、今のような話にさせていただくこともできると思うんですが、独自にやるか、総務省のをけっぽって独自にやるか、あるいは一緒にやるかというところがこれから判断のしどころだらうと思うんですが、ただやらないという選択ができるのかどうかというのも、ちょっと私は今の段階ではわかりませんけれども、少なくともできるだけやっぱり皆さん方が答えやすいようなところで、こちらのほうが住民の意思を左右させるようなつもりのアンケートには全くしたくないというのは我々も同じであります。これだけ大変な思いでありますから、それぞれの思いがストレートにやっぱり出せるようにしていかなければならぬというふうに思っています。

今回も5年目ということで、新聞社その他のところからいっぱいアンケートが来ました。我々村に対して、私に対して。ところがどうも答えられないという項目しかないということがいっぱいその都度あって、いかにアンケートが難しいか、やりようだと。本当の気持ちが出せないというのも十分わかりますので、村民に対してできるだけ寄り添った、こういう項目もやっぱり足したほうが住民としては選びやすいんではないかと、そんなことも考えながら慎重にやる場合にはやっていきたいと、このように思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 常々、私議員活動するときに思うんだけども、相手の立場とか村民の置かれている状況を自分でちゃんとつかまないと。例えばどうしたらいいって相談を受けても答えを誤る自分もあるんでね。だからそれと同じだと思うんだ。それで村のトップですから家でいえば親父、世帯主ですから、家族全体をどう見て、どういうアンケートをとっていくかというのは、一人一人の声をどうつかむかという、ある意味では基本方針の根底になるものだから、今村長が言われる部分でしっかりこの現状を。前にもいろいろ聞いたけど、避難している村民がどんな働き方、どんな労働の職種についているか、村がつかんでいないなんて平気で答弁してずっときてますけど、今はつかんだかどうかわかりませんけど。だから今の現状をつかまないでアンケートだけで引っ張っていくと、どうしても村長のやりたいことのアンケートになるんです。だからそこをやっぱり。今は家を買って戻らない人はどんな心配事があったり、どんな思いがあるかとか、

それぞれの立場があるわけです。村長が言うように。

だから放射能についても、村長の言うようにいろいろあるでしょうけれども、そこをちゃんと、いろいろあるんだらある、現実に従つたものにしないと。帰りたい人に寄り添ったアンケートにはなるかもしれないけど、帰りたくない人のアンケートにはならない項目が出るようではまずいなと、こういうように思っています。そういう意味では十分、今後、誰が中心でまとめるのかわかりませんけれども、審議していただきたい。

委員（佐藤八郎君） 次に、この間見守り隊の活動によって村民の雇用の場、さらには村、村民の財産を守って防犯というか事件が起きないような村にしてきましたけれども、本年度においての運営と具体的役割がどのように変わっていくのか。雇用の場も含め、安心・安全な地域見回りにとって今年のやり方によっての成果をどこに求めていくのか。それを伺っておきます。

住民課長（藤井一彦君） 今年度までは見守り隊を約200人ほど雇用いたしまして、それぞれの行政区ごとにチーム編成を組みまして、その中できめ細かく回っていただいて安否確認や街路灯の故障箇所だったりとか、それからあとは不法投棄の状況であったりとか、そういった家回りまで入っていただいて戸締まりの確認なんかもしていただいてやっていただいたということで、そういった意味ではかなりきめ細かく安全・安心な防犯活動を進めていただいたというふうに考えているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 今までの成果を求めているんじゃなくて、今年の予算を組むに当たってどのようなになっているかを聞いています。そう聞こえませんでしたので、私の言い方が悪かったのかわかりませんけれども。

住民課長（藤井一彦君） 申しわけありませんでした。28年度の予算ということですね。28年度の予算は、今まで200人だったところを今度は80人で回るということになります。ですから回る体制も今まで行政区域単位でと言っていたところだったんですけども、全村を幾つかの班に分けてやることにはなりますけれども、全村を自分の行政区だけ回るというわけではなくて、ほかの幾つかの行政区も含めて回るような形になっていくということでございます。

それで、業務内容としては先ほど申し上げましたとおり、27年度までやってきた見守り、それから防犯、それから声かけなんかも含め、そういったものは仕様書の中に書き込んでやっていきたいなというふうに考えているところでございます。ただ、雇用人数については今までやっていた臨時雇用という形ではできなくなりまして、民間委託という形で現在では80人程度の雇用を考えているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 昨年、夜間というか深夜の分がなくなつて警察がかわってという流れでしたけれども、今年この体制なりやり方、運営が変わるに当たっては、どのような流れでどういうチェックで、村がそれをまたどういうチェックができる体制というふうになるんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 一昨年まで、夜間も含めて3交代制という形でやっておりましたけれども、26年度から2交代制になりました、5時半ぐらいから2時半ぐらいまでの間が第1回目の早番です。遅番のほうが12時半ぐらいから9時半ぐらいまでということであ

ります。これについては28年度も継続してこの2交代制は守っていきたいというふうに考えておりまして、夜間については引き続き警察のほうに重点的に回っていただくようにお願いをしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君） そうすると昨年度の流れと同じ2交代の中で、成果的にも27年までやったようなものを同じくやっていただいて成果を上げていくということになります。今度は多分途中からでしうけれども、準備宿泊的なものもあって村民がふえることも28年度の中では考え、28年って来年度の予算の中では考えられるんですけども、それでも今までと同じだというふうになると、今まででは9世帯18人ぐらいだかしか今はいないでしょう、飯館に。今度はふえるわけですね。いつからかまだ決まっていませんけれども。それでも同じ流れの中で、この80人体制できちんとできるということになりますか。

委員長（北原 経君） 見回りの仕方。

住民課長（藤井一彦君） ご指摘のとおり、内容につきましては同じ内容をということでは考
えておるんですけども、人数が減りますので今まで2回回っていたところが1回しか
回れないとか、そういうことは実際起きてくるというふうに考えております。

それから今のご質問にありました準備宿泊等で帰っていらっしゃる方につきましても、これは例えばお年寄りが一人で帰るなんていう方で、ご家族から心配なのでできるだけ声をかけてほしいというような方もいらっしゃいますでしょうし、結構大きな人数で帰るからそこまではしなくていいよというような方もいらっしゃると思いますので、その辺の住民の声なんかも聞きながら見守り体制、守ってやっていきたいなというふうに考
えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 現場というか飯館の状況を考えたときに、避難している中でいろんな人がいろんな発言をするんですけども、じいちゃん、ばあちゃんが一時帰宅する、3日間例えば泊まる。そうすると3日間で電話して電話に出ないと今度は行ってみるほかないんです。今までだったら隣近所とか親戚とかに言って行ってもらったりしたけど、そういうのができないから、結局、直接行くほかない。それで行ったときに今の村の状況、大型ダンプがあんなに狭くてもなんでもどんどん走っている中で行くわけです。そこにこの80人体制でいろいろやるんでしうけれども、だから相当いろんな面で考えないと。大型ダンプはどこか決まった路線を通っていくとか、村民に対してそういう何時から何時まではこの間は非常に車が多いとか、そういういろいろな配慮がないとこの見回り隊だけに云々ちゅう部分でなくて、いろいろ考えないと。

結局、電話に出なければ行くほかないんです。だからそういう点も含めて村の今の状況、汚染物が中間処理できて云々になればまだ多いでしうけれども、当面できない今の見通しですから。そうすると今、村外から入ってくる車両とか動かしている車両とかの往来というのは関係課に聞けばちゃんとわかるわけですから。住民課は住民の生活、安心・安全、生命をやっぱり。交通安全とかそういうのを守らなくちゃなんねえから。だからそういう意味からすればいろんな考え方、横のつながり持ってきちんと村民に事前にわかるものは伝えながらやらないと。何せ300人以上いた方々がたった80人でやるというんですから、今よりは圧倒的に時間的にそんなに1軒1軒回ってくる、時間かけていく

というのはできるのかどうかわかりません。わかりませんけれども、どの程度やるのかわからないけれども、すーすーすーすーってやつたら犯罪の起きる可能性もあるし。だから本当に防犯灯なり文化財を壊されるのは不思議かもしれないけど、今度は帰る人のそういうものも出てくるから、あわさって車もいっぱい動くし。そういうことからすればもっともっと配慮した対策をとらないと。

80人減ったのが悪い悪いって言ったってしようがないんだから、皆さんがそういう体制でやるっていうことに決めてかかっているわけだから。私は80人がいいとは思っていません。ちゃんと300何十人、今までどおりきちんとやってもらったほうがいいと思っていますけれども、ただそういう流れでないですから、あえて村民の交通安全上、危険に遭うような、病気しても倒れたままでいないようにするためにどうするかを考えたときに、もっともっと配慮しないとダメでないかと思うのでもう一度伺います。

村長（菅野典雄君） ご質問のように、村民のことを真剣にやっぱり考えていかなきやならないというのではなく我々の仕事として大切な役割だというふうに思っております。このパトロールはあの震災のときに首相官邸等で詰めて、まさに新しい制度ということで400人ほど、約8億円の緊急雇用だったわけですが、どんどんとやっぱり減らされて、今度の28年度は全く違う予算で、しかも民間にと、こういうことでありますので、その中でほかの自治体は今大体10人前後でやっています。その中で80人の予算、約3億円をとるのは必死の戦いをやってとっているということをご理解いただきたいというふうに思っています。それでいい悪いの問題ではなくて、何としてもやっぱり守っていかなければならぬし、しかも雇用もできるだけやっぱり普通の民間ですと64歳までなんですが、70歳ぐらいまでやっぱり何とかしてくれというような形のいろんなところでやらせていただいたということあります。

非常に悩むところであります。健康福祉課、住民課、いろいろなところ、あるいはやはり除染対策などなど、やっぱり横の連携をしながらやっていくしかないんですが、現実には村に戻ったある程度の方、それから村に戻らないで今これから町場に住む方、避難先に住む方、その両方をここ二、三年見ていかなければならぬということになりますので、一生懸命はりますが、いかんせん今までのとおりとか、あるいは今まで以上にということが努力目標としてはりますが、いかんせんやっぱり目の届かない、あるいはちょっと時間的には遅くなることもあるかもしれません、今提案がありましたような電話ができなければどういう対応をしていくかというのもやっぱり考えなければならないというふうに思っていますので、精いっぱいやらせてはいただきますが、村に戻った人と戻らない人の両方を見なきやならないということだけは当然だということでありますけれども、同じスタッフの中でやっぱりやらなければならぬ、あるいは場合によってはプラスアルファの考え方もやっぱりこれからは必要だろうというふうに思っています。相談業務も充実をしていかなければならぬだろうと、こんなふうに思っていますので、これからしっかりと組み立てて、足らないところはまた議会のほうに予算計上させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） 村長は国との交渉で3億ちょっとという話、村長は国のお金がないとで

きないから、そういう思いはわかるけど、国は加害者で100対0なんです。そこが何で村がもう80人ねえとか、山木屋は何人でやっているから、ほかの地域何人でやっているから飯館も少なくていいと申し上げたわけでもないのに、予算を削減するだけで切ってくるというこの。いや村長と何年か前から相談にもあったんだか知りませんけれども、いずれにしろ100対0の加害者が全て、何人いたっても決めてくるというこのやり方そのものが私は根底から間違っていると思っているんです。だから村長が今みたいな答弁すると私はまた発言したくなるんです。加害者の代理人やっているんじゃないし、加害者言いなりでいいのかどうか。じゃあそのわずか300人近くの方々の雇用は国で何かちゃんと言ったり、村長はその労働者の雇用の場を確保してきたんですか。約束もらってきたんですか。

村長（菅野典雄君） わからないわけではありませんが、ほかのところから全く何倍も何十倍ももらうという話がどれほど職員が必死になってやっているかということの中あります。確かにそれは加害者と被害者かもしれません、そのお考えをやっぱり通すということになると、八郎委員さんが職員になったり村長になってやってみていただければわかることがありますけれども、ぜひその辺はご理解をいただきたいというふうに思っています。必死になってほかが10人のところを80人、90人の予算をどうやってとるのかということで、やっぱり交渉に交渉して国のほうから来ている担当にもその旨をお話しして、ありとあらゆる手を使ってこれをとっているということですので、私はこの変更した28年度の予算の中では、これだけとれてこれだけの人ができて、しかもある程度の年代の人も雇っていけるというか仕事をしてもらえる、村を守ってもらえるというのは上々にやっていただいたんではないかなと、このように思っているところあります。

委員（佐藤八郎君） 加害者評価はやめていただきたい。国は大した配慮をしたというふうなやり方はやめていただきたい。好きこのんで私ら避難民になったわけでもないし、好きこのんで大空から放射能をまいてもらったわけでもない。私らが要望、被害者が要望しないことを勝手にやってくるのがおかしいんであって、そういうふうな流れにのっていけば、今後、日本では原発が落ちたとき、福島県ではこんなことで終わつたんだと、これがもう Chernobyl 以上に基準になるんだと。原子力発電所の運営主体の方々はこれを基準にしようと今必死になって動いているわけですから、あえてそのことを評価するような被害者代表の答弁は間違いだと私は思いますけど。職員や村長の努力はわかります。しかしながら私たちが何をしたというんですか。好きこのんで5年もこんな人生を送ること自体おかしいんですよ。起きたことだからもとに戻せとか、もとに戻らないというのは、それはわかります。しかしながらどこまでいっても加害者が決めていくというやり方そのものが、そしてそれを村長が評価するなんていうこと自体、300人のこの何年か見回り隊で努力された方々がやめていただくことを村長が国に対して評価しているとしたら怒るんではないですか。

じゃあ次の300人の雇用の場、何か国が加害者がよこしたんですか。それも勝手にしないでサインでしょう。何か悪いんですか、私たちの言っていることが。まともじゃない

んですか。誰も飯館から人生をまるっきり変えて、こんな暮らしかくなかったのを渡せばいいでしょう、誰でも。だからもっとあなたたちの都合だという部分を言わないとダメでしょう。こちらはどこかを気にしてどこかに合わせる。双葉だってこの程度になったんだから、もう山木屋も飯館も従つてもらわなきや困るというやり方だけでは、日本の原子力事故が今後起きたときの基準がここになるんですよ。

まあ切りないことに基準なんて全く日本政府は無視していますから。私はそういう意味では村民の健康やら村民のこれから自立した生き方にとって、どういうプラスしていくかという大切な今年1年だなというふうに思っていますので。村長が、佐藤八郎さんが職員になったら、村長になったらわかるでしょうと。ならなくとも現状はわかります。だけど私は100対0という考え方をしていないし、原発事故における後処理のやり方、今の政府のやり方がいいとは思っていないんです。そのためにご苦労しているのは十分わかります。私ら議会だって今まで震災前だったら定例会のほかに臨時会二、三回あつたらそれで議会というのはなかったわけですから。あとは委員会やらいろいろな活動ありましたけれども、この震災以後は私らはどれだけの日数を費やして、どれだけの問題を議論しやってきたかというのは村長だってわかるでしょうけれども。

そういう意味ではいつでもほかと比較して、飯館はほかよりよりまし、しっかりとやっていると。よく村長も言っていますけれども、ほかではとらないものを飯館はとってきた。ほかではやらないドイツの研修をやったとか、事故が起きたから皆さん体験できたんだと言っていますけれども、そういうことではないんでしょうか。終わったことはともかく、これから予算審議ですから、そういうものを根底にないと、もう早く終わる、安く上げる、これを今後の原発事故が起きた日本中の基準にしていく、そういう流れに手をかすということになるんじゃないでしょうか。

村長（菅野典雄君） また誤解を招くと、私の先ほどの答弁で国の立場になってしゃべったことは一つもございません。ぜひ誤解のないようにしていただきたい。必死になって国に向かって職員たちが頑張っているということを言っただけのことでございますので、そういうふうに記録していくください。ぜひよろしくお願ひします。

委員（佐藤八郎君） 除染の同意もかなりというか、ほとんど進んで除染の本格化が始まっています。1,521万9,570平方メートルを削り取りして、汚染物は不燃物でありますけれども98万8,587袋になって。しかしながら私は最初から申し上げていますけれども、なぜ除染やるんだと。国は言いました。除染は放射性物質を取り除いて、要するに除去をして隔離するために除染をやるんだと言いましたけれども、じゃあ今の除染がそのようになっているか。先ほどのガンマカメラなり見回り隊なり、地域別にいろいろ検査している、計測している実態から見てもわかるように、そのようにはなっていないということが真実であります。

飯館村は全面積230キロ平方メートル、まして放射線量は村民生活、さらには子供、青年にとっては年間1ミリシーベルトが生活できる環境だというように今の良識ある学者、良識ある文化人、良識ある医者であればそのように述べていますし、国も最終的には1ミリシーベルトということなんです。この放射性物質の半減期を待つだけで放射線量が

下がるというだけでは済まされないのが除染です。ことしの予算で放射性物質を除去し隔離するためにどこまで村が環境、自然が戻るというふうになるでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 除染での全体的なお話かなというふうに思っておりますが、まず本格的に25年から入りまして、26年度では村内の住宅周り、農地、森林。森林は20メートル範囲内ということありますけれども、全て終わると。それで27年、28年の2カ年で村内の残る農地、あと道路、あとその周辺の森林を完了するというのが国の今回の本格的除染の計画であります。これは前からお話ししていますように、面的な部分になってくるということでございます。

その一方では、先ほどのガンマカメラでもありましたように、雨どいの下とかそういうところの一部分にはやはり高線量の箇所がある。またその周辺もホットスポット的でなくてやっぱり広がりもあるというようなことで、国のはうはそういうことも実態として把握をしながら局所対策工事を今後進めていくということで、今現在、軽減率については宅地周りでは国の発表では56%程度だということですが、今後その局所対策工事をしながら、できる限り空間線量を下げるという方策でやることで確約しておりますので、今後もそれを求めていきたいというふうに思っているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私ずっと思っているんですけれども、放射性物質を大空からまいておいて、自分の都合いい部分を除染するといって、村はどういうふうに捉えているかわかりませんけれども、230キロ平方メートルの面積のうちの約15%ぐらいを除染したから人間が生活できる環境だと国が申し上げていますけれども、村もその意向に沿って進めていますけれども、森林資源、里山云々、少し出てきましたけれども、いずれにせよ今、国が加害者が言う除染するという面積は幾らになりますか。

除染推進課長（中川喜昭君） 済みません、最後のところがちょっと意味がわからなかったんですが。

委員長（北原 経君） 佐藤委員、もう一回。

委員（佐藤八郎君） 今、国がやるっていう面積と残された面積は幾らってつかんでいるんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 国で言う除染面積は、今の計画では宅地周り、あと農地、道路、あとその周辺の森林20メートル範囲内というのが今の除染範囲内でございます。ですからそれ……

委員（佐藤八郎君） だから村全体の何ばかりと、面積。

除染推進課長（中川喜昭君） ああ、ちょっと調査しないとわかりませんので。

委員長（北原 経君） 佐藤委員、別な質問で。

委員（佐藤八郎君） 調査しないとわからない。

除染推進課長（中川喜昭君） 済みません、今資料を。

委員（佐藤八郎君） あのですね、本当に忌まわしい原発事故ができたと村長は何十回も言っていますけれども、忌まわしい事故が起きたというのは爆発によって放射性物質が大空からまかれたことと地震もあるでしょうけれども、本当に村の230キロ平方メートルの自

然がどれだけ汚されたかといったら、そんなの最初につかむ数字でしょう。そして汚された面積のうちの国は何ぼ除染しようとしているのか、そんなの最初からわかる数字でしょう。そして現在どこまでいって、今後どこの部分を1ミリシーベルトにするのかというのも面積わかるでしょう、そんなの。向こうが言っている話をどういうふうにつかんでいるのかという話です。

除染推進課長（中川喜昭君） データがございますので、トータルを出しておりませんので、若干時間をいただきたいということありますので、よろしくお願ひします。

委員（佐藤八郎君） 大体では困るから。村長、大体はだめだよ。（「おおむね」の声あり）まあおおむねっちゅう言葉もあるけど。じゃあ後でください。（「はい」の声あり）じゃあ違う問題というか質問をいたします。

被災家屋解体工事の申請が1,100件、3,798棟とのことです。まだ74件が完了する予定となっているというふうにありますけれども、今後の申請してやめる人、また追加する人、そういう変動は認められるのか、認めないのか。申請あったものの完了見通しは。今後認めるかどうかと、今申請されている完了の見通しと、あとは自分で壊してそこに置いたものの処理です。それはどういうふうになっていくのか伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君） この事業は国の事業でございますので、国のはうとの協議という形になるわけですが、まずは例えば1,100件の中で、また建物を1棟ふやしたいとか倒さないとか、そういう変更は今後、三者立ち会いというのは地権者と業者と国の三者立ち会いで建物の確認をする際に、その申し込んだ建物の取り下げとか、あとはふやすとか、それについては三者立ち会いならできるというふうになっております。

あとは2回ほどやっておりますが、その後追加をしたいという方も何件か要望をしていただいておりまして、一応、方針としては追加は認めないというのが国の考え方なんですが、その理由としてちょっとお知らせ版とかが届かなかったとか、あと字が読めなかつた方がうちの中にいて、周りの方が追加の新規で申し込みをしたいんだというようなケースがいろいろありますので、その辺も国のはうと話をしながら今後検討させていただきたいというふうに思っております。

あとは自分で壊したという部分ですが、環境省との打ち合わせの中では業者を頼んで解体した廃材については産廃扱いになるということで、これらについてはそこに保管しても環境省では預からない。あくまでも産業廃棄物として請け負った業者が処理をしていただきたいというような内容になっております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうすると、もうこの事業については打ち切ったという。例外として国、業者、本人の協議によって認められる可能性もあるものもあるけれども、基本的には国は打ち切ったということですね。自分で壊したのは産廃なので、今までの産廃物と同じくという。でも今までの産廃って県が管轄でやっている。県が村内の片づけてくれることなんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 産廃の取り扱い、担当でないものですからちょっと深くはあれなんですが、あと担当課のほうからもフォローをお願いしたいと思いますが、この建物を解体する際に、例えば業者が壊したという場合の処理をどうするんだという話をしま

したときに、業者が入れば産業廃棄物という取り扱いになるので、環境省のほうとしては取り扱わないというような内容になったと。その壊した処理については産業廃棄物ということで、その処理業者のほうにお話をしてもそれを受け入れてもらうという流れになっているというようなことのようあります。以上であります。

住民課長（藤井一彦君） 今、中川課長のほうからご説明のあったとおり、業者のほうが壊した場合は産廃でということでございます。自分で壊した場合に関しても、これは産業廃棄物扱いになってくるということになりますので、このところは自分とかそれからその関係の業者のほうに頼んで有料で片づけていただくというのが基本になってございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 被害者が希望あって加害者に申し立てているのに、自分の都合で打ち切っておいて、それを持っていられない。自分で壊す、業者が壊す、いずれにしろ今住民課長が言うように自分で処理するというようになっていく、こういう同じ被害者をまたここでも分断するんです。何を勝手なことを言わせておくんですか。

あのですね、放射性物質が付着しているものだと私は思っていますけれども、住民課長は色のついていない、においもしないからわからないかも知れないけれども、規制緩和されて8,000ベクレル以下だと一般廃棄物と一緒にになって、今度国が言いましたけど。その流れに沿って、村としては今お二方の課長が言われたこと以外は国には申し上げないし、村民にはそれを守っていただくというふうにということになりますか。

村長（菅野典雄君） おっしゃることは十分わかります。汚されたわけですから。ですから当然自分で、あるいは業者が壊したときに、それを持っていってもらえませんかと。きちんとそろえておきますから蕨平で燃やしていただけませんかというのは何回も言っています。何回も言っていますが、残念ながら法律上はできないという、まさにあんたたちの勝手でしょうということなんです。

でも何せ何回言ってもやっぱりらちが明かない、じゃあそれでいいのかというとそうではないので、じゃあどうしてくれるという話でいろいろ話は進めました。その結果、業者が産業廃棄物へ壊した場合、普通だったらばそれぞれ処理する場所があつて、そこに持つていけるから業者は成り立っているわけです。ところがそれが飯館村は避難のしたところが放射能に汚染されているんじゃないの、それは受け付けられませんよというような処理のところがあつたらば名前を上げてくださいと。国のほうが指導に入ります、県が指導に入りますということあります。

ですからできるだけ業者がやってみていただいて、どうもやっぱり持つていってもらえないというところがあれば、いつもだったらば業者が持つていっているところが今度は飯館村は引き受けないということになれば、その業者を教えてくださいというところまで来ています。ですからぜひ、もしどうしてもということであれば言つていただければ私たちのほうが国なり県なりに言って指導なり、あるいは指導だけでは足りないから罰則をかけていただきたいまでは言つてはいるところであります。ですからそれなりに、八郎委員から言わせれば全くの加害者が勝手なことを言うなということなんですが、必死に村はその勝手なことを言うなという中で村民のために動いてはいる、それでここまで来

ているということありますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 村長の言う法律はどんな法律だか、ちゃんと教えていただきたい。

あとはその8,000ベクレルには飯館の解体したものは至らないということになりますか、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 法律は普通壊した場合に、それは産業廃棄物だという法律だと思うんです。いわゆる今国がやっているのは全く特別枠で多分やっているということなんだろうと思います。加害者であるから焼却炉をつくって、その責任において持っていくと、こういうことなんだろうと思うんです。ただ、少なくともやっぱり放射能が降ったことによって我々が持つていけないわけありますから、そこを何とかしてくれという話なんですが、なかなかできないということで、何ほど福島の復興局から国のはうまで行ったかわかりませんけれども、頑としてそこは残念ながら突破できなかったということあります。

現実に、はかった業者もいるやに聞いております。そうするとよほどのことがない限り、その8,000ベクレル以下なんだろうと。特別なことがない限りはということなんですが、やっぱり風評被害といいますか、飯館村から持ってきたものはどうなのということあります。結構、業者は入っていただいた方はそれなりにどこかここかに処理をしていただいているようありますから、努力をしていただければ何とかできるんではないかという気がしますが、業者によってはやっぱりなかなか持って行き先がないんだという方がいれば、先ほども言いましたように私たちのほうに、いつもはここに持つていいいるんだけれども、今回は入れてもらえない。ここのここの業者がそう言っているんだというふうに言つていただければ、ぜひこちらのほうが国なり県なりのほうにお話をしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 村の上に県があつて、福島の場合は被害市町村という組織もありますけれども、その上に国があつて、今村長が言われる8,000ベクレル以下がほとんどだろうということになれば、飯館のものはほとんど自由に運び出して産廃場に行く。だから川俣の町の中でも飯野の町の中でも走るところ全部、決して放射線を通さない。 トラックに積むわけでもなく自由に運べるという流れなんですけれども。そういうことが起きていくと、浜通り、飯館の阿武隈山間、中通り、栃木のほうも放射線量が高いと言われていますけれども、いずれにしろそういう環境になっていく。その費用については村長、東電に請求すれば東電は出すということになったんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 東京電力のところで、自分で業者を頼んで壊す場合には請求を出していくだければ出しますということになっておりますので、早く何とかしたいという方があれば、今のようなルートでやるというのも一つできるんではないかなと、一つの工程としてできるんではないかなと、このように思っています。

なお、環境省のほうも急がせたいということですとつと言っていたところ今年度は、それがまた環境省の話でありますからどうかわかりませんが、今年は500、来年は500の家庭をやることでありますので、それに期待をし、あるいはけつを押すというしかないんではないかなと、このように思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと村民の要望である、どういう形で壊そ者が費用的には最終的には東電がきちんと出すというふうに、村はそこまではちゃんとこぎつけてあるという確認でいいということですね。

村長（菅野典雄君） そうだ、大変忘れました。かなり激しい質問と答弁をやっていますので。いわゆる東電が壊す場合には建てるという条件がついているんです。建てるという条件がついています。ですからそこがないとだめだということあります。建てるのが今まで100平米だったのが100平米ないとだめだとは言わないとは思いますが、そこが一番のネックになるということあります。大変忘れておりました。失礼いたします。

委員（佐藤八郎君） 私はそうは聞いていましたけれども、いずれにしろそうすると村民としては、そこに住むこともない、仕事のこともないとなれば、そのまま投げておけばいいということになるのかな。いわゆる空き家がだんだんだんだん壊れるまで、その形で残っていくという、そういうことで村としても何ら問題ないということになりますか。

村長（菅野典雄君） 全くそんなことは言っていませんので。ですから環境省のところに手を挙げてやってくださいということで、一回締め切ったのをまた1週間後から広げたということありますから、それもお願いをしてというか頼んでやったわけですから、精いっぱい住民のためにやっているということあります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 余計な確認をしましたら、村民のために一生懸命やっているのはわかりますけれども、村民側からすればそういうことでいいということですね。

当初予算の増額と今後のことについて、ちょっとお伺いしたいんですけども、昨年より12.8%予算増加だと。それでハード事業が多いんだということありますけれども、将来に向けた後年度負担、収入見込み後年度負担返済計画という部分ではここ何年か来年初め、どんな推移で安心・安全な財政計画のもとに村はあるでしょうか、お伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 全協の席で中期の財政計画をお渡ししておりますけれども、大きく見れば復興期間後期5カ年でありますけれども、その部分については全体で6分の1くらいの復興予算になったわけでありますけれども、財政的には後期5年、中期計画に出しておりますように、大体ほぼ財政的な運営はしていくのかなというような計画を出させていただいたところであります。さらに公債費につきましても、28年度については4億3,114万2,000円で推移しておりますけれども、ここ二、三年については横ばいになりますけれども、現在、公民館も建てている、さらには消防分署も建てているというようなことがあって、さらにはまでい館なんかも建てるわけでありますけれども、までい館については特交のほうで見られるというふうなことで今年度負担はないのかというふうに考えておりますけれども、そういう意味では今後、財政計画に基づいて慎重に議会とも話し合いをしながら進めていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） ちょうど5年たったこの財政は、ずっと対応対応で膨れ上がってどんどん来たんですけども、今度、来年以降については人口も減になり、何年度まで国が时限立法でいろんな減免措置なりなんなり考えているのか、村長はわかっているのか、私はここまで理解できませんけれども。いろんな点で負担がかかってくるという、医療の

分野にしても消費税一つとってもいろんな分野で負担は目の前にいっぱいあって、これは村民の生活だけじゃなくて自治体にとってもそうだというふうに見ているんですけれどもそのときに、もちろんもともと自主財源は少ない村ですから、もっと自主財源がどれだけ産業振興されて上がるかわかりませんけれども、固定資産も含め村民の個人所得も含めそうはふえないというように思っていますけれども、地方交付税や国保、県の補助なりを含めて心配のないものであるというふうになるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 村ではずっと過去から歴代の村長が健全財政を維持するための努力をしてこられました。他の自治体のことと言っては失礼だとは思いますが、長がかわるたびにその一期ごとに将来性のない財政運営をして、赤字団体に入ったのも私たちは見てきました。村の予算額は大きいんですけども、常に有利な国県の補助事業と有利な起債ということで、それらが仕事をするベースですから。さらに一面では交付税頼りの村であります。震災前は大体50%が普通交付税、地方交付税です。45から50ぐらい、半分がとにかく国の交付税頼りの財政運営でした。ここに来て復興予算がかなりふえてきて、今年はもう91億ということありますが、この中身を総務課長のほうで予算の説明のときについたかもしれません、ほとんど村の負担がない形で今九十何億のうちの60%が復興予算です。ですから後年度に負担が残らない形のものです。

問題は箱物。箱物の維持管理経費はどうなってもかかっていきますし、今までかかってきました。これは財政の計画をする上でやはり人件費等、後年度負担の分では後期の維持管理経費というのは非常に大きなウェートを占めますので、その辺のところは中期財政の中ではきちんと見えています。公民館を新しくしたものとの維持管理とか、までい館の運営費その辺も見て、さらに交付税については総務課長のほうから説明あったと思いますが、最初かなり減るのかなと、人口減少に伴って。去年の10月1日の国勢調査で。ところが後で急激な削減というんですか、減収は地方財政に大きく影響するということで最大で1割、5年間のうちです。1割ぐらいしか減らさないという説明も受けました。ですので5年間はある程度健全財政を保つて村は健全財政が維持できますけれども、その後です。

これからさらに5年後のことを見据えながら、今度は財政計画を見直し、中期の後の見直しをしていく、これが必要だと思いますし、これから村がなくなるわけではありませんので、ずっと続くわけですから、そうしますとこれは何回も質問されていますけれども、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療ということで後期高齢者は県で一括してやっていますが、国保と介護は自治体持ちなんです。この辺が非常に高齢者が多くなる、医療費もかかる、かさむ。介護サービスもかさむ。そういう中で特別会計のために一般会計から繰り出ししなくちゃならないので、その辺は以前から私も県なり国に言っているのは、1万人未満の人口で介護保険とか国民健康保険なんて維持できるわけもありません。特に事業者が多いわけですから。あと無職者が多い中で、とても運営できないので一本化してくれよという要望をずっとやっていますから、少しずつ動いていくようですけれども、心配なのはいっぱいあります。負担もそうです。今減免されていますけれども、税金がいつから徴収になるのか。あるいは保険料、介護と国保、さらに

は一部負担金、いつまで減免が続くのか。これが正常に戻ったときには今心配されないとおりだと思いますので、その辺も見据えながら、財政運営というのは難しいんすけれどもしっかりとやっていく必要があるのかなと、こんふうに思っています。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 嘆飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時54分）

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開します。

（午後 1時07分）

生活支援対策課長（細川 亨君） きのうの伊東委員の質問に関してでありますと、38ページの大火山ツツジの森管理業務委託でございます。

私の答弁で特定の業者の名前が出てしまいました。この大火山ツツジの森管理業務については指名委員会で業者が指名されますので、ここが誤りでございました。どうも済みませんでした。

除染推進課長（中川喜昭君） 午前中の佐藤八郎委員からの除染の計画面積でございますが、全体で5,600ヘクタールであります。農地につきましては2,300ヘクタール、森林が1,500、あと道路が340ヘクタールでございます。宅地につきまして、手持ち資料で世帯数しか載っていなかったので国ほうに確認したんですが、やはり国ほうとしましても宅地については2,000件という形で、面積の数字は出でていないということでご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 村の財政が副村長からご丁寧に説明あったのでわかりましたけれども、やっぱり交付税については10%ぐらいで5年の中でというのがありますけれども、問題は村民の負担は、例えば固定資産にしろ何にしろ、何年という減とするのはあるのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 減免のことだと思いますが、今のところは1年1年でやっていますから、何年間減免という形にはなっておりません。ですのでその都度、毎年減免になる、ならないの判断は1年1年ということになりますのでご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 今除染のお話で、そうしますと230キロ平方メートルには大分ほど遠いというように思いますけれども、これに今政府が言っている森林の除染もという、里山を指しているのか、部分では何平方メートルというふうに追加になるんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今まで現在、森林除染については20メートル範囲内ということで、それぞれの自治体からとかあとは林業者の方々から、それではやはりこれから森林再生においてはだめだというようなことでいろいろ陳情等がありまして、2月に復興庁、農林水産省、環境省の3省庁でプロジェクトチームをつくりまして、いろいろ協議をしていただいたようでございます。情報ではありますが、3月9日にそういう3省庁からの連名での資料でありますけれども、森林業の再生に向けた取り組みということで、安全・安心確保に向けた取り組みということで20メートル以遠の森林の除染を効果的に実施しますというようなことでありまして、まだ具体的な部分はこれからということで

ございます。

それで、これは新聞情報でありますが、里山の部分も実施するということでありますけれども、里山の定義がどの範囲になるんだということも、国としてはやっぱり今後自治体の協議という部分もありますので、面積的な部分は現在何平米とか何ヘクタールという話はできませんが、今後、国と自治体との協議でその範囲が決まってくるというふうに考えているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 議会の皆さんと話をしていますけれども、村民の中でもそうですけれども、里山というと大体みんなうちの裏山をほとんど里山的に考えているんですけれども。村長なり担当課長は、里山とはどの辺までだというふうに考えていますか。

除染推進課長（中川喜昭君） 私の考え方でありますが、裏山の尾根のあたりまでが里山という考えでいいのかなというように私自身は思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 例えばですけれども、深谷なんかは深谷の分をやって伊丹沢の分をやるとあそこの山全体。あと深谷の分をやって宮内の里山をやると全体と、こういうふうになるのが、課長と一緒にすけれども、地区民もそういう感じで里山ってそうかなと思っているんですけども、実際、報道関係をいろいろ聞いていますと、そこまで考えてくれていないようなものが多いんですけども、村長はその辺の交渉ではどういうふうになっているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 一時ちょっと内部文書が回りました。これから山の除染についてA、B、Cという形で、Aは今までの20メートルということであります。Bはいわゆる人が集まるところがB。Cは全く今までと同じと、こういうことだったわけであります。ですから、大体、基本はその辺なのかなという気はしますが、ただこれだけ我々も騒ぎましたし、ほかにも騒いでいますし県も必死になってやっていますから、そこよりは広がるんではないかという気がしますが、じゃあそこから広げるということになると里山の定義はどういうふうにするかというと、これまた人それぞれ、あるいは自治体によって違うということになりますから、そんなことを言わないでこちらに黙って20年間お金をよこせば、飯館村は飯館村の里山の定義でやりますからというのが私のほうの今まで5年間言ってきた話であります。

どうなるかはわかりませんが、そうでないとまたいろいろ里山とはこうだああだという話で、大体人の集まるところはできるんだろうとは思うんですが、それ以外のところがどこまでできるかというのは全く不透明、あるいは出てきたとしてもまた使い勝手の悪いという形になるのではないかと心配をしているところでありますので、なお事あるごとに言つていきたいと、このように思っています。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今年から7月以降、役場職員の本庁勤務という話でありますけれども、避難生活の村民支援にとって本庁勤務は、説明でありますとかなりの部分は本庁勤務というようになるのかな。そうするとシャトルバスを運行しますと。飯野に来て役場本庁に用事ある方は飯野支所からシャトルバスが運行というのがありますけれども、職員にとってもどうなんでしょう。必ず向こうに出勤して福島とかこっちの、そしてまた向こうに戻ってきょうは終わりというように、そういう流れなのか。こっちのほうの関係は

途中でもって、仕事しながら通勤するのも可能なのか、いやわかりませんけれども、何となく向こうに行ってから落ちてくる仕事が多いのに向こうに行かなくちゃなんないというのは、非常に無駄になる部分が出るんじゃないかなということを思うし、村民にとっても一回向こうから行って来るんだから、9時とか9時半では来ないだろうから10時以降とかというふうに、そういう思いになるのか。実際仕事をしながら全体としてどのようにしていくんだかをひとつ聞きたいのと、そのことによって今後5年過ぎた今、村民にきちんと理解していただいていくのかお伺いします。

副村長（門馬伸市君）　まず村民への対応であります、組織を動かすときに行行政機構改革審議会の中でも質問が出ましたし私も答えましたが、できるだけ村民の皆さんのが不自由、全く前と同じくはならないわけですけれども、できるだけ不便さを解消するようにしてほしいと、こういう要請がありましたので、今内部の窓口業務も含めて内部の詰めをやっております。

○
当初、住民課の窓口も含めて4月から向こうに行くことにしておりましたが、やはり4月は結構、村民の異動の時期です。就職だ、あるいは転勤だ、何だかんだの異動時期でありますので、そういう意味では1ヶ月間はやはりここでやるべきじゃないのと、こういうことがありましたので、村民の便宜を計らう上ではそれももっともだなということで、5月の連休明けまでここでやるということにしました。

それから窓口業務がほとんど、いろいろあると思うんですが、住民票、印鑑証明だというのはほとんどどちらでできますけれども、戸籍の届け出とかなんかというのはやはり1カ所でやる必要がありますので、システム上やっぱり本庁でそういう届け出というのはやらざるを得ないということありますから、そう件数はあるわけではないと思いますけれども、そういう業務は本庁のほうで、こちらで説明をして手続は本人のほうにしていただくと。

○
さらに、いろんな相談事があると思います。いろんな相談事があるので、ある程度役場の業務に精通した人をここに置くと。相談業務、相談に乗ってあげられる人です。この仕事はこういうことでと、たらい回しに向こうに行ってくれだけでは納得しませんので、説明をしながらある程度こっちで対応できるものはこっちでやると。そうでないものは向こうに行かざるを得ないものもあります。そういう相談業務をきちんとできる人を配置していくと。

さらに今の職員の問題ですけれども、これも全くそのとおりであります、それも議論になっています。例えば本庁から仮設とか避難者の支援はここに置きますからここから行けるんですけども、そうでない業務もあります。保健師さんが、あるいはそういう巡回相談で回って歩くと。例えば福島の伊達東で4時まで業務があったとして、本庁に戻るというのは不合理です。わざわざ戻ってまた出てくるということですから、それはここで済むものはここで退勤をしてもいいようなそういう対応もしていくと。あるいは途中で遅くなった場合にはそのまま直帰、帰っていただくことも可能だということですから、いろんなケースがありますので、ここもやはり重要な拠点にはなるんです。職員にとっては。ちょうど中間地点になっていますから、そういう意味では弾力的に職員の

出勤・退勤も含めてやっていければということで、まだこれは詰めが残っていますけれども、その辺も詰めていきます。全くそのとおりです。わざわざここに5時まで仕事をして、またもとに戻って帰るということは不合理ですので、そういう無駄はなくしていなければと。

そんなことで、これはスタートしてまたいろいろ問題が出てくると思いますので、その都度弾力的に変更したり、あるいは人員を増したり減したりという中で、また詰めてできるだけ村民に、あるいは職員の負担にならないようにやっていければと、こんなふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 私は少なくとも健康福祉課、教育課がまず7月1日から向こうに行ってというのはちょっと理解できないんですけど。確かに村内も村民は避難しなかった方がいますけれども、ちょっとどうなのかなと。役場の体制がどうなればいいということが基本でなくて、今の村民の生活が行政とのかかわりでどうなのかと見たときに、何で健康福祉課が今から役場のあっちに行って勤務してあっちこっち。教育課が学校、幼稚園全て村外にあってなぜ向こう。ちょっとどうなのかなと。こちらでは今副村長が言うように、ある一定のそれなりにわかる人が1人はいるのかどうかわかりませんけれども、これを見ますと課長はこっちには、誰もいないんですね。飯野支所生活支援係を設置して係長というふうになるのかな。いずれにしろちょっと違うんじゃないかと思うんだけど。

準備宿泊はそうすると7月ごろから長期準備宿泊に入るのかどうかわかりませんけれども、いずれにしろこれを4月5日のお知らせ版で流すということになっていますけれども、私はちょっともう少し村民の方々の。今、副村長が言うような不便をかけない執行体制というものを考えたときに、違うんじゃないかと思うんですけれども。それをきちんとクリアしていく、住民の不安やそういう不便に対してクリアできるというのは特別な体制を組むんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） まず飯野支所に管理職を置かないんじゃないのということですが、委員も行政改革の機構審議会に入っていましたからおわかりのとおり、飯野支所は課の設置です。新しくふえる課です。したがって飯野支所長は課長です。よその課長と同等です。ですので管理職を置かないということではなく置きます。

それから、教育委員会と健康福祉課の話なんですが、これも大分内部で議論はしています。健康福祉課の巡回相談、保健師さんとか看護師さんの巡回相談、一番やっぱり県北のほうに避難している人が多いということもあって、ここに置くべきじゃないのという話もあります。一方で、こちらに大部分はいますけれども、南相馬とか相馬にもいるわけです。あとそのほかにもおりますけれども、その都度連携を、例えば健康福祉課の保健師がこちらで巡回訪問、県北のほうがあるといったときには、さつきも話しましたね。帰庁と出勤は弾力的にやってもらうということで、こちらの支所を出勤場所にしてそこから直接、巡回相談に行くというのもありますけれども、それは中で訪問なりなんなりの中で打ち合わせの中でできる範囲です。そこはだめだとかという話ではなくて弾力的にやっていいということですから、それも当然あっていい話でありますし、帰りもそのとおりであります。

あと教育委員会は学校と幼稚園なんかもみんな川俣と飯野に集中していますけれども、毎日学校に行って何かするわけではないんです、教育委員会そのものは。ですから多少の不便さというのは当然、向こうに移ったことによってあるかもしれません、そう大きなハンディではないと。学校に行って教育するわけではないので、学校管理とかあるいは教育行政とか行政面にかかる部分はありますけれども、日常の勤務の中で毎日、学校、幼稚園に行くというわけではないので、ある程度何か問題があれば支所を通じて本庁に移す、あるいは本庁に直接やって本庁から対応するということも可能ですし、それは多少の不便さはあるかもしれません、そう大きなハンディではないのかなと、こんなふうに思っております。

いずれにしてもスタートして村民の皆さんからもいろいろな意見が出てくると思います。スタートした後で。ですからその後でまた修正するところは修正をしながら、できるだけ職員にも村民にも負担にならないような、そういう体制をみんなでつくっていくということにしたいと、こんなふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 今は柔軟に対応するというか弾力的にやるので、そんなに職員にとっても余計な負担にはならないという話ですが、私は5年間こういう流れで来たものだから、村民自身も職員も含めて5年のものがあると思うの。それで急に今、南相馬、相馬にも村民がいるからと言いますけれども、それも5年そういたわけです。いた中でやってきたわけです。決して南相馬に係を置いたわけでも何でもないんです。だからそういう中で弾力的にやるというから、私が心配するほどのものではないかも知れませんけれども、だからその辺はきちんと4月5日にお知らせ版に出すそうなので、村民が見たときに安心できるような、今までとそんなには変わらなくても日常生活ができるんだと、というふうになっていけばいいんですけども、その辺心配をしております。

あとは、教育委員会は日々必要でないというけれども、いわゆる議会でも特別委員会までつくってやった3人校長いらない、1人校長、これがまず1人校長でいくような動きなのでね。それで教育委員会は村のほうに行っている。こっちの学校関係は全部こっちにあるという流れ、確かに毎日教育現場に行くわけでも何でもないといわれればそれはそうなんですけれども、毎日必要ないという問題ではなくて、今子供や父兄のことを考えれば相当いろんな心配やらストレスやら、いろいろ相談もそうですけれども、だからもっと身近にいたほうがいいと私は。そういう機関ではないかというように思うんですけども、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 確かに今までと同じ行政運営ができないので、そういう不便さは当然出てくるのかなというふうには思いますが、いつも言われていることですけれども、村民にやっぱりこういう丁寧に。業務が大幅に移転するわけですから、その辺のところは丁寧に説明をして、理解されない方もいるかもしれません、詳細にやっぱり丁寧に説明をして、仕事の役割分担のところを知っていただくということかなというふうに思います。今までの避難している方、村民の業務の生活支援対策課でやっていた生活支援係がそのまま全員すぱっとここに置くわけです。それとほとんど窓口に来て証明をとる窓口のところも便しないようにやるわけです。戸籍なんかの届け出はちょっと別ですけれども、いかがでしょうか。

ども、それ以外はやるわけです。

いよいよ復興に向けた業務がほとんど村内で始まっていますから、除染も含めて復興対策は2年前から行っています。今回その他の課も向こうに移って、今度は避難指示解除に向けて村民が戻る体制をきちんとつくっていくということですから、時期としては7月というのはそう早くはない時期なのかなというように思います。ですからあとはできるだけ村民の皆さんに不便を感じないような対策を各課連携のもとでどうすれば、今までと全く同じくはできませんけれども、例えばここに用事に来たときに、向こうに行かなくても用が足せるようなことの項目立てなんかもしながら、チェックリストなんかもつくりながら、この事案はここで対応できる、向こうに行かなくちゃならないのはどうしても向こうに行かないとできないものも当然出てきますが、ここで済むものはここで済ませるというような内容もこれから庁内でそれぞれの課で連携していくかないと、単独課ではできませんので、引き続き事務改善委員会なんかも継続しながら、その辺の対応はやっていければと思っています。

委員（佐藤八郎君） 具体的に、数ではないでしょうかけれども本庁と飯野支所の正職、臨時、その他職員の数をお知らせください。

委員長（北原 経君） 今簡単に答えるか。課ごとだから。

副村長（門馬伸市君） 人事もありますので、一応、22日内示なんです。今の段階で人がわかるようなことも言えませんので、後で総務課長のほうから正職員が何名程度、臨時職員が何名程度、任期つき職員が何名程度というのを後でお知らせしたいと思います。はい。

委員長（北原 経君） よろしいですか。

委員（佐藤八郎君） 中間処理施設なり最終処分場の先が見えない中で、いよいよ村内からの汚染物なり村外からの汚染物で本格的に蕨平での本格稼働が入っていますけれども、この入ることによっての村内道路の搬入、搬出による状況、村民生活の交通安全対策については今までと違う部分で、どんな点が村民にこれから具体的に示されていくのかとともに、そういう交通状況がいつまで続くという見通しなのか伺っておきたいと思います。

除染推進課長（中川喜昭君） 今おただしのとおり、今まで除染等でかなり頻繁に村内一円、車が通っていると。ダンプ、トラックが通っているということでございます。除染のほうも農地除染がまた今年、年内続くということで、今までの状況とはまた変わりなく客土運搬やらあとはフレコンバック運搬やらが通るのかなというふうに思っております。

あわせまして、蕨平の減容化施設関係、焼却施設のほうも本稼働になってきますので、そちらへのそれぞれの仮置き場からの搬出ということで、かなりの交通量がふえるかというふうに思っております。それぞれの業者は除染であれば環境省を通じながらそれとの事業者、体制整備でありますけれども、そちらのほうに何しろ交通ルールのマナーを守るとかそういう部分の指導は時々入れていただくようにお願いしております。また蕨平の減容化施設につきましても、やはりJVのほうに話をしながら、特に今小宮蕨平線については改良も含めながら運搬をしているという状況もあります。そういうことで地元住民の方々を優先しながら、気をつけて運行するようにというようなことを求め

て要請をしているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私も用事あつたりで時々行くんですけれども、村の全体の道路交通安全上どんなふうになっているか全然わからないで行くわけです。そうするとこんなところを大型ダンプが通るのかというところを通っていったり、いろいろするわけです。だからそれを時々行く人もわかるように、この期間は何時から何時まではこんな状況の道路になっていますとか、そういうのがわかつたほうがいいんだと思うんですけれども。

何か萎縮したり、いろいろ驚いたりすると事故にもなるし、今課長が言うように運行している側にとってはいろいろ十分注意いただいているという課長の話で、それはわかります。ただ時々にしろ何にしろ、村民があるさとに行ったときにどんな状況だか全くわからないで行くから、いろんな部分で大変な思いをしているんです。だからそこを何とか。突然、通行順が変わったりいろいろするかどうかわかりませんけれども、いずれにしろある一定の部分はこの期間なりこの何時から何時まで何曜日はこうなるとかって、現状はつかめると思うんです。震災前に小宮なりの産廃場に夜中来たりなんだりしている産廃の車の移動とは違って、今回はきちんと国の管理のもとに村も協議しながらきちんとつかんでやっているわけですから。一般的に全国からのそういう業者なり県内のあちこちから産廃が入ってくるという状況とは違いますので、つかんで村民にある一定の事前報告というか周知できないものでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 何しろ村民の方々の通行を優先すべきということは担当課なりでも考えているところでございます。そういう意味では環境省なり業者関係の車両についての安全走行をお願いしているところでございますが、今おただしの時間の設定やら、あと事前に通る部分の周知ということでございますが、どのようなことが考えられるか検討すべき点もあるのかなというように思っておりますが、例えば除染で動く車は現場に合わせて動いているということですので、時間帯で制限をしてしまうとかえて仕事の流れが悪くなってしまうのかなという心配もちょっとはしているところであります。あとはいわゆる減容化施設関係の運ぶものについては、これはある程度計画的に国のはうが管理して運んでいるという部分がありますので、日にち等で日何台、何時ごろ通る程度までは周知できるかなというふうに思っております。ただそれが毎日になるのか1日置きになるのかという部分も、これもまた検討しなければならないところでありますが、今お話しいただいた部分で何か対応できるか、そういう部分については今後検討させていただきたいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 先行除染をやられた飯舘から川俣から上って順々、部落。私たちはもう終わったからいろんなものが歩かないんだと思って行くと、結構どどどと歩いていたりして。だからそれも今課長が言う除染汚染物の移動だったりなんかするんだかもしませんけれども、非常に壊れているところもありますけれども、いずれにしろつかめるものであればつかんで、あとはもしどんどん蕨平に集まっていくようになると、もっともっとふえるんだと思うんです。だからそれは前もって住民に説明したり、限られた部分かどうかわかりませんけれども、やっていただいたほうが交通安全上いいんではないかと思います。中間処理に運ぶ云々については今どんな交渉をなされているんでしょうか。

蕨平から運び出すというんですから、わざわざ県道12号線に来るということはないでしょうねから、どんな見通しなんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） まず中間貯蔵施設への搬入の分でございますが、中間貯蔵施設の状況については一般質問の中でもお答えしておりますように、今その用地交渉でやっている段階だということあります。その交渉にもさまざまな内容がありますので、なかなか進展していない状況かなというふうに思っております。ただ、国の方の情報によりますと土地の立ち入り調査、2,000件ほど地権者があるそうですが、800件程度はその土地の立ち入り調査の了解を得ているということでございまして、調査に入つてあとは価格等の算定をするという形で、次に今度その地権者の方に持っていくという一連の流れになっているそうですが、今その調査をして算定をする、そこの部分でかなり時間がかかっているというような、何かの専門的な方でないとできないということであるそうで、全国から集めたそうですが、そんな状況で若干その地権者に了解をもらいながら、次の交渉に行けないんだというような話は聞いております。まだまだいろんな課題もあるかと思いますが、そういう状況で中間貯蔵施設については今の状況でございます。

ただ一方、昨年、27年の11月に試験輸送ということで、パイロット輸送という形でルートを決めてそこを運ぶときにどういう課題があるだろうかということで、県内一斉であります1,000トン、1,000袋程度の廃棄物を運んだという部分がございます。それで28年度についても中間貯蔵施設の近くの場所に保管場をつくりながら、また村内から運び出しをするということあります。量的には具体的にはいただいておりませんが、3,000から5,000程度かなというような話をいただいているところであります。今後、国の方と県の方と調整をしながら、村の方に協議に参るというような日程になっているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） このパイロット輸送の通行路はどこだったんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） パイロット輸送の運び出す仮置き場は、八木沢国有林の小宮国有林ですか、あそこにあった廃棄物1,000立米でございます。それで村道の冬住線を通して県道原町川俣線の糠塚の丁字路に抜けて、あとは原町川俣線を通って南インターから高速を使って運んだという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 将来的に蕨平から出していくものはこの流れじゃないでしょう。

除染推進課長（中川喜昭君） 蕨平からの焼却灰は今保管場に置きながら、中間貯蔵施設ができればそちらに運び出すという計画になっております。それで国の方と蕨平の減容化施設を設置をする際に、そのルートとして蕨平から塩浸の方、津島の方に抜ける114号線に抜ける道路を通るような形で改良等もお願いしたいという要望は村長の方から国の方に出していただいております。ただ、その道路が浪江町さんの道路ということもありますので、当初は蕨平に設置する際に浪江町の方に、村長も含めてそういう要望を今後とも村に減容化施設をつくるので将来的にルートとして塩浸のラインを改良等を使いたいなというような話はしてきております。国の方にもその辺についてはきちんと話はしているところでありますが、まだ具体的にはなっていないという状況であります。

ます。あとは浪江町さんの土地という部分もあるものですから、今後、浪江町さんと国との関係も出てくるのかなというふうに思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　避難指示解除について、村長の提案理由でも村民に有利な条件で解除できるよう国と協議しているんだということでありますけれども、前に国が示した放射能問題、インフラ設備、村民の合意という国が提示したものがどこまで保証される、担保をとれるものになっているのか。その後なり今後の交渉について村長に伺う。

村長（菅野典雄君）　今の28年3月、この3月でありますか、葛尾川俣の山木屋、南相馬市の小高が28年3月ということで進めていながら、ちょっと今延びるのかなという感じであります。最初からそこは飯館村の国のほうから言われておりませんが、そう遠くなくと、こういうことで言われてきたところであります。先ほども今質問がございましたように、一つはやはり先ほどの3つの条件がまだまだ整っていないこともあります。さらに少しでも遅くなれば精神的賠償以外のところも幾らかプラスにはなるはずだしというようなことで、いろいろな言い方、やり方、戦術を使ってずっと今に至っているということであります。

一方で、もう早く帰れないのか、いつなんだという方も、これは何回も言っていることがありますから、そうするとそれは準備宿泊ということになる。準備宿泊は基本的に3カ月前、あるいはもうちょっとサービスしても6カ月前に準備宿泊に入ってくださいというのが国の話でありますが、私らのほうは何でそういう一定の決め方をするんですか、1年前でもいいんじゃないですかというのはもう何年も前から言ってきたところであります。あえて言いませんけれども、国の言い分は準備宿泊ということで入って、そこでお金をもらうというのはいかがなものかという考え方があったんだろうと思うんですが、いろいろから言われて、もちろん私たちも言っていますけれども、精神的賠償はもう早く帰ろうと遅く帰ろうと6分の7というのがもう決まったわけですから、もう準備宿泊も一々何カ月前なんて言っている必要はないんじゃないですかという話で、今、交渉を詰めているところであります。したがってそう遠くない時期に、何せ国の方にも飯館村の言い分としてやっぱり言っていく必要があるんではないかというふうに思っていますので、また議会なりなんなりとご相談をさせていただきながら、これからできるだけ早く両者の状況の合意点というわけにはいきませんけれども、両者のところに少しでも意を配りながらやっていければということであります。

今3つの条件ということですが、線量、これは全てオーケーというわけにもいきませんが、ある程度やっぱり下がった、あるいは除染が終わったということであります。インフラもまだまだありますが、仮のコンビニであったり、あるいはいいたてクリニックが少し頑張ってみましょうという話があつたり、特老も残念ながらがらですけれどもやっているということでありますので、道路、水道その他はまずまず飯館村は幸いにでありますので、そういう意味からすると100点ではないけれどもということであります。さらにもう一つは村民の合意、コンセンサスということだろうと思うんですが、なかなかこれも先ほど言いましたように百人百様ということで大変であります。少しでもやっぱり皆さん方との話し合いをしていくというようなことで、これまでにも議会にも何

度か国のはうから足を運んでいただきましたし、区長会などにも随分国のはうからも足を運んでもらってきていますし、また個々に地区の住民がいろいろ国のはうに問い合わせて、あるいは来ていただいてやっているというようなことでありますので、いずれも3つの条件は残念ながら100点というわけにはいきませんけれども、まずまずのところに来つつあるんではないかと、こんなふうに思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私とは大分違いますので、もう一回だけ確認したいと思いますけれども、帰りたい村民がどれだけいるんだかわかりませんけれども、数字的に報告來ていなか
ら。いることは知っていますけれども、それを国が1年前まででもいいんじゃないかとい
う村長の言い分を聞いてくれないというお話でしたけれども、それは国のはうが正
しいんでないかなと私は思っています。なぜならば1から3の放射能一つとってもとても
帰れる時期にはない。国が私たちを避難させた危険で住めない地域にまだまだ近いと
ころにあると。あとは今、村には診療所とセブンイレブンと特老と。言ってしまわ
ないけど私たち避難していて、生活で診療所とコンビニと特老があればインフラ整備できてる、
水道、電気通っているから。それだけでインフラ整備できているというふうにはとても
思えないんですけども。

例えば診療所一つとっても、診療所でやれる診療なり検査なり治療をいろいろ、震災前
から村民がどんな状況にあったか、健康福祉課であればデータ的にわかっているでしょ
うけれどもそういうものではないし、村民の合意なんてまだまだ、そういうものにもな
いし。村長は今100%ではないというから、100%ではないのはお認めいただいているな
どは思っていますけれども、ちょっと村民に有利な条件が今村長が言われた答弁だとす
ると何が有利なんだか、もう一回伺っておきます。

村長（菅野典雄君） まずとても帰れる条件ではないという方もいます。でも大丈夫だという、
今ぐらいだったらばいいという人もいるし、またそこに避難先からではありますが毎日
毎日通って仕事をしている人もいっぱいいるということありますので、ある一方だけ
の意見に我々は沿うという話にはならないということだけはご理解をいただきたいとい
うふうに思っています。

残念ながらこうして生活をばらされたわけですから、これからのことを考えれば
当然ある程度の補償なり賠償というものが必要だろうというふうに思っています。とり
あえず今、国の制度の中で、堂々ともらえるのはやっぱり精神的賠償と財物賠償でありますから、これは6分の6まではもらえるということで、精神賠償は6分の7になった
ということあります。それから、私たちは賠償もさることながら、それでいいという
わけではないというのはもう八郎委員と全く同じでありますから、生活支援という制度
を早くつくって、ある程度の段階的な年数を示して自分で自立をした場合に、今までの
ようにはいかないということであれば、そこを段階的にやっぱり補償をしていく、支援
をしていくという形をなぜとらないんですか、私たちのこの先がどうなるかわからない
という不安になぜ沿えないんですかという話はもう何十回、何百回言ったかわかりませ
んが、残念ながらまだなんですが、これからも言い続けていくつもりであります。以上
であります。

委員（佐藤八郎君） 帰りたい人、通っている人、この人数は見守り隊が今度80人に減るわけですけれども、それ以外で菊池とか農協とか関係、業者含めて何人おられて、今村長の言う帰れる人、通っている人。それで私のいろんな方から聞いている村長が言う一方的な今は帰れないという人というようになると思うんですけども何人でしょうか、その部分。あとは生活支援のための今後の国との協議の見通しはどこまで進んでいらっしゃるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 正確に数字を上げてはいませんが、多分通っていらっしゃるという方は500人ぐらいはいるんだろうというふうに思います。

それから、生活支援制度というのは今、間違なく考えなきゃなんないなということにはなっていますが、どうも多分自立をしていただきたい、自分でやっぱり前を向いていただく、それを国の責任として応援するという形ではなくて、いつも八郎委員がおっしゃっている国の責任で見るという形になるのが出てくるのか出てこないのかはまだはっきりはわかりませんけれども、そんな考え方方が国の考え方ではないのかなというふうに思っています。

何度も言いますように、それがだめだと言っているわけではないんですが、やっぱり求めるものは求めながら、全て国が、飯館村もそうでありますけれども、村民の6,000人の一人一人に当たるというわけにはいきませんので、やっぱりそこはそれぞれ自立を見えていただきながら、それを精いっぱい支援するという形をとっていくということしかないのではないか。国が加害者、100対0だからそこがちゃんととのようになるまでにというふうに言う形に求めてはいますけれども、そこがなるまで待っていますと多分、何年、何十年という話になるんではないかというふうに思いますので、それがある人にとってはいいかもしれませんけれども、そうでない人にとっては家に戻って死なせたかったという声は何人もの遺族から聞いております。ですから我々は多くの人たちの多くの意見の中で、いわゆるベターの決断をしていくしかないということだというふうに思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどの職員の数でありますけれども、今現在の数字でありますけれども、正職員で69人、これは全体であります。69人。あと村の任期つき職員で8人、あと臨時職員で33人、あとその他が23人。その他は嘱託の6人と国県の職員、さらには他市町村からの派遣応援職員を含めて23人。今現在の全体が133人であります。

そのうち飯野出張所には何人かというふうなことでありますけれども、飯野の支所長に1人、あと係長に1人、あと窓口に2人、あとその他仮設住宅の維持管理というものの相談に当たる職員も含めて、先ほどの4人とさらに8人を含めて全体で飯野支所に12人程度の職員を考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 今、村長が答弁した生活支援における。私どもが戻るなり、戻らないなり、この避難指示解除という流れの中から自立し、人として生きていくときに支援が何が来るかというのがまだ見えないようですけれども、村長が先ほど通っている方は500人と言いましたけれども、通っている方は全て戻りたい人には限っていないんです。当然。だから戻りたい人と通っている方と一緒にしてというのもなかなか考え方としては難し

いのかなと私自身は思っています。

確かに私だって二、三日後に死ぬんであれば家で死にたいなと思いますけれども、そういう思いと、それと家族のある方であれば息子、孫、ひこまでいる方も多くいますから、そういう方が飯館で死ぬことをみんなで見守るというのがどうかなという部分も個人的には思っていますけれども。だからそういう意味ではやっぱり避難指示解除というのは非常に村民一人一人にとって今後の人生の生き方にとって重要なものであるというように思いますので、国が示したんですから、放射能について、インフラ整備について、村民の合意という部分。それはきっと国の言われるとおり村長が村民にきちんと確認をして、それをなるべく100%に近い合意の中で進めるというのが私は村民の代表である村長の役割、責任だというように思っていますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 500人ほど通っていらっしゃるという話であります。そういう人たちが通っている中で、もちろん帰らない人もというか、いわゆる通い続ける人もいるだろうと思いますが、少なくともそれだけの人たちが通ってやっているわけでありますから、役場もやっぱり戻って。それで役場の中にも当然皆さんのが戻るという話ではないだろうと思います。大変でもやっぱりこちらのほうから通うという方も当然いるだろうと思いますが、いずれにしても村の中で事業をやり続けている人がいるわけでありますから、役場もやっぱり戻って精いっぱい一緒にになって村の復興をやっていくということが必要だろうと、こんなふうに思っています。ただ、何せ大変な状況はおっしゃるとおりであります。でもやっぱり我々が村民のことを守っていくということは、村から離れたところでいつまでもというわけにはいきませんし、離れている以上はいろいろなところに迷惑をかけているということも事実でありますから、そろそろやっぱり6年目ということになりますと、何らかの動きをしながら、みんなで100点はないけれども60点を65点に、70点にという努力はやっぱりしていく必要があるんだろうと、このように思っていますし、それが村の議会の役割だと、このように思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長が他市町村に迷惑の話を出ましたけれども、いろいろ役場がいろんな場所を借りていて迷惑したり、川俣で朝夕バスが何十台も通って迷惑したり、いろいろずっと迷惑の話を聞いていますから、それはそれで十分。相手があるものですから理解されて進めるというのが役場、村長の役割だというように思います。

健康について伺いますけれども、5年を過ぎた現在なので、健康福祉課としては村民の健康の実態をどういうふうに捉えているのかわかりませんけれども、私が聞く中では目、のど、内臓いろいろ、もういっぱいかかる人が18歳以上でかなりの方がいるんですけども、私自身も目もいってるし、のどもいっていますけれども、それは自分の体調管理が悪いと言われればそれまでかもしれませんけれども、これは放射性物質が影響するのは目、のどが最初なんです。そういういろんな点を考えると過去のいろんな広島、長崎含め Chernobyl 含め過去の、水俣は水銀ですから違いますけれども、いろんな関係を見ますと体に影響が出てくるこの5年という流れが、信じたいか信じたくないかは別として、事実としてあるという年であります。5年というのは。やがてこれが6年、

7年、8年の中でどういうふうに出るかわかりませんけれども、そういう中での今までの村民向けの健康のやり方に加えて、事業やら村民の健康維持や増進のためにどういうものを加えようとしているのか、伺っておきたいと思います。

健康福祉課長（高橋正文君）　避難後、5年を経過した村民の健康状態ということですが、委員おっしゃるとおり避難が丸5年を過ぎましたので、いろいろな疾病等も増加傾向にございます。まず糖尿病とか、高脂血症とか、高血圧症とか、あとは関節系の疾病とかがふえているということでございます。

その対策といたしましては、検診とか今まで引き続き行ってまいりますが、5年が経過して今委員がおっしゃったように、かなりストレスがたまっているということです。それに伴って精神疾患等も増加傾向にあるということです。今後は以前から継続しております検診等に加えて、保健師等の訪問による心の相談等にも力を入れていかなければならないと。今しばらく続く避難生活でありますので、そういったメンタル面のケアも力を入れていく年になると考えております。

ただ、引き続き以前から実施しています検診等は、検診率を上げるよう努力しながら実施していくことになると思います。

委員（佐藤八郎君）　私が知っている医師、福島県内の医師にはあんまり聞かないことにしています。もっと遠くの鹿児島、島根、いろんな良心的な医者、あとは甲状腺をきちんと発表している医者、いろいろな人に聞いていますと、村長は喜んで笑っているのかどうかわかりませんけれども、実際に検査の仕方ももっと工夫されて、県立医科大学がどうのこうのではないですけれども、きっちと調べて早く、治療が必要なら必要な症状を確認したほうが私はいいと思うんです。そういう意味では今までじゃない部分でやれるものというのではないのかどうか。私はほかのお医者に聞いたことを村でやれというつもりはありません。村の今の村長を筆頭にする執行者が村民の健康を考えているんでしょうから、そこで何が今までと違ったものでやれるのか、今まで以上のことやるつもりはないのか、そこを聞いておきたいと思います。

健康福祉課長（高橋正文君）　甲状腺検査の件だと思いますが、2月に直近の県民健康調査検討委員会の報告がされておりますが、今のところ被災13市町村と浜通り、中通り、会津地方において主な出現率に大きな差がないと。また、福島県だけでなく3県調査というのも国の方でやっておりますが、これは弘前、甲府、あとは長崎ですか、この3県調査においても福島県の調査と大差がないと、その出現率に大きな差はないということです。この検討委員会の見解については以前からお話ししておりますが、現在のところ放射線の影響は考えにくいということでございますので、村としては福島県立医大の協力を得て今までやってきた検査を長期的に継続していくという考えを持ってございます。

委員（佐藤八郎君）　2月の県民調査、私も見ましたし3県調査も見ましたけれども、福島の人数からしてこれほどの倍率でチェルノブイリなりなんなりと比べると多いわけです。そんなところでつくった資料かどうか云々じゃないですけれども、いろいろありますけれども、もう少しきちんとつかまないと病気が発病しますよ。全てやれる検査というのはどんな分があるのか。母子等、村自体でも国際的な流れの中で調べてやれるものはや

るという独自性を持たないと、丸投げでは私はだめだなというふうに思っているんですけれども。村長は医科大学に丸投げでいいということなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） ご存じのように、あの震災に遭って直ちに飯舘村の本庁の議場で子供たちの甲状腺をやりました。スクリーニングもやりました。講演会もやったり、いろいろな避難もさせました。精いっぱいやってきたところであります。ただ、それで十分なんということは全くあり得なかったわけでありますけれども。ですからこちらに来てもやはり直ちに議会のご理解をいただいて、いわゆる内部被ばくの機械、5,000万円もするものを買ってあづまに委ねて全員ができるようにという形、甲状腺のほうも同じであります。それから医大のほうも当然、福島県全体を考えなければなりませんからやらせていただいているということですが、残念ながらこちらが問い合わせはしながら、徐々に徐々にそれに対する反応は鈍くなっています。対応していただけない方が多くなっているということであります。それではいけないなということで、子供たちだけは甲状腺は毎年1回、事業の中でということをやらせていただいているが、いかんせんほかに行つた方たちに対して強制はできませんので、できるだけということなんですが、これまた少しずつ少なくなっているんじゃないかなという気がいたします。

人間どうしてもやっぱり慢性になるということ、決していいことではないんですが、一方でいろいろな新聞紙上、今、担当課長から言われましたようなところから心配はしなきやならないし、ある程度長い目で見なきやならないんだろうけれども、大丈夫なのかも知れないなという形になってきたということが、この受診率が下がってきました。あるいは検査の体制は村としてやっているんですけども、なかなかできないということ、少しずつ減っているということではないのかなという気はします。ただ、何か別な方法があるということであればやるものやぶさかではありませんけれども、それがどうなのかというところもやっぱり検討した中で、絶対これはやるべきだということになれば、やるのはやぶさかではない。このように思っているところであります。以上であります。

委員長（北原 経君） そのほかございませんか。

⑤休憩の宣告

委員長（北原 経君） それでは暫時休憩します。再開は15時5分。

（午後2時24分）

⑥再開の宣告

委員長（北原 経君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時05分）

委員（佐藤八郎君） いよいよ村長が子供たちも飯舘に連れて戻るということで再開する、こっちは閉校するということですので、教育行政のあり方は非常に今年1年の中でいろいろ大変だというふうに思いますけれども、議会開会日からきょうも教育委員会委員長はずつと出でていませんけれども、卒業式には出たということなので入院はしていないんだなと思っていますけれども。

教育委員会から議会開会日に議事録を議会にいただいたので、ずっと読ませていただきましたけれども、いろいろこれをどうのこうのではないんですけども、その一旦に

「議会としては非常にふがいないというか、ああこういうあれなんだと思って今あって。例えば、恐らく一部の方の何が違うのと聞いたか話がこの議案に3つ来て、最終的に全員が賛成したというふうに議会特別決議に対して、もっと丁寧に説明すればわかる議員もいると思うんです。別な方の議員は別な方で何だかごちゃごちゃとまた話していました。これは根は深いなと。この特別決議自体がおかしいと。今の学校どうなっているということをちゃんと議会も見てほしいですよねと。教育長と村長を問責するなんていじめというか何かおかしい、最初からずれているんですよ」というような委員長、委員の発言が、読み上げると何分もかかりますけれども、一端を今言わせていただきました。

このほど教育委員会でホームページに公開されたそうなんで、多くの関心ある方が読んで、電話も三、四人からいただきましたけれども、これが教育委員会の論理かと。議会と教育委員会はどうなっていくんだと、どうなっているんだというようないろんな声があるので、あえてそのことはそのことで判断してもらうとともに、この点について教育委員会でも議会の資質が問題だという発言が議事録に載っていますけれども、私ども議会としても教育委員の資質が問題だというふうに甚だ思いますので、ここは任命権の村長に教育委員のこの議事録にだーっと載っているいろんな議会に対しての発言、決議に対しての発言、任命者としていかが思うのか、まず伺っておきます。

村長（菅野典雄君） まず、全くここ1年ぐらいの間に教育委員会の議事録を公表しなければならないという話は、私のほうが知っていました。全く不徳のいたすところであります。

そういう中で期せずして、議会のほうからそのことが先日お話をされて、やっぱり言つていいことと悪いことというのはあるんではないかなというふうには思っていたところであります。ただ、その背景には議会という話で言わざるを得ない点はありますが、議会全部というつもりではないんですが、やっぱり議長の発言もあったところがあって、それに対してやっぱりいかがなものかというのがいろいろな言葉になったというふうに私は思っています。ですからそういう意味でお互いにやっぱり正道をもってといいますか、誠意をもって話し合えば向かうところは同じだというふうに思っていますので、これからも議会と我々と、あるいは議会と教育委員会と、それぞれやっぱり向こうところは同じというところでやっていければいいなと、このように思っているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長、向かうところが違うからお互いこういうことになってきて、我々は特別委員会まで設置して調査するまでに至ったんです。任命者でありますからきちんと議事録を精査されて、議会の権能、教育委員会の権能いろいろあるでしょうけれども、きちんとお互いが尊重し合いながら、今村長が言ったような形にしたいとするならば、任命者がその役割を果たすべきだというふうに思います。

これからのお供なり父兄に対しての今年度における基本的な考え方を伺っておきたいと思います。議会開会日に教育長退任という話が出されたので、教育委員会委員長にと思ったんですけどもいないので。学校関係者やら父兄、子供たちにとって全体を通してこの教育行政の基本的なものを教育長に伺うものであります。

教育長（八巻義徳君） ご質問いただいた件についてお答え申し上げます。

議会と教育委員会の関係というのは、非常に……（「いやその話じゃないんだ。ごめんなさい。休議してください」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 休議します。

（午後3時12分）

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開します。

（午後3時13分）

教育長（八巻義徳君） 28年度の今案としてお出ししているのが、やはりしっかりと学力向上をさせようということが一つであります。それから2つ目としては心の問題、しっかりと授業に出て、しっかりとお互いに学び合ったり、支え合ったり、教え合ったりしようということであります。3つ目が体の問題であります。特に健康問題、基本的な生活習慣をしっかりとさせる。その中で今力を入れているのがメディアコントロールであります。なかなか中学校になると特に中学生ですが、使う時間が長くなると。そこをどう調整するかということで、特別にそれぞれが管理するノートをつくっているというふうなことでこの3点、学びとそれから心と体、この3つのバランスのいい伸び代の大きい教育というのを今校長会のほうには提示しております。

委員（佐藤八郎君） 学校体制と土曜授業関係、あとそれから学校で教育委員会としても力を入れた、今1番目に言わされた学力向上についての今年度の重点なものは何ですか。

教育長（八巻義徳君） それぞれ発育段階によって違うわけですけれども、基本的に中学校であれば希望進路の実現に直接関係する学力の向上が一番大きくなるんだろうというふうに思っております。おかげさまで2月の学力検査で過去にない結果で全国平均を超えているという結果が出ておりまし、また14日に発表された高校入試でもV字で回復しているということで、大変喜んでいるところであります。

それから小学校の場合は低・中・高でかなり違いますが、低の部分においてはやはり人とかかわり合う力、中・高においては学びと健康づくりということになるのかなというふうに思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 放射能教育ですけれども、今、村でアドバイザーとしてコミュニティスクール、リスクコミュニケーションの中で呼んでいる先生も含め、どのような学校教育の中で放射能に対しての教育を進めるのかと、もう一点は村の現実の姿をきちんと事実に基づいて学校でどういうふうに知らせるのかについて伺うものであります。

教育長（八巻義徳君） まず放射線教育については、1つには先ほど申し上げましたように発育段階によって違うということであります。中学校の場合は科学的に放射線について教えていくということであります。それぞれの学びの芽を大きくするような問い合わせをしていくということであります。それから小学校の場合、一番注意しているのが放射線怖い、気持ち悪い、それから大変だというふうな一つの言葉にしない情報をしていくということであります。

それからあと2点目の学校についての放射線の教育のあり方をどういうふうに教育委員会としてかかわっていくんだというふうなことであります、ここは非常に大事なことで、授業内容それから学校経営に直接影響するような私ども教育委員会というのは正しくないんだろうというふうに思っております。これは地域とも一緒ですが、やはりそれぞれの先生方の経験、それから多くの先生方の知恵の出し合いによってしっかりとした放射線教育、副読本もたくさん出ておりますので、そうした中でしっかりとやっていたいというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 今までの学校で使っていたものをずっと見させていただくと、怖い云々よりも基本的な部分でどこまで伝わっているのかなと思っているんですけれども。放射線が発せられて人間の体の細胞が壊されるというのは怖がるか安全か、いろいろな学者がいる中で、基本的には細胞が壊されるというのは一致した意見であります。そういう意味では学校の中で子供たちにどこまできちんと放射線が及ぼす体への影響というものを教えていくのかというのは、いよいよ来年4月から村の中で再開するとなれば、父兄ともども十分な理解を得ることをしなければならないわけでありますけれども、その基本的なスタンスといいますか、この放射能教育のあり方というものをどこに置くんでしようか。

教育長（八巻義徳君） 放射線教育については文部科学省からも福島県からも副読本が出ておりますので、やはり科学的に学ぶということが大事だというふうに思っております。その中で1つには放射線量の測定方法、それから放射線の測定機による差の問題、それからその放射線の強さ、弱さにおいての健康への影響、さらに健康被害という言葉があると同時に放射線を活用した、それから今の殺菌とか、それから育種に対しての放射線の活用について、こうした総合的に学ぶことが今副読本あたりで出ておりますので、そこをしっかりと総合的に科学的に学んでもらえればなというふうに思っております。ただ、委員もご承知のように、それぞれ子供たちによって理解度の差異はあり得るというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 測定というお話がありますけれども、今までの教育行政の中で子供たちに体験させるというのがある程度子供のためにもいいということでありましたけれども、村内における放射能測定はさせるようなことはないでしょうね。

教育長（八巻義徳君） そういう話は聞いていません。

委員（佐藤八郎君） 教育委員会として学校、家全て含めて放射線量が特に高いところというのは場所としてどんなところを高いというふうに思っていらっしゃるか聞いておきたいと思います。それでグラウンドの真ん中、1メートルだけで安全だなんていう話は通用する社会ではありませんので、そういう意味では子供は大人の目線や考えよりももっと狭いところなり低いところなりに対応して活動していますから、どこまでの考えを持っているか伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君） 学校関係の放射線量ということで教育委員会のほうへのおただしでございますが、それぞれ時折調査はしていただいているかと思いますが、今回の学校再開へ向けて、中学校の部分、除染推進課のほうで計測している部分について報告を

したいと思います。

それで今回、除染を進めるということで、今後、国のはうで詳細調査はするかと思いますが、その事前に私らのはうで調べた部分であります、学校の正面側の部分でございますが、ここは0.85から1.50、あと裏面のり面高の部分であります、ここが1.14から3.15、特にU字溝付近が高いという形になっています。あと体育館の周囲であります0.68から1.55です。あとプール周辺が1.26から1.38、バスの待合所で建設しましたごみの家だと思いますが1.39から2.00、あと給食センターの周囲が0.98から1.95というような形であります。全体的に0.85から3.15という形になっております。

それでこれらの部分に、先ほど言いましたように除染に当たっては環境省のはうで詳細調査をするということで、教育委員会のはうと連携しまして国のはうと除染に向けての話をしておりますが、面的除染、ホットスポット除染云々ではなくて、今回は短期的にそれらが全て短期間にできるような調査等もお願いしているということありますので、具体的な数字が出た時点でご報告させていただければと思います。

あとは残りの幼小でございますが、一応ガンマカメラで撮影している状況もございますので、後ほどもし資料請求があれば提出したいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 除染課のはうは今年これからも除染して安心・安全な学校にするという流れでしようから、今聞いた数字ではとてもあと2回やっても無理かなと思っていますけれども。学校の担当にお伺いしますけれども、グラウンドの真ん中で1メートル高ではかっている測定では、子供にとってははっきり言ってダメです。そういう意味では学校としての計測の仕方も含め、教育委員会の考え方を伺っておきます。

教育長（八巻義徳君） ご指摘の点というのは、今、除染対策課長からもお話をあったように、私ども教育委員会と除染関係のセクション、それから外部の専門機関と連携をとりながら進めていくことになろうかと思います。私どもも3月の上旬に中学校を10メートルメッシュで実際に100を超える箇所を測定しております。そうした中で環境的な放射線量を把握しながら、他の機関と連携をとりながらやっていくと。

それからあとこれから個人線量の放射線管理をどうするかということをしっかりと詰めていくというようなことになるのかなと。一つの方法じゃなくして複数の方法でしっかりと子供たちの健康を管理していくというのが大事かというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） 今教育長が言われたのは飯館中学校のことですね。それは1メートル高で100カ所以上ということですか。

教育長（八巻義徳君） 10メートル、10メートル間隔。

委員（佐藤八郎君） の100カ所ね。

教育長（八巻義徳君） 100超えます。

委員（佐藤八郎君） 場所ですか、それは。高さかは、1センチ高。

教育長（八巻義徳君） 1メートル高。

委員（佐藤八郎君） 1メートル高。

私は飯野にある幼稚園を何回もはかっているんですけども、道路側、グラウンド、山手の部分、毎日違います。ましてグラウンドを越えた仮設、アパートの山手のはうにな

ると、もう1.85とかいつもあります。飯野の今の幼稚園の話です。それで幼稚園の先生にも学童の先生にも言ってきたことがあるんですけれども、高いですよと。学校で高いというのはどの辺を言うかわかりませんけれども、私は基本的にやっぱり納得はしていませんけれども年間1ミリシーベルトの0.23、それのまた5分の1ぐらいが子供にはというのが基準かなと自分なりには思っていますけれども、そういう意味では非常に高い中で今も学んでいて、さらにこれから放射能を浴びるような場所に行くわけですから、学校の中でも毎回、毎月なり10メートルメッシュでどうのこうのできませんので、どこをどういうふうにきちんと定時測定しながらやっていくかというのは基本的な部分でないかなというふうに思っていますけれども、今後の学校施設の計測の仕方を伺っておきます。

○ 教育長（八巻義徳君） 当然、教育委員会だけじゃなくして関係機関と連携をとりながら、追加被ばく線量の数値ひとつとっても個々に捉え方がありますので、そのあたりは関係機関と連携をとりながら、専門機関に相談しながら進めていくということになるのかなというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） あとは食事の問題です。給食という部分ではどういう流れで今年1年やりながら、次年度に向けての準備になっていくのか、その辺の見通しをお聞かせください。

教育長（八巻義徳君） 質問の中身がわかりません。

委員（佐藤八郎君） 給食に関してです。

委員長（北原 経君） 今年の28年度の給食の方法と、あと29年度にまでつながっていくのはどのようなことでやっていくのかということで。

教育長（八巻義徳君） ごめんなさいね。給食センターの運営について聞きたいのか。

委員（佐藤八郎君） 給食そのものです。

教育長（八巻義徳君） 給食そのもの。

○ 委員（佐藤八郎君） 口から入れる被ばく物体です。

委員長（北原 経君） 被ばく……。

委員（佐藤八郎君） こう言ったほうがわかりやすいので。

教育長（八巻義徳君） 被ばく物体という言葉は余り習慣的に使う習慣がないので。線量から出す物質というのはいろいろあるものですから。ただ、いずれにしろしっかりと今職員が検査して、そして出しているというふうに思っておりますし、また私どもも検収をしながら提供しているということあります。ですから私も当然、自然に安全なものというふうにして検収しておりますし、提供しているということです。

委員（佐藤八郎君） そうすると給食そのものは今の流れの中でいくとなると、村内の給食センターどうのこうのということにならないで、今の飯野にあることの中で給食そのものもきちんと検査した中で提供していくということなのか、ちょっと見えないんですけども。

教育長（八巻義徳君） 全く一緒で見えないです。29年度のことでのことです。

委員（佐藤八郎君） ええ。だから……

教育長（八巻義徳君） 28年度の予算の中でいいんでしょう。

委員長（北原 経君） そうです。

委員（佐藤八郎君） 予算の中で、来年度を見通して何も準備をしないということですか。考えもないということですか。

委員長（北原 経君） こっちだな、こっち。副村長か村長。わかんねえ、そんなの。

教育課長（村山宏行君） 学校給食についてなんですが、まず現在の給食につきましてはもちろん市場に出回っているものを入れておりますので、放射線については全て計測したものということで入っております。なお、村の給食センターでは材料を全てチェックをして、それで放射線量をはかって、それについてはホームページに載せていると。また、提供しました給食について1食ごと全て丸々計測をして、これについても放射線がないかどうかの確認をして、このデータについてはホームページのほうで公開をしております。

給食の29年度に向けての意向ということありますけれども、現在のところ28年度と変わらずに運営をしていくわけですけれども、29年度に例えば学校が向こうに行くというふうになりますと、一緒に給食センターも行くようになるかと思います。ただ、給食センターにつきましては施設の移動というのにかなり時間を要するというのがわかつております。おおむね1ヶ月ぐらい工事をして、そして新しい機械で調理ができるかどうかの確認をしながら、また大きな事故につながらないようにということで、まず職員のなれというのもございます。ということがありますので、1学期については仮にですが、29年度4月から行った場合に、1学期については給食センターはこちらから運ぶようになるのではないかというふうに思っているところであります。それで引っ越しを終えて2学期からできればと、そんなスケジュールで行くようになるのではというふうに考えているところでございます。もちろん機具等につきましては現在の給食センターの機具をなるべく本校舎の給食センターのほうに移行してと、そういう前提のもので考えてはいるところでございます。

委員（佐藤八郎君） 今、子供のことを聞きましたので、父母に対しての放射能関連の子供に教えていること等を含めてこの村の実態、子供にどういうふうに実態を話しているかもお答えはなかったようですが、もう一回聞いておきます。

委員長（北原 経君） 父兄の方にもいろんな学校側としては話をしているのかということ。

教育長（八巻義徳君） 先ほど子供たちについてはお話ししましたけれども、特別、保護者に対してはこういうことをしていますというようなことはないだろうというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 村の実態は、そうすると1戸1戸に配られるお知らせ版を見て実態を知り、そして子供にもそういうことを親が教えるということで、飯館村の今の実態は伝わると、それでいいんだということですか。

教育長（八巻義徳君） 質問の中身が十分にはわからないんですけども。どこまで生涯教育、ライフプランの中で放射線を教えていくのかというのがなかなかわからない部分がありますが、ただいざれにしろ私もそうですが、公的な機関から来る資料、あるいは渡され

た資料で放射線を勉強しているんじやなくして、自己啓発も含めて総合的に情報をとつて、そして今までの知見にその情報を加えて編集していくと。そして自分が放射線に対しての物の見方、考え方というものを形づくっていくというのが生きる力になるのかなという、個人的な主観としては思います。

委員（佐藤八郎君） 子供に対して村の実態をどのように教えているんでしょうか、教えようとしているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 1つは多分、何年生か副読本があるはずでありますから、すばらしい副読本をつくっておりますので、それで多分授業でやっていると思います。さらに村の大きな柱の中に学習ふるさと教育というのがありますので、あるいは感動学習というのがありますので、そういう中で幾らかなりともやっぱり避難をしていても飯館村につながるようにということです。特に中学生などはもう皆さん方もご存じのように、田植え踊りをしてあちこちでご披露したりしてふるさとに対する芸能を継承していくということもやっていると思いますので、そういう意味でいろいろなことを現場はやっていただいていると思っていますし、また一般の人も次の世代に何とかやっぱり思いを込めようということで頑張っていただいていると、こんなふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 何回も確認するのはなぜかというと、そういう考え方の行政執行、教育行政の執行の中で、子供は戻って暮らさなくちゃならないんだということをきちんとわかった上で戻ってもらわないと、村長が放射能もいろいろ、帰るのもそれ自由、こういうふうにもう自己責任追及みたいな話ですから、だからどれだけ教育行政で子供のためにやっているか、村としてどこまでどういうふうにやるかというのを私は村民に発信する役割、責任がありますのでずっと確認しました。

その3月上旬にやったメッセ公開はいつかあるんでしょうかわかりませんけれども、いずれにしろ私が考えている学校や幼稚園の計測場所って、危険な箇所って最低8カ所はあると言われています。それは私の勝手な学習した上の発想ですから皆さんは違うかもしれませんので、いずれにしろ子供を放射線がぐるぐる回って空気中にもある中の生活をさせるわけですから、もっともっとその辺は真剣にやってほしいというふうに思います。

健康問題で先ほどいろいろ聞きましたけれども、どうもこの予防検診を含めて医療費の無料化の云々も含めて、ちょっと先が見えないんですけども、新たなものはほとんどやらない。ただ検診率を上げる努力をする。本来、放射能を浴びても浴びなくてもある病気がふえているお話をありますので、放射性物質は32種類が村に落ちたわけですけれどもなくなつたものもありますので、残っているものの体に影響するものということもありますけれども、その辺でもっと骨とか筋肉とか腎臓とか肝臓とか、いろいろ5年目を過ぎたので、きっとそういうもっと具体的に。村長から言ってはそんな心配することないという学者の言うことも、医者の言うこともある程度世界的にずっと見て、やるべきことはやったほうがいいなというふうに思うんですけども、そういうときではどうなんでしょうかというのと、この医療費無料化です。これも多分いつまでもというこ

とではないんでしょうから、その辺はどういう動きになっていくのかお伺いします。

健康福祉課長（高橋正文君） 避難が丸5年過ぎて、いろいろな疾病が出ているのでこの検査項目、新たな検査はどうなんだというお話だと思いますが、ああ医療費でいいんですか。

医療費の話ですね。委員ご指摘のように避難当初、一、二年でぎゅっと伸びたんですが、30%、40%が伸びました。ただ、ここ2年、3年はほぼ高どまりではありますが横ばいになっている。そして昨年度あたりは若干減少に転じたと。医療費のほうはそのようなやや落ちついてきているというような認識を持っております。

ただ、高どまりしておりますので、委員おっしゃるとおり国保とか介護の将来の財源については非常に不透明な面がございますので、今後その将来に向けて財源の確保等に努めなければならないと。先ほど村長が申し上げましたとおり、小さい自治体ではいわゆる運営する保険者として運営していくのにも限度があるということもございますので、国や県に将来の保険者、保険の運営についても財源の要望はこれからもしていくということになると思います。

委員（佐藤八郎君） 医療費全体のお話はお話でいいんですけども、個人的に今無料になっているものはいつ有料になったりしていくのかと、予防や検診や発病に対応する施策というのはどういう考え方をしていらっしゃるのか。今までと変わりないといふんなら変わりないでいいんですけども、変わりない状況でなかなか発病、早期発見できるかどうかというのもありますので、その辺の考え方はどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 以前やはり少しでも若い人たちに村の中にいてほしい、あるいは親の負担をということで、飯館村は多分、何回かの段階をおいて議会の同意を得て医療の無料化を図ってきたというふうに思っています。ちょっと何年に何歳まで上げたということは今記憶が定かではありませんが、そういう形でほかの自治体よりも一步進んできたというふうに私は思っているんですが、今回のいわゆる原発事故によって福島県は18歳まで医療無料化ということを今やっております。これがどこまで続くのか、なかなか県の財政の中では大変なんだろうなというふうに思いますけれども、そこをやはり県の責任の中でやっぱりやっていただきながら、どこかで何か変わったときにはまた村として精いっぱいやはり子供の医療に応援をしていくと、こういう形にならざるを得ないんではないか、あるいはやるべきではないかと、このように思っていますので、今のところは福島県全体が18歳まで医療費無料化でありますから、そこに乗せていただいた中でやっていくということではないかなというふうに思っています。

なおつけ加えさせていただきますが、議員として我々は村民に知らせる務めがあるという話をされて、村長は子供は自分でどうにでもしなさいというような話をしているけれどもという話でありますけれども、そんなことは全く言っているわけありません。なかなか放射能に対する考え方は難しいわけでありますから、子供たちのそれぞれやっぱり、あるいは親の意思を尊重してとしてということでありまして、できれば村の長としては一人でも多く戻ってもらいたいですがそうもいかないので、それぞれの判断を最大限尊重しますよということですから、そのように村民のほうにお知らせをお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 聞いたことをそのまま言うだけですけれども、今回受けている医療費無料化は避難解除と一緒になくなるというふうになっているんでしょうか。18歳以下の部分はやっていらっしゃるのでそれは該当するでしょうけれども、18歳以上でかなり病院通いしている人をいっぱい見ているので、その部分です。村長が言うのでもう一回聞きますけれども、教育委員会では今私が聞いて答えた部分の中で、子供に帰ってやつてもらうという姿勢だというのが何か間違ったことを私言っているわけじゃないですし、答弁したとおりです。

この予防検診のあり方そのものも、違うことでやるという考え方も調査もしないということになりますか。これも同じ流れで今の方法のみで終わっていくんだということですか。

健康福祉課長（高橋正文君） まず医療費の無料、減免の関係だと思いますが、これは先ほど来、何回か村長等からもお話ししていると思いますが、これは1年1年の延長になってございます。ですので来年のこととは不透明であるということでございます。避難解除もすぐに減免が廃止されるのかということですが、これも現段階では不透明でございます。避難解除後に半年延長とか、1年延長というのはその直近にならないとわからないという内容になっております。

あと予防保健の件ですが、まず健康福祉課では今まで避難によって健康福祉、介護サービス、医療サービス等できていなかったものがたくさんございます。休止になつたりしていたものです。28年度におきましてはその休止した事務事業とかを最大限、被災前の状況に近づけるということに力を注いでいくということになると思います。予防検診につきましても現在あるメニューを特定検診からがん検診、骨粗鬆症検診とか、現在のあるメニューに28年度は力を入れてまいりたいと考えております。そしてさらに受診率も向上につながるような施策に力を入れていくということになると思います。

委員（佐藤八郎君） 国のご意向は不透明だという部分ですけれども、川内村、田村市含めて今までの解除になったところでの医療費無料化の継続はどこまでされたんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 川内と都路がまず27年の4月1日に避難解除になっております。国保の関係ではこの年、27年の10月から一部これは所得上位者、大体所得で600万円以上の世帯の方の財政支援は国のほうではしないということになりまして、その分自治体によつては自腹でやつているところもありますし、その分はもうそれで持つてもらうというところもございます。檜葉については27年の9月1日の避難解除でありまして、これについては28年の10月から所得上位者についての財政支援はしないという形になつておりますし、この辺ちょっとどこがどういう基準でやつているかというのがやっぱりちょっとわからないところがございまして、先ほど健康福祉課長が言ったとおり、毎年毎年そういった国からの通知でわかつてくるというような状況でございまして、本当の不透明な部分もあるということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 医療費。

住民課長（藤井一彦君） ああ医療費じゃなくて国保です。国保税です。今のは国保税でございます。

委員（佐藤八郎君） 国保介護会計云々はあれですけれども、医療費で解除と同時に打ち切り

になるのか、いまだかつて打ち切りにまだなっていないのか、いろいろ加害者の国がやっていることというのをやっぱりつかんで、そういう流れで来るんであれば、やっぱりそのことを村民にきちっと周知しながら、村独自でやるんならやる、村も一緒になってやめるんならやめるというようになるんだろうと思思いますけれども、そこはいかがですか。

健康福祉課長（高橋正文君） この医療費そして窓口の一部負担金の減免については、国保介護等につきましては国のほうの意向で通知が来るということですが、この減免についての主導的な立場にあるのは各保険者さんということで、例えば金型組合とか、公務員であれば市町村共済組合とか、そちらのほうの意向が決まれば減免が延長になると。減免が廃止になると。各保険者さんの意向で減免の取り決めがされているというような状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 国はそれなりの力があって、例えば先ほど質問した廃棄物の問題でも、言うことを聞かない業者があれば指導してもらうとなっていったときに、今課長が言うような期間の問題でなくて、被害を受けた人たちの医療費は解除とともになくなるのか、続くのか、やっぱりきちんとされてきてるんだと思うんです。住宅さえも明け渡せ的な話が出ているし、営業機器でも出ているしどんどん出ているわけです。早く終わらうという対策、いろんな面で。その面でこの医療費というものはいつから18歳以上は納めるようになるんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 18歳以上の方の医療費ですね。先ほど申し上げましたが、これは1年1年のことの状況になりますので、私どもとしても現在のところ不透明な状況であるということです。

委員（佐藤八郎君） それじゃあ本当の健康的にもいろんな意味で弱者になられている村民の方のために、今までできなかつた基本的な健康福祉、介護サービスの再開というふうになっていくわけですけれども、この事業再開に当たってどのように村民のために具体的になっていくのか。いかがですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 先ほど申し上げました、いろいろなサービスの再開を目指すということですが、さきの再開準備検討委員会でも答申が出されました。数多くの課題がございます。例えば在宅サービスの再開とか、ショートステイとか、見守り体制とか、村内でのサロンの事業の展開とかいろいろなメニューがございますが、とりあえずできるところから確実に一つ一つ従前の生活ができるように努力してまいりたいと考えでございます。

委員（佐藤八郎君） 村内に今戻っている方、これから準備宿泊で戻る方、村内に戻らない方の部分で今言われたものを再開していくとなると、かなりの大変な事業というふうに思いますけれども、今年は再開検討委員会でこの事業を再開する具体的な流れなり予算なり事業を実施するものを検討されるというのか、課題克服のために何かやろうとしているのか、もう一度伺います。

健康福祉課長（高橋正文君） 再開検討委員会は今年度でご報告をいただいておりますので、28年度についてはその報告に基づいて一つ一つの事業を実施に向けて進むということで

ございます。

委員長（北原 経君） ほかに質疑ありますか。

委員（渡邊 計君） 1点だけお伺いします。

先ほど再開直前にちょっと連絡いただいたので、私自身も確認はできていないんですが、今回ホームページに教育委員会から掲載された会議録、これは12月と1月分が削除されたと連絡が入ったんですが、事実でしょうか。

教育課長（村山宏行君） ホームページのほうに会議録を載せたということでありまして、内容がこちらでデータそのものを載せてしまったんです。それで議事録の署名を異議のものを今差しかえている最中であります、その分が今抜けているということでございます。差しかえ次第、載せるということあります。

委員長（北原 経君） そのほか。

（「質疑なし」という声あり）

これで各会計の質疑を全て終わります。

これから議案ごとに委員会採決をいたします。

議案第10号平成28年度飯館村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（北原 経君） この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（北原 経君） 起立5名、起立多数です。よって議案第10号平成28年度飯館村一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号平成28年度飯館村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（北原 経君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号平成28年度飯館村国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（北原 経君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号平成28年度飯館村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第13号平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（北原 経君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号平成28年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第14号平成28年度飯館村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（北原 経君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号平成28年度飯館村介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（北原 経君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号平成28年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長（北原 経君） 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については委員長及び副委員長に一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長（北原 経君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって平成28年度各会計の予算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後4時00分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月15日

予算審査特別委員会委員長

北原、経

()

()